

人権教育の指導方法等の在り方について
〔 第三次とりまとめ 〕

～ 指導等の在り方編 ～

平成２０年３月

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」

目 次

はじめに	1
------	---

指導等の在り方編

第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方	4
1. 人権及び人権教育	4
（1）人権とは	4
（2）人権教育とは	4
（3）人権感覚とは	5
（4）人権教育を通じて育てたい資質・能力	5
（5）人権教育の成立基盤となる教育・学習環境	6
2. 学校における人権教育	8
（1）学校における人権尊重の目標	8
（2）学校における人権教育の取組の視点	8
第Ⅱ章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実	10
第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等	10
1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進	10
（1）人権尊重の精神に立つ学校づくり	10
（2）人権教育の充実を目指した教育課程の編成	11
（3）人権尊重の理念に立った生徒指導	12
（4）人権尊重の視点に立った学級経営等	14
（5）人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上	15
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価	16
（1）学校としての人権教育の目標設定	16
（2）校内推進体制の確立と充実	16
（3）人権教育の全体計画・年間指導計画の策定	17
（4）学校としての取組の点検・評価	18
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携	19
（1）家庭・地域との連携	20
（2）関係諸機関との連携・協力	20
（3）校種間の協力と連携	21
（4）連携推進のための支援体制	21
第2節 人権教育の指導内容と指導方法	22
1. 指導内容の構成	22
（1）人権に関する知的理解に関わる指導内容	22
（2）人権感覚の育成に関わる指導内容	23
（3）総合的な指導のためのプログラム	24
2. 効果的な学習教材の選定・開発	25
3. 指導方法の在り方	27
（1）人権教育における指導方法の基本原則	27
（2）児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫	29
（3）「体験」を取り入れた指導方法の工夫	29
（4）児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫	30

4. 指導内容に関する配慮事項	32
(1) 教育の中立性の確保	32
(2) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮	32
第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組	33
1. 教育委員会における取組	33
(1) 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備	33
(2) 人権教育に関する情報発信・普及	35
(3) 教職員を対象とした研修の実施	36
2. 学校における研修の取組	41
(1) 年間教職員研修プログラムの作成	41
(2) 研修内容	41
(3) 研修方法	44

実践編 ※ 別冊

この資料の活用にあたって

- I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等
- II 人権教育の指導内容と指導方法
- III 教育委員会及び学校における研修等の取組

個別的な人権課題に対する取組 ※ 別冊

おわりに	46
------	----

○ 参考資料

○ 資料

○ 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

はじめに

1948年（昭和23年）に国連総会において世界人権宣言が採択された。その後今日に至るまで、人権に関する様々な条約が採択されるなど、人権保障のための国際的努力が重ねられてきた。そして「人権の世紀」と呼ばれる現在、このような努力をめぐる国境を越えた連携がますます重要となっている。国連は、全世界における人権保障の実現のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連10年」（1995－2004年）を実施した。また、2004年（平成16年）12月には国連総会が、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を2005年に開始する宣言を採択し、第1フェーズ2005～2007（平成17年～平成19年）は初等中等教育に焦点を当てることを決定した。2005年（平成17年）7月には、その具体的内容を定めた「行動計画改定案」（わが国は協同提案国）が国連総会において採択されている。さらに、第1フェーズについては、その期間を2年間延長することとされ、現在世界各国が計画の実施に取り組んでいるところである。

我が国も「児童の権利に関する条約」をはじめ人権関連の諸条約を締結し、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で人権に関する各般の施策を講じてきた。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者の育成を期する教育が、家庭・学校・地域のあらゆる場において推進されてきた。このような人権尊重社会の実現を目指す施策や教育の推進は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定。以下、「基本計画」という。）でも指摘されているように、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別など、今日においても様々な人権問題（注）が生じている。特に、次代を担う児童生徒（幼児を含む。以下同じ。）に関しては、各種の調査結果に示されているように、いじめや暴力など人権に関わる問題が後を絶たない状況にある。さらには、児童生徒が虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化している。

基本計画は、様々な人権問題が生じている背景として、人々の中に見られる「同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」、社会の急激な変化などとともに、「より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないこと」等を挙げている。

このため、「全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることではない」として人権教育の重要性を指摘し、政府として人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、基本計画では、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとし、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めている。

さらに、基本計画は、「人権教育・啓発の推進方策」として、「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」こと、また、「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを明示している。

本調査研究会議は、こうした指摘を踏まえ、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指して人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行ってきた。そして、平成16年6月には、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」を公表し、人権教育とは何かということをわかりやすく示すとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点を示すこととした。

次いで、平成16年度以降は、都道府県・政令指定都市教育委員会の協力の下、人権教育の実践事例等を収集するとともに、これらを参考に、指導方法等の工夫・改善方策などについて主として理論的な観点からの検討を進め、平成18年1月には、〔第二次とりまとめ〕を公表した。〔第二次とりまとめ〕は、すでに全国の学校・教育委員会へ配布され、積極的に活用されている。

しかしながら、人権教育のより一層の充実を求める気運はその後も高まっており、これに対処するための実践的なノウハウ等の情報を求める要請も大きくなっている。

このような中であって、本調査研究会議では、全国の学校関係者等が〔第二次とりまとめ〕の示した考え方への理解を深め、実践につなげていけるよう、さらなる検討を進めてきた。その成果として、掲載事例等の充実を図るとともに、「指導等の在り方編」と「実践編」の二編にこれを再編成し、今般、第三次のとりまとめに至ったものである。

今後、このとりまとめが、全国の学校・教育委員会において幅広く活用され、人権教育のより一層の推進に資することとなるよう、切に願うものである。

(注) 基本計画は、「人権教育の実施主体」として「学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人など」を示した上で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害等の個別的課題を挙げ、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」としている。

指導等の在り方編

第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

1. 人権及び人権教育

(1) 人権とは

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義される（人権擁護推進審議会答申（平成11年））。また、基本計画は、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明している。

しかし、人権を一層身近で具体的な事柄に関連させてより明確に把握することが必要である。人権という言葉は「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味する。したがって、人権とは何かを明確に理解するには、人とはどのような存在なのか、権利とはどのような性質を持つのかなどについて、具体的に考えることが必要となる。

人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。

このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なりあっている。このような諸権利がまとまった全一体を人権と呼ぶのである。したがって、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかけがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。

(2) 人権教育とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）をいうものとしている。この定義についても、より具体的にとらえることが必要である。

国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、人権教育について「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものとし、その要素として（a）知識及び技術－人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身に付けること、（b）価値、姿勢及び行動－価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化すること、（c）行動－人権を保護し促進する行動をとることが、

含まれるものとしている。

これらを踏まえれば、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。

(3) 人権感覚とは

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。「価値志向的な感覚」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、価値に向かおうとする感覚であることを言ったものである。このような人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えてくる。つまり、価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられるのである。

(4) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

このように見たとき、人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であることがわかる。

このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の3つの側面（①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面）から捉えることができる。

①知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものである。

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれるであろう。このように多面的、具体的かつ実践的であるところにその特徴がある。

②価値的・態度的側面

この側面の資質・能力は、技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権教育が育成を目指す価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、

多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれる。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるためには、このような価値や態度の育成が不可欠である。こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる。

③技能的側面

この側面の資質・能力は、価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であるとはいえない。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要である。人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれる。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

(5) 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

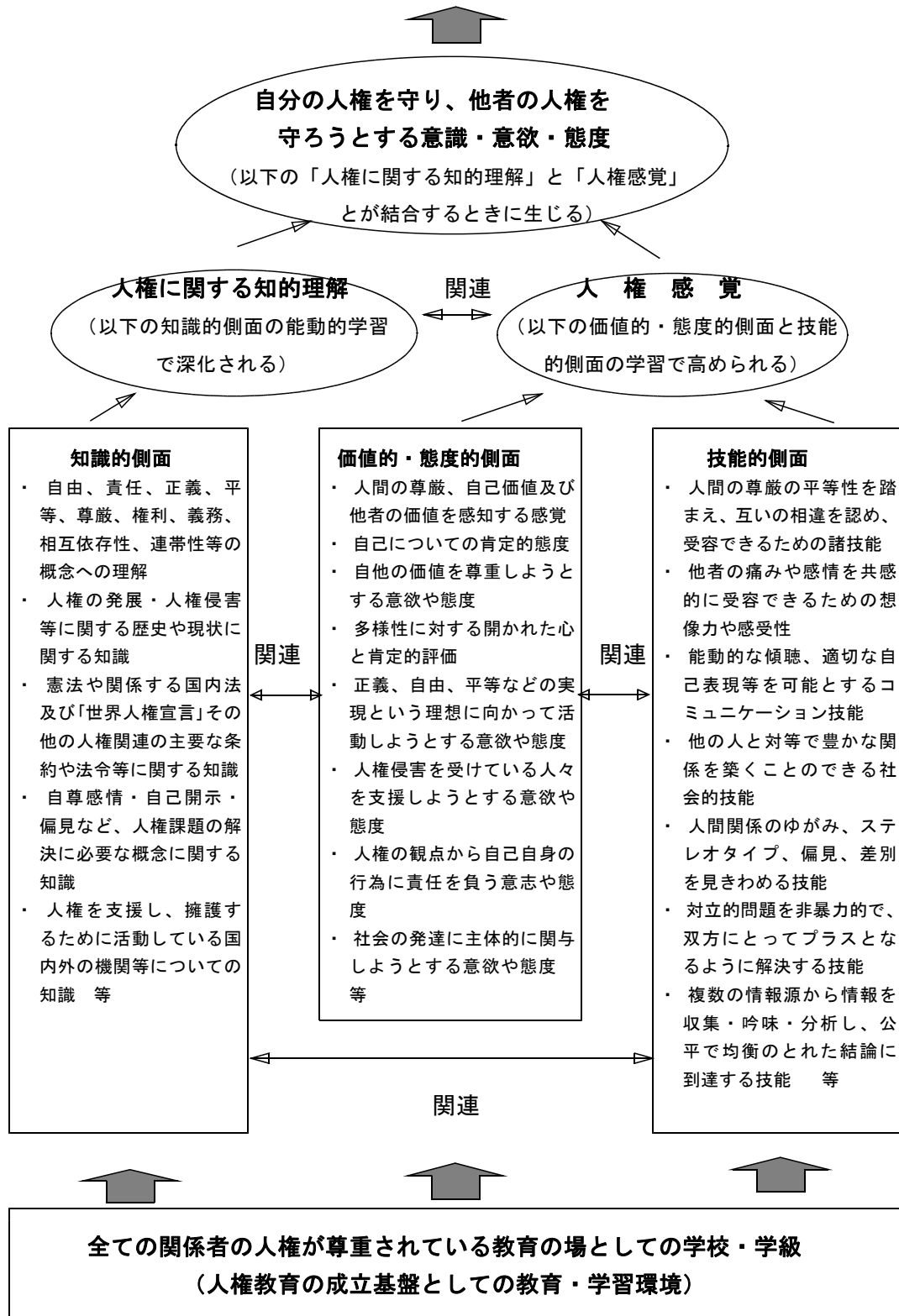
人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。

人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。

なお、人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものであることも再認識しておきたい。

【参考】

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」
自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動



2. 学校における人権教育

(1) 学校における人権教育の目標

学校における人権教育の取組に当たっては、上に見た人権教育の目的等を踏まえつつ、さらに、人権教育・啓発推進法やこれに基づく計画等の理念の実現を図る観点から、必要な取組を進めていくことが求められる。人権教育・啓発推進法では、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（第3条）」にすることを、人権教育の基本理念としている。

一方、各学校において人権教育に実際に取り組むに際しては、まず、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取組を進めることが肝要である。人権教育に限らず、様々な教育実践を進めるためには目標を明確にすることが求められる。それによって、組織的な取組が可能となり、改善・充実のための評価の視点も明らかになるからである。しかしながら、「人権尊重の理念」などの法律等における人権に関わる概念については、抽象的でわかりにくいといった声もしばしば聞かれるところである。

人権尊重の理念は、平成11年の人権擁護推進審議会答申において、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考えをとらえる」べきものとされている。このことを踏まえて、人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であるといえることができる。

この「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」については、そのことを単に理解するに止まることなく、それが態度や行動に現れるようになることが求められることは言うまでもない。すなわち、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。

このような人権教育の実践が、民主的な社会及び国家の形成発展に努める人間の育成、平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の育成につながっていくものと考えられる。

各学校においては、上記のような考え方を基本としつつ、児童生徒や学校の実態等に応じて人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し主体的な取組を進めることが必要である。

(2) 学校における人権教育の取組の視点

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。個々の児童生徒が、自らについて一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つこと

が容易になるからである。

とりわけ、教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、校長はじめ、教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものでもある。

このようなことから、自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくるのが、まず学校・学級の中で取り組まなければならない。また、それだけではなく、家庭、地域、国等のあらゆる場においてもそのような環境をつくる必要があることを、児童生徒が気付くことができるように指導することも重要である。

さらに、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。すなわち、他の人とともによく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒が身に付けられるようにすることが大切である。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

- ① 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③ 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれるところである。

【参考】 隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

第Ⅱ章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

前章では、人権教育の目標に関連して、人権に関する知的理解の深化及び人権感覚の涵養を基盤として、人権擁護の意識、意欲、態度、さらに実践行動にまで高めていくことの必要性について指摘した。さらに、人権教育の成立基盤としての学校・学級の在り方そのものが持つ重要性にも言及した。これらを踏まえ、本章では、さらに学校における人権教育がその目標を達成するためにどのような点に留意すべきかについて示すこととしている。その際、「学校としての組織的な取組等に関すること」、「人権教育の内容及び指導方法等に関すること」、そして「教育委員会及び学校における研修等の取組に関すること」の3つの観点から検討することとした。

なお、本調査研究会議は、調査研究を進めるに当たり、都道府県教育委員会の協力を得て人権教育の実践状況及び指導事例等の収集・把握を行った。この章では、これらの事例と国際的な人権教育に関する理論的・実践的研究成果を踏まえて、上記のそれぞれの観点ごとに考え方を示すとともに、これへの理解を補うための基本的な事例等を併せて提示している。さらに、より具体的・実践的な事例資料等については、実践編にまとめて収録しているので、必要に応じ、これを参照しつつ活用されたい。

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校教育においては「生きる力」を育む教育活動が進められている。平成20年1月の中央教育審議会答申では、現行学習指導要領が重視する「生きる力」の育成という理念が、社会の変化の中でますます重要となってきたこと、改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂に際しても、「生きる力」という理念の共有が図られるべきこと等を指摘している。

「生きる力」については、平成8年7月の中央教育審議会答申において、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」などからなる全人的な力として捉えられている。

すなわち、「生きる力」は、変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも、重なりを持つものといえる。人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（以下「各教科等」という）や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。

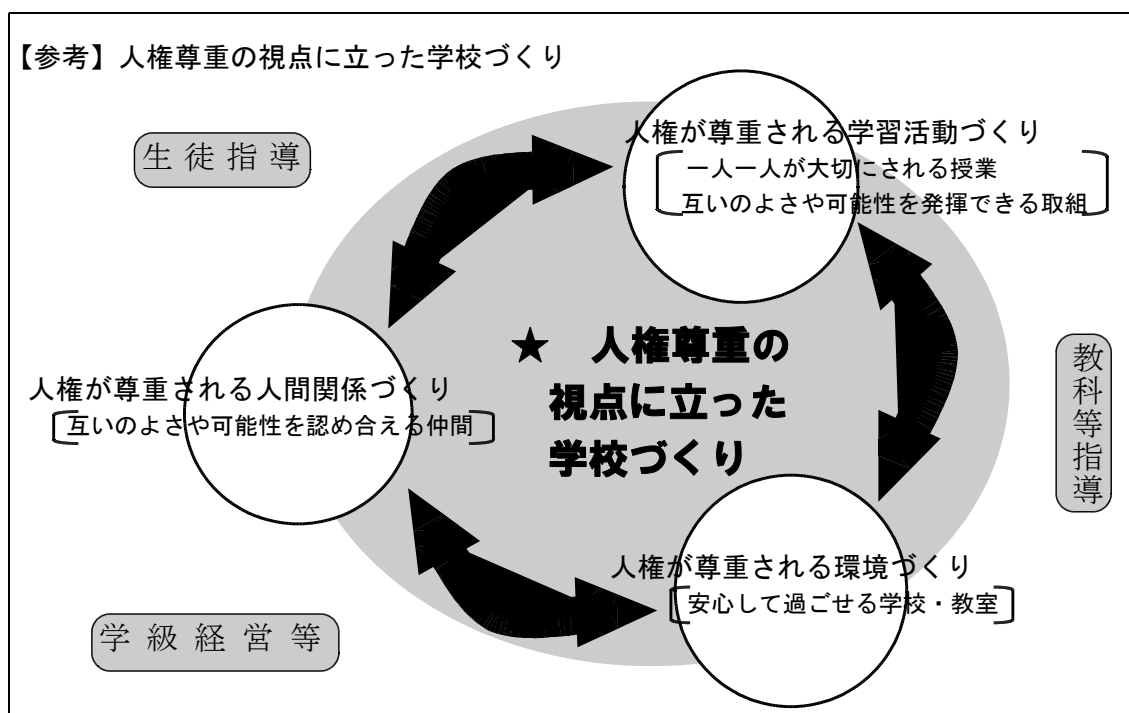
（1）人権尊重の精神に立つ学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人

権尊重の精神に立った学校づくりを進めていかなければならない。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。

その際、校長は、人権教育の推進の視点に立って学校の教育目標を作成するとともに、自校の実態を踏まえ、人権教育に関わる目標について教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。



(2) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

現在、学校教育においては、各教科等の教育活動全体を通じ、児童生徒が学ぶことや働くこと、生きることの意義や尊さを実感できる教育を充実し、学ぶ意欲を高める活動に取り組んでいる。人権教育についても、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じてこれを推進していくことが大切である。

学校において人権教育を展開する際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要である。

また、教育課程の編成に当たっては、以下の【参考】に示した諸点に留意するとともに、個に応じた指導を充実し、一人一人が大切にされる授業等を通じて、人権意識等や実践力を身に付けさせていく必要がある。さらに、その指導の展開に際しては、誰もが自分のよさや可能性を発揮し、輝くことができるような学習活動づくりに努めていくことが大切である。

【参考】教育課程の編成に当たっての留意点

1 「地域の教育力」を活用する

各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動全体を通して人権教育を推進する。

2 「体験的な活動」を取り入れる

フィールドワークなどの体験活動を積極的に活用して、人権についての「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」を育て、人権感覚を育成する。

3 学習形態、教育方法上の工夫を行う

児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的に応じて、計画的に、一斉学習・グループ学習・個別学習などの学習形態の工夫を行う。また、目的・内容に応じて、授業担当教員とゲストティーチャー（地域人材等）とのチーム・ティーチングを取り入れたり、コンピュータなどの情報機器を活用したりするなど、指導形態・方法の工夫を行う。

4 「生き方学習」や進路指導と関わらせる

学級活動やホームルーム活動などでの人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進する。

（3）人権尊重の理念に立った生徒指導

学校における生徒指導は、個々の児童生徒の自己指導力を伸ばす積極的な面にその本来の意義があり、全ての児童生徒の人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が、児童生徒一人一人にとって、また、学級や学年、学校全体といった集団にとっても、充実したものとなるようにすることを目的としている。この点において、生徒指導の活動は、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を育成し、学校において、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育の活動とも、互いに相通ずるものということができる。

生徒指導の取組に当たっては、学業指導、個人的適応指導、社会性指導、余暇指導、健康安全指導などその指導の全体を通じ、児童生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて、人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。

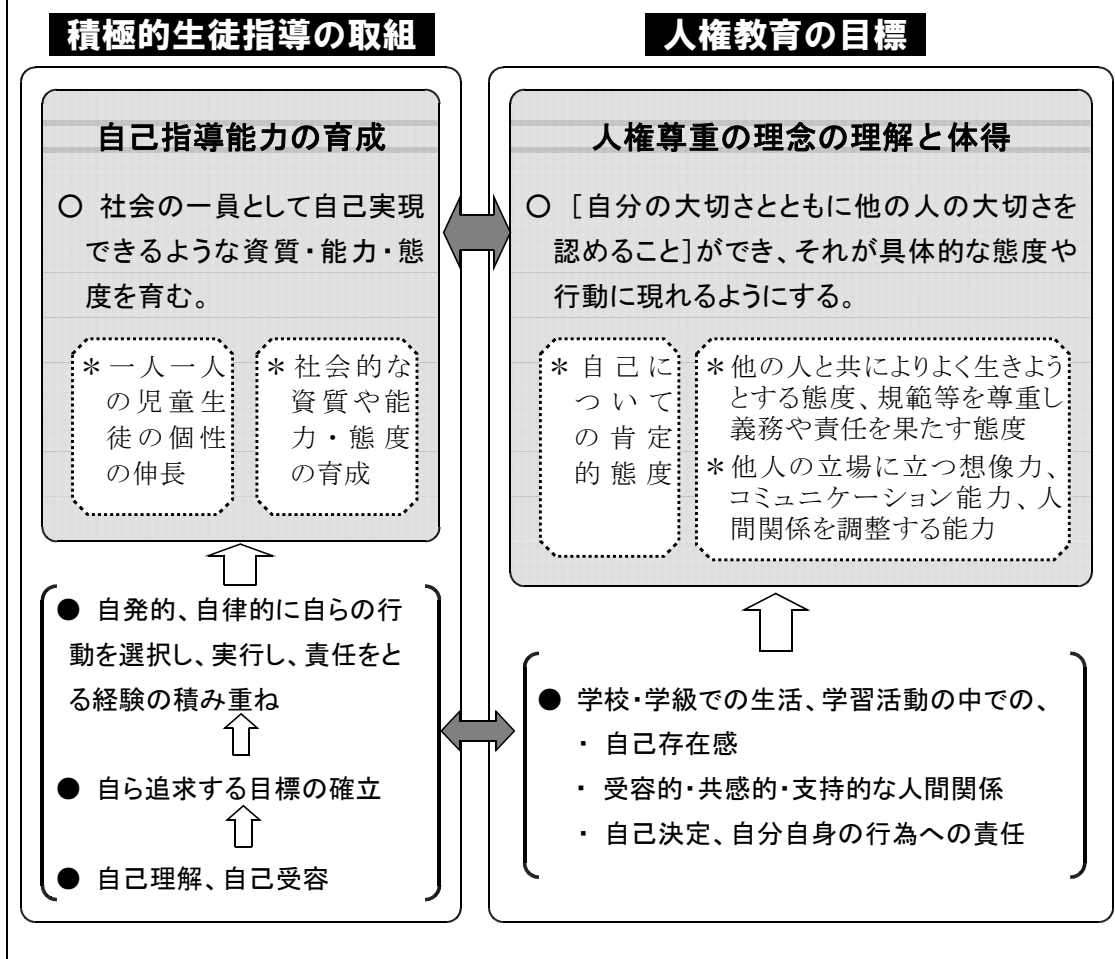
学校においては、学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を涵養していくことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資す

ることとなると考えられる。

同様に、児童生徒の肯定的なセルフイメージの形成を支援すること、受容的・共感的・支持的な人間関係を育成すること、自己決定の力や責任感を育成すること等を内容とする人権教育の取組についても、「積極的な生徒指導」の取組と歩調を合わせてこれを進めることで、より大きな効果を上げることができるであろう。

なお、児童生徒の問題行動等への対応などいわゆる消極的な生徒指導の側面について見れば、暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などの問題は、人権侵害にもつながる問題であり、また、これらの事案の個々のケースにおいては、複数の児童生徒の人権相互間の調整を要することとなる場合も少なくない。学校においては、こうした可能性を常に念頭に置きつつ、問題解決に向けた取組を進める必要がある。とりわけ、いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。

【参考】積極的生徒指導の取組と人権教育



【参考】生徒指導における自己指導能力の育成

※ 自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義については、中学校学習指導要領においても、従来よりこれを重視し、「生徒が自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図る」こととしている。

生徒指導とは、本来一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。自己指導能力には、自己受容、自己理解を基盤とし、自ら追求する目標を確立し、その目標の達成のために自発的、自律的に自らの行動を決断し、実行することが含まれます。そして、その能力は児童生徒が日常生活のそれぞれの場でどのような選択が適切であるか、自分で判断し実行して、それらについて責任をとるという経験を広く持つことの積み重ねを通じて育成されます。

『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導』
(文部省 生徒指導資料第20集 昭和63年3月)

(4) 人権尊重の視点に立った学級経営等

人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない。

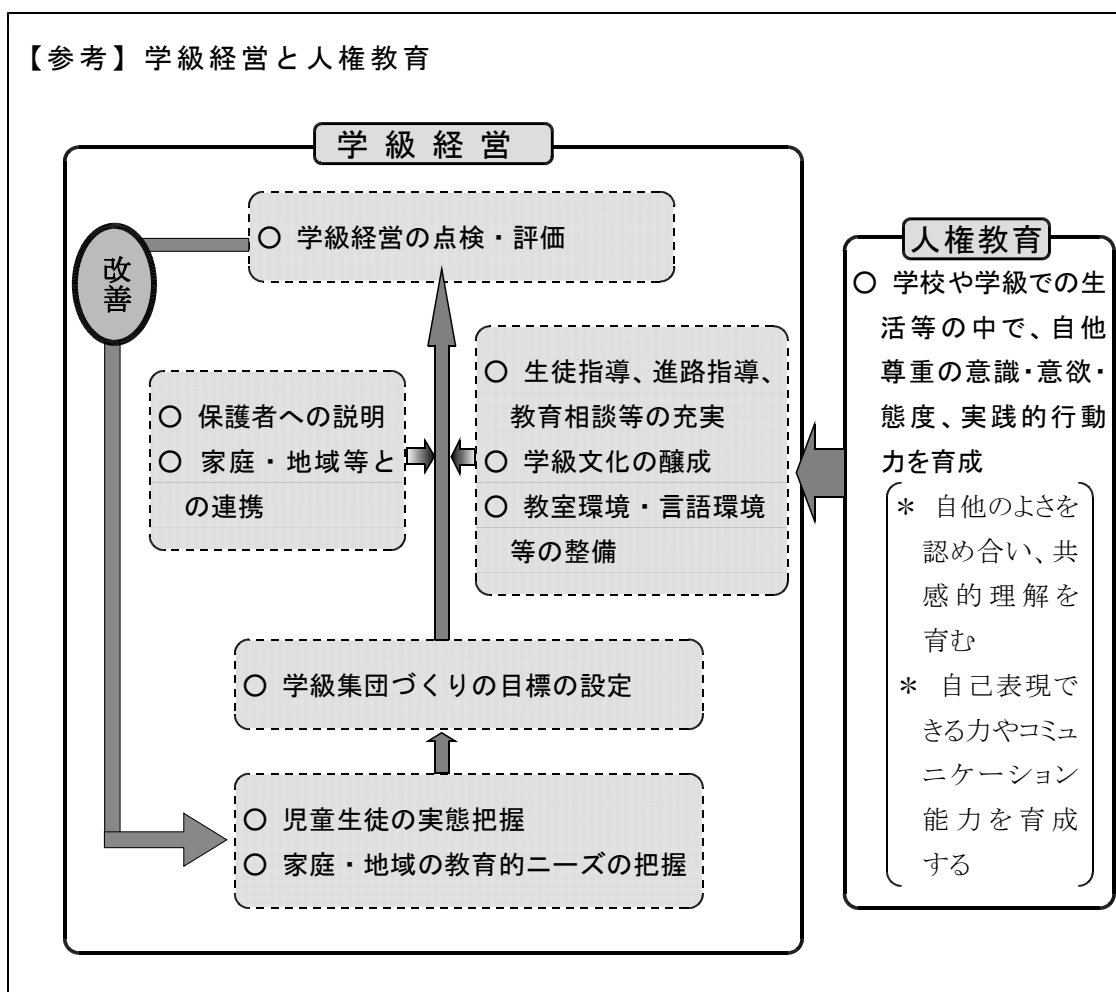
学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。

そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。

また、特に、児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。

なお、人権が尊重される環境整備のための積極的な取組として、人権コーナーの設置や人権ポスターの掲示、人権学習会の定期的な開催などを通じ、児童生徒が日頃から人権学習に親しむ機会を提供していくこと等も重要である。

【参考】学級経営と人権教育



(5) 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

学校教育においては、現在、全ての児童生徒に基礎的な知識・技能及びそれらを活用して問題を解決する力等を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」を育むことが求められている。

「確かな学力」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるといふ環境が成立していなければならない。

このように見た場合、校内に人権尊重の理念に基づく教育活動を行き渡らせることは、学習指導の効果的な実施を図る上でも、重要な観点の一つとなるものと考えられる。

学校においては、「確かな学力」を育むためにも、学校全体として「一人一人を大切に、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められている。

【参考】効果のある学校（effective school）

今日、「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実に関心のある一人一人の存在や思いが大切にされるといった状況が成立していなければならないからである。

2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価

各学校においては、校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目標設定、指導計画の作成や教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが肝要である。また、こうした人権教育の取組については、当該学校における活動全体の評価の中で定期的に点検・評価を行い、主体的な見直しを行うとともに、その取組に関する情報は、保護者や地域の人々に対しても積極的に提供するように努めることが求められる。

その際、学校評議員や保護者等の意見を聞く機会を設けることも重要となる。

（1）学校としての人権教育の目標設定

学校としての人権教育の目標を設定するに当たっては、様々な人権問題の解決に資する教育の大切さを十分に認識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標となるよう、留意することが重要である。

同時に、こうした目標設定の取組を通じ、人権教育とは、人権に関する知的理解だけでなく、[自分の大切さとともに他の大切さを認めること]ができるような人権感覚の育成を目指すものであること、人権感覚の育成のためには、自尊感情を培うとともに、共感能力や想像力、人間関係調整力を育むことが求められること等について、教職員の共通理解を図っていく必要がある。

これらを踏まえつつ、各学校がこれまでの活動の中で取り組んできたことや、児童生徒の実態、地域の実情等も考慮し、自校の具体的な目標を設定することが大切である。

（2）校内推進体制の確立と充実

学校としての組織的な取組を推進するに当たっては、校内における推進体制を確立するとともに、各教職員による効果的・効率的な役割分担の下に、その機能の充実を図ることが求められる。

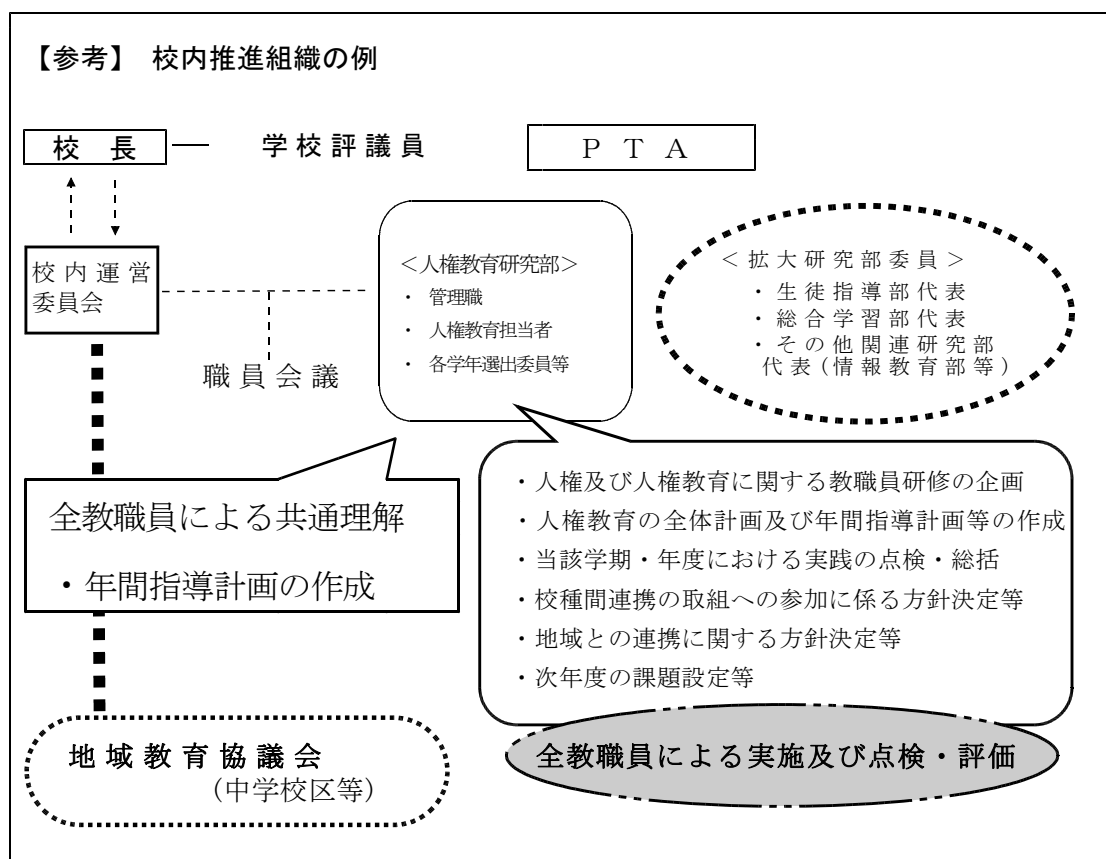
ア. 人権教育を推進する体制の確立

各学校において人権教育の目標を実現していくためには、人権教育の年間指導計画の立案や毎年の

点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することがきわめて重要となる。この推進体制において、校長のリーダーシップの下、各校務分掌の取組と人権教育の目標との関連を明確にすることが求められる。推進組織の構成としては、人権教育担当者、学年主任のほか、生徒指導部、進路指導部、関連する教科等の研究部など、各部校務分掌組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とすること等が考えられる。

イ. 人権教育担当者の役割

各学校において、人権教育の活動に関する企画立案や、各校務分掌組織間の連絡調整・統括、学校運営全体との調整、対外的なコーディネートなどを担う人権教育担当者は、人権教育に係る校内推進体制の要として、指導的役割を果たすことが期待される。また、人権教育担当者の業務として、人権侵害が生じた場合における当該事案への対応のほか、保護者や児童生徒への相談活動等も重要となる。



(3) 人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

ア. 人権教育の全体計画・年間指導計画策定の観点

各学校においては、人権教育の推進に当たり、校内推進組織を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を策定し、組織的な取組を進めていくことが重要である。

全体計画は、人権教育の目的の実現に向け、当該学校において目指すべき目標や、取り組むべき活動の全体を、児童生徒の発達段階に即しつつ、各教科等の関連を考慮しながら、

総合的・体系的に示した計画である。また、年間指導計画は、全体計画に基づき、当該年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画である。

各学校においては、当該学校における人権教育の推進の観点を明確化した上で、これらの計画を策定することが求められる。

イ. 人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

全体計画の策定・見直し及び年間指導計画の策定は、管理職及び人権教育担当部（担当者）による策定・見直し方針の提示を端緒として、具体的な目標や実践的課題の設定、各学年組織による学年ごとの年間指導計画案の作成、人権教育担当部によるとりまとめ、職員会議への提示による全教職員の共通理解など、学校全体の組織的な取組として、これを進めていくことが求められる。また、このような過程を通して、全教職員の人権教育の推進に対する参画意識を培うことが望ましい。

人権教育の全体計画の作成に当たっては、学校・地域の特色を活かした取組や、様々な人との交流活動、ボランティア活動をはじめとした体験活動等の在り方を示すこと等が考えられる。その際、当該学校における教育目標全体の中での位置付け等を明確にすることが必要である。

全体計画については、例えば、小学校では体験・交流活動を通して、児童が自分で「ふれる」、「気付く」こと、中学校では他者に「気付く」ことを確かな認識に「深める」こと、高等学校では自分自身の生き方と関連させ、解決に向け地域社会に「発信する」、「行動する」ことに重点を置くなど、発達段階に相応した目標を設定することが望ましい。

また、年間指導計画の作成に当たっては、身近な人権問題を扱った学習や、例えば社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動、様々な人達との交流活動等を取り入れ、その計画を示すことなどが考えられる。その際には、児童生徒が自ら課題に気付き、人権問題に直面したときに「おかしい」と直感したり、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができるように、多様な教育活動の中で人権教育の視点からの工夫を行うことが大切である。

（４）学校としての取組の点検・評価

各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められる。点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要である。

ア. 教職員による点検・評価

点検・評価の実施に当たっては、教職員自身によるアンケート等を行い、その結果を分析していくこと等も考えられる。

また、日常的な授業改善の取組として、教職員相互の授業評価を積極的に行うことも大切である。

イ. 児童生徒による評価

点検・評価の取組の一環として、児童生徒の発達段階等も考慮しつつ、学校の取組に対する児童生徒の評価をアンケート等により調査し、その調査結果を学校としての評価に反映させていくことも考えられる。

また、児童生徒が自らの学習について評価することは、人権教育に対する意欲・関心、達成感の状況を把握する上で有意義であるとともに、児童生徒の学習の在り方を検証し、今後の指導方法等の工夫改善を進めるためにも、不可欠な取組となる。さらに、学習の節目ごとに児童生徒自身による評価

を行い、その全体的な結果を学級で共有することにより、児童生徒相互の共通認識を図ることも可能となる。

ウ. 保護者等による評価

学校における毎年度の評価等の実施に当たり、保護者等による評価を取り入れることも重要となる。保護者等の評価についてアンケート調査等を行う場合には、その結果を公表することが求められる。また、調査結果をもとに学校評議員等の意見を求めたり、PTAの会合等において意見交換を行ったりすることも考えられる。

このほか、例えば授業参観後の保護者との懇談会のように、学校・学年・学級における取組を公開し、活動状況の説明を行うとともに、これらに対する保護者等の意見や感想を聞く機会を、学校として積極的に設けていくことも大切である。

【参考】点検・評価の視点

- 教職員における人権教育の目標の理解
 - 学校全体としての取組の進捗
 - ～ 年度ごとの新しい(特色ある)取組、その他の取組
 - 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
 - 学校・学年としての指導の継続性の確保
 - 学校全体としての組織体制の構築
 - ～ 管理職－人権教育担当者－各研究部・各学年の有機的な連携
 - 家庭・地域との連携の強化
 - ～ 家庭・地域に対する説明・情報提供、連携推進の体制整備
- など

3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

人権教育は、一人一人が大切にされ、尊重される社会の発展に寄与するものである。各学校においては、人権教育のこのような意義も踏まえ、人権文化の構築に向けた各般の取組とも歩調を合わせながら、社会全体で子どもたちを育てていくという視点に立って、人権教育の活動を進めていく姿勢が重要となる。

学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。例えば、人権を尊重する社会の実現のために働く人々と直接に出会い、これからの社会を担う子どもたちに向けた、それらの人々の思いに触れることで、児童生徒が、自分たちに向けられた期待を実感として受けとめ、自らが有用な存在であることを自覚し、人権感覚を身に付けていくことへの自発的な意欲を持つようになることも期待できるのである。

家庭・地域や関係機関等との連携を進めるに当たっては、まずは、学校から、これらの機関等に向けて、自らの取組を、積極的に公表し、協力関係を築き上げておくことが重要であり、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝えることが求められる。また、これらの機関等との共同

による取組を実践していく際には、多くの人々の参加を可能とする方法を工夫し、家庭・地域、関係諸機関が、それぞれの特色を十分に発揮できるよう留意することが必要である。

さらに、保・幼・小・中・高等学校などの学校段階ごとの取組だけでなく、校種間の連携をより一層進めることが求められる。児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムを共同で研究したり、校種を越えて授業研究を行うなどの取組を通じて、系統的・継続的な人権教育の実践に努めることが望まれる。

なお、今日の社会は、多様な立場や思想、生活様式を共存させ、人権と自由とを保障することが求められている。人権教育の推進に当たっても、家庭や地域社会、関係諸機関等との連携や協力を進める際には、各学校における人権教育推進計画の目標との整合性を損なわないようにすること、教育の中立性を確保することが必要である。

(1) 家庭・地域との連携

児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていないければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない。それだけに、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。

また、家庭や地域等の身近な人々との連携に当たっては、児童生徒と保護者、地域住民等と一緒に活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫に努めることが望ましい。

このほか、PTA 等における人権教育の一層の推進も期待される。

(2) 関係諸機関との連携・協力

人権教育・啓発に関する国の基本計画では、教育・啓発の実施主体間の連携を促進するため、「人権啓発活動ネットワーク協議会」等の既存組織の強化はもとより、①幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携、②各人権課題に関係する様々な機関との一層緊密な連携、③公益法人や民間のボランティア団体、企業等との連携の可能性やその範囲についての検討など、新たな連携の構築のための取組を求めている。また、その際には、教育の中立性が確保されるべきことを指摘している。

大学や研究機関、市民団体など、人権教育に関係する諸機関の協力を得て多様な学習活動を行うことは、人権感覚の育成に大きな効果を上げるものと思われる。実際に、人権侵害の事件に直接携わる公的機関の専門家、様々な人権課題の解決に努力する団体等の関係者を、授業や教員研修・講演会等に招いて講話を聞く取組や、児童生徒が障害者施設や高齢者施設等の施設を直接訪問して様々な人と交流したり、ボランティア活動を体験したりするなどの学習活動は、広く取り組まれ、人権感覚の育成に効果を上げている。

人権に関する一連の学習活動の中で、人権を守り人権尊重の社会を支える活動をする専門家の存在を知り、その人と出会うことは、児童生徒にとって人権感覚を培うことの契機となるであろう。人権尊重の姿勢を持って誠実に職責を果たす人々の話を直接に聴くことで、将来設計やキャリア形成を考

える上でも、適切な教育的効果を持つものと思われる。

また、施設の訪問等を通じ、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合うことで、人権課題に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育むことができる。

さらに、指導講師を依頼して研修会を実施したり、児童生徒の人権意識に関する調査・分析についての協力を得たり、施設訪問などの参加体験型学習を進めるに際し専門家の助言を受けたりするなどの取組は、児童生徒に対する人権教育の指導の充実に止まらず、教員の資質向上に大きく資するものと思われる。

各学校においては、適切な連携協議の場にこのような機関の関係者の参加を得て、普段からの連携・協力体制を整えておくことが必要である。また、関係する諸機関においても、積極的にこのような連携や協力の要請に応える姿勢を持つことが期待される。

(3) 校種間の協力と連携

子どもは、保育所・幼稚園から、小学校、中学校、高等学校等へと学習の場を移しながら成長する。人権教育においても、そのような学習者の成長過程全体を想定し、年齢段階、学年段階などの発達段階に適した学習活動を計画することが必要であり、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携が不可欠である。

義務教育である小学校と中学校との交流・連携が重要であることは言うまでもないが、さらに、児童虐待をはじめ子育てに関わる様々な問題等に対する教職員の理解を促進する観点からも、保育所・幼稚園や特別支援学校等との連携が必要である。また、高等学校段階においては、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関わる教育を積極的に組み入れていくことが重要となる。

これらを踏まえつつ、校種間の定期的な連携協議会の開催や、相互の授業公開、合同研修等の実施、児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究、校種を越えての授業研究の実施などを通じ、教職員間の交流を進める体制を整えながら、系統的・継続的な人権教育の実践に努めていくことが望ましい。

学校における人権教育の取組の一環として、異なる校種の学校との交流学习を推進し、異年齢の子どもが共に活動する機会を整備していくことは、互いを思いやる感受性や社会性を伸ばすことにもつながり、人権尊重の精神を育てる上で意義深いことである。なお、相互交流の実施に当たっては、よりきめ細かな学習の円滑な実施のため、他校への訪問を計画する学校の教職員が、事前に、訪問先となる他校種の学校の教職員を訪ね、当該校における交流学习や体験的活動の取組への考え方等について、助言や指導を得ておくこと等も考えられる。

(4) 連携推進のための支援体制

学校が、家庭、地域や関係諸機関等との協力を深め、校種間の連携に取り組むことにより、専門家からの有用な知識の習得や、地域における体験的な活動等の実施、校種を超えた一貫性のあるカリキュラムの整備等を円滑に進められるようになり、人権教育の適切かつ効果的な推進に資することとなる。各地方公共団体や教育委員会においては、このような連携の意義にかんがみ、人権教育・啓発に関する国の基本計画等の趣旨も踏まえ、連携促進のための環境整備を図り、学校・教職員における連携の取組を支援していくことが不可欠である。

第2節 人権教育の指導内容と指導方法

人権教育の指導の改善・充実という課題に直接的・具体的に関わるのが、人権教育の指導内容及び指導方法の問題である。本節では、指導内容の構成、学習教材の選定・開発、指導方法の在り方について順次述べることにする。その際に、特に人権感覚の育成、児童生徒の自主性・主体性の尊重、発達段階や実態への着目、体験的な学習の活用等の視点に焦点を合わせることにしたい。

1. 指導内容の構成

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的にとらえた上で、その指導内容を構成することが必要である。人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の3つの側面として捉えることができるが、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に位置付けることが望ましい。

一方、学校教育における各教科等やその分野・領域にはそれぞれ独自の目標やねらいがあり、指導に当たっては、この目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められることは言うまでもない。このような中であって、人権教育をいかにして総合的に位置付け、実践するかについては、なお、様々な工夫や検討が求められるところである。

現代社会における人権尊重の理念の徹底の重要性にかんがみれば、児童生徒に対しては、人権に関わる資質・能力をトータルに身に付けさせる必要があり、人権教育の指導内容についても、総合的な内容構成が目指されることになるが、同時に、育成すべき資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的、具体的な指導内容を構成してこれを実施していくことも、必要かつ有効な方法となる。

そこで、各教科等の指導で即座に実践できると思われるいくつかの指導内容の構成の事例を参考として提示しておきたい。

(1) 人権に関する知的理解に関わる指導内容

まず知識的側面の育成についてであるが、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会をとらえて積極的に取り組むことが求められる。

これまで、人権教育の知識的側面は、社会科等を中心とした教科の学習において扱われる場合が多かった。他方、様々な人権意識に関する調査等の結果からは、人権に関する客観的・科学的知識をある程度まで習得している人についても、その知識が社会や個人の生活の変容に資する生きた知識として内面化され、主体化されていないといった傾向がうかがえる。こうしたことから、人権教育をより一層充実させる観点から、知的理解に関わる内容の指導を特に取り立てた形で行うことが必要となってくる。この側面の指導に当たっては、単なる知識伝達に止まらず、その知識内容を自らのものとして肯定的に受けとめ、情緒的にもそれに共感できるようになるための主体的な学習を可能にする教授法を活用する努力が求められる。その指導は必ずしも教材を読んだり、講話を聴いたりする方式である必要はなく、むしろ、児童生徒の自己活動的、主体的関与を促すような学習や、主体的な関与と取組を基礎とする体験的な学習の機会を提供できるよう、工夫が求められる。同

時に、個別的・個人的な学習形態よりも、グループ活動も含む協同的・協力的な形態の学習を、より多く取り入れていくことが望まれる。

なお、知識的側面の指導内容の構成に当たっては、特に人権擁護に実際に役立つような実践的知識を積極的に組み込むことも必要である。

【参考】 知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

- ① 社会科等の授業で、人権に関わる題材を扱う際に、児童生徒が、自分自身に直接関わる問題を提示し、合理的・分析的な思考を行い、人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、内面化することを促すような幅広い内容構成を工夫する。単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求や討議を取り入れた授業の展開を図るなど柔軟で弾力的な指導方法を取り入れることも有効である。
- ② 総合的な学習の時間、特別活動（特に学級活動やホームルーム活動）及びその他のあらゆる学習の機会を活用して、法教育の観点からも、世界人権宣言や児童の権利に関する条約等の人権関連の条約等を教材として使用する。条約等の一部分のみの使用であっても差し支えなく、例えば、児童生徒の発達段階やその他の実態に照らして適切なものがあれば、それを適宜取り上げる。まず本文の内容を学習した上で、それをテーマとして話し合ったり、必要な情報を新たに探求したりして、知識の広がりや理解の深化を目指す学習を進める。また、自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるのか等に関する実践的で具体的な事柄についても、発達段階を踏まえて学習内容に組み入れる。
- ③ 外国語の時間に、例えば世界人権宣言や児童の権利条約等の日常英語版テキスト等を教材として活用する。語学的な能力の育成と同時に、実際生活で将来必要となるような人権に関する生きた知識の習得や内的価値の促進に結びつける。

（２）人権感覚の育成に関わる指導内容

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を養うことが特に重要となる。人権感覚を育成するには、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」に属する諸要素としての価値や態度、諸技能を身に付けさせることが必要である。しかし、いきなり整合的な全体計画の中でこれらを一挙に育成することは容易ではない。そこで、人権教育を通じて育てたい資質・能力の全体構造を意識しつつも、その諸要素の中からいくつかを個別的に順次取り上げて、様々な場面や機会を活かして促進を図る取組が必要となる。

その際に、特に、共感的に理解する力やコミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力など、第Ⅰ章２（２）に挙げた諸技能について取り上げて、それぞれの育成に取り組むことが重要である。

【参考】 人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容構成の例

- ① 国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れる。
- ② 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会をとらえ、できるだけ直接的な体験を活かすことを通じ、上記①に掲げる諸技能を育成する。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効である

(3) 総合的な指導のためのプログラム

上記の(1)及び(2)のように、人権教育を通じて育てたい資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的な内容を取り上げて行う指導と併せ、様々な指導内容を組み合わせた総合的な指導のプログラムを構成して指導することも大切である。

【参考】 総合的な指導のためのプログラム例

- 1 次の一連の学習により、児童生徒は自己の価値に関する認識から出発して、様々な人権課題の認識、社会的背景の考察、人権諸課題共通の概念習得を経て、人権実現のための具体的行動力の獲得に到達するまで、自然な流れの中で、諸要素を総合的に身に付けることが期待される。
 - ①自分が生きている価値の実感（自己についての肯定的態度）
 - ②お互いの間にある違いの自覚と尊重
 - ③人権侵害の歴史的・社会的背景と当事者の生き方の学習
 - ④様々な人権課題の解決に共通して必要な概念や枠組みに関する学習（自尊感情・自己開示・偏見・悪循環・平等観・特権など）
 - ⑤具体的な場面での行動力の育成
 - ⑥人権が尊重される社会づくりにつながるような行動力の育成
- 2 上記の要素のどれが重視されるかは、児童生徒の発達段階やその他の実態によって異なる。
例えば、小学校低学年では①②などが重視され、学年が高くなるにつれて③④などに重点が移る、小学校高学年や中学校、高等学校ではこれらに加え⑤⑥なども重要な位置を占めるようになる。
- 3 さらに、同一学年内における学習の進行においても、時期によって重点の置き方は異なる。
例えば、年度当初は①②などが重視され、その成果を土台に継続的・恒常的学習が継続されつつ、③④などが児童生徒の状況に応じて組み込まれる。そして⑤⑥などの具体的行動力の学習へと進む、というような構成が望ましい。

以上のように順次性への着目が求められるが、場合によっては改めて①②の側面を強調する学習が必要となる。

2. 効果的な学習教材の選定・開発

人権教育の学習教材を選定・開発するに当たっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければならない。その教材から、子どもたちにどのような知識や技能を身に付けさせたいのか、子どもたちの中にどのような意識や態度を育みたいのかが、具体的に設定されている必要がある。

その上で、人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするといった教材の内容面での創意工夫を行う。むろん、このことは、身近でない課題を取り上げないということの意味するのではない。子どもたちの日常を超えた、社会全体や地球全体に関わる課題を取り上げることによって、逆に身近な課題についての認識が深まり、人権問題と自らとのつながりが見えてくることも考えられる。

学習の目的に応じて、生命の大切さに気付くことができる教材、様々な人権問題に気付くことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材、コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材など、多様な学習教材の選定・開発が望まれる。

この場合において、既存の教材や教職員が作成した教材を子どもたちに与えるだけでは必ずしも十分ではない。例えば、保護者をはじめとする地域の人々の生き方・考え方や地域の様々な歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、子どもたち自身が自らの教材を作り上げていくというプロセスも大切にしたい。

また、それと関連して、教師・教授者の役割を問い直すことも重要であろう。子どもたちの主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すために、教師には「ファシリテータ（学習促進者）」としての役割が期待される。すなわち、知識の一方的な伝達に止まらない、創造的・生産的な活動を保障する進行役としての働きかけが望まれるのである。

なお、学習教材の選定・開発に際しては、児童生徒の発達段階を十分考慮するとともに、その内容を公正さの確保の観点から吟味することも大切である。例えば身近な事柄を取り上げる場合など、教材の内容によっては、プライバシーの保護等にも十分配慮することが重要である。

【参考】 効果的な教材の例

1：地域の教材化

地域におけるフィールドワークなどとの関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げて教材化する。市区町村においては、これに関連する資料等が図書館などに保管されていることも多いので、それらの活用は可能であり、容易であろう。ただし、活用に当たっては、児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、また、学校がねらいとしている課題との関連等の点から検討する。

2：外部講師の講話やふれあいの教材化

福祉作業所や高齢者施設などにおいて人権課題と直接関わって働く人、また、高齢者や障害のある人などの講話や談話は、児童生徒に自分の生き方を振り返らせ、人権課題と真摯に向かい合わせる契機となる。また、地域の人や人権課題に直接関わる人から直接出されるメッセージは、

生活課題と結びついて、児童生徒に深く考え自らを見つめ直させる教材として効果的である。なお、高齢者や障害のある人と直接ふれあい学ぶ場合には、人権上の配慮に基づいた十分な事前指導を行う必要がある。

3：生命の大切さに関する教材

自殺、いじめ、暴力行為などの問題と関連する場合も含め、生命の大切さについての指導を行うに当たっては、できるだけ共に生きる喜びや大切さに気付けるような教材の活用が望まれる。発達段階を踏まえつつ、生きることを肯定するような建設的な内容の教材を選定したい。具体的には、例えば、以下のような工夫も考えられる。

- 医療機関や消防署等で救命活動に直接関わる人々からの講話や体験談の教材化
- 保護者や産院等の協力を得る誕生の記録の教材化
- 保育所や幼稚園で働く人の講話の教材化
- 妊娠中の女性をゲストティーチャーとした講話の教材化

4：保護者や地域関係者と共に作る教材

児童生徒と関わる大勢の人達との協働による教材の開発は、学校における人権教育への理解を深めるとともに、共に児童生徒を育てるという人権教育の基盤づくりにもつながるものであり、意図的に設定していきたい。学校だけが主導権を握るのではなく、地域の人権擁護委員など、公の組織や団体の支援を積極的に取り入れていくことが、成功につながる。

5：視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用

人権劇や映画、ビデオなど、学校がねらいとしている課題を取り上げたものが活用できる。読み物資料も視聴覚教材として再編集することにより、児童生徒の関心を高め、学習効果を向上させることが可能となる。パソコンの活用なども考えられる。例えば、児童生徒が自ら演じる「人権劇」などは、当事者としての意識を高めるだけでなく、観劇する児童生徒達にとっては、効果的な教材となる可能性を持っている。

6：小説、詩、歌などの作品の教材化

学習教材は、一人一人の児童生徒が自らの体験を十分に追体験できるものであることが望ましい。小説、詩、歌などの作品については、児童生徒の実態を踏まえ、取り上げようとしている人権課題のねらいを明確にして活用したい。また、取り上げ方によっては、ねらいから外れてしまう危険性も考慮し、指導過程上のどこでどのように活用していくのかを事前に想定して開発していく。

7：同世代の児童生徒の作品の教材化

人権作文・人権標語・人権ポスターをはじめ、同世代の児童生徒たちが取り組んだ作品は、児童生徒にとって身近な学習教材である。広く社会にその成果が認められた作品はもちろんであるが、当該校の児童生徒による人権作文などは、特に、興味や関心を高めるために効果的であり、十分に児童生徒の心に迫るものとなる。ただし、活用に当たっては、誤解や偏見を生じさせないように、事前に人権上の配慮をしておくことが重要である。

8：歴史的事象の教材化

児童生徒の発達段階を踏まえ、歴史上、人権課題に直面した人物の生き方に触れさせたり、人権侵害の出来事について考えさせるような教材を選定することも重要である。

9：教材を通して、よりよい出会いをつくるための教材

人権教育の教材は、人として共に生きていく上での、よりよい出会いをつくる機会を与えるものとして、また、そうした出会いづくりに必要な知識・態度・技能を養うためのものとしても重要である。児童生徒が人間同士の関係について考えるための基礎・基本として、「権利に関する知識を習得する」、「世界人権宣言、児童の権利条約、憲法などの条文化された法規への理解を深める」、「知識を通して行動や態度の変容を促し実践へとつなぐ」などの学習が必要であり、そのための教材の工夫が求められる。また、技能を学ぶ学習においては、例えばエンカウンターのような、児童生徒の人間関係づくりのための手法やプログラムの活用も念頭に置き、必要な教材の選定・開発を行っていくことが考えられる。

10：情報交換できるシステムの活用

教材の選定・開発に当たっては、開かれた体制づくりに留意することが重要であり、ホームページやメールの活用などにより、情報の共有化を図ること等が求められる。相互の交流や情報交換を通じて、広い視野に立ち、学校に対する様々なメッセージ等を収集し、これを活用することで、児童生徒の実態に迫る資料の作成や、より望ましい教材の選定等において、大きな成果を上げられるものと期待できる。

3. 指導方法の在り方

(1) 人権教育における指導方法の基本原則

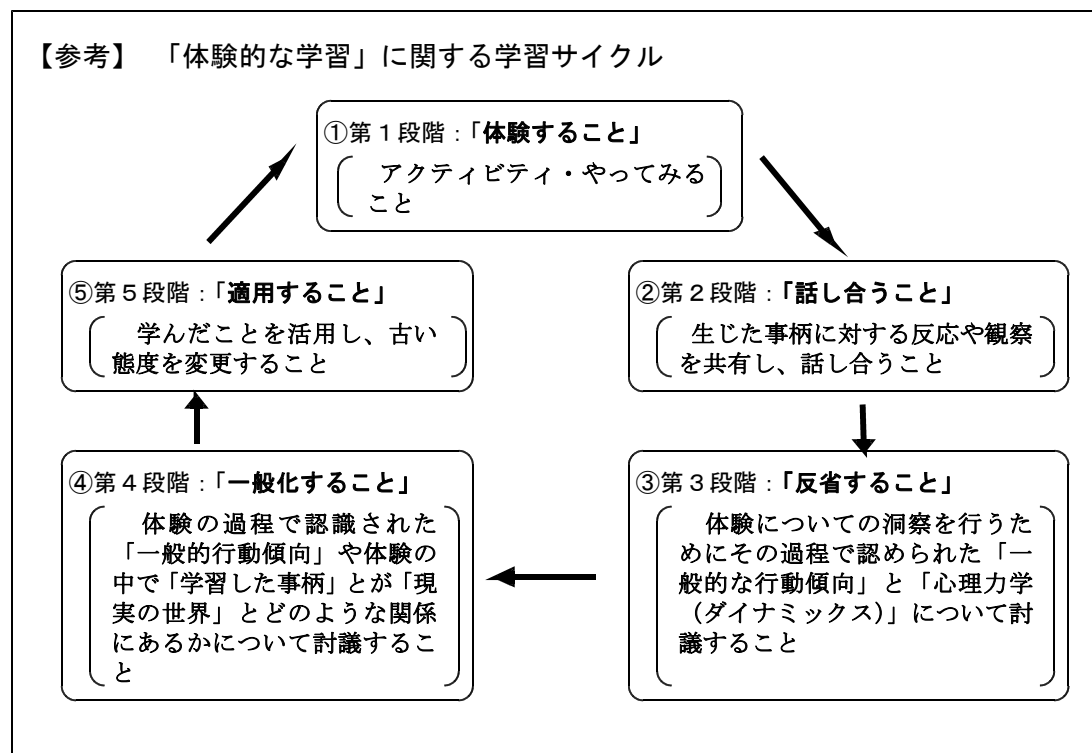
自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を促進するためには、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成することが必要である。知的理解を深めるための指導を行う際にも、人権についての知識を単に一方的に教え込んだり、個々に学習させたりするだけでは十分でなく、児童生徒ができるだけ主体的に、他の児童生徒とも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫することが求められる。人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては、なおさらのこと、言葉で説明して教えるというような指導方法で育てることは到底できない。例えば、自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にする、人権を弁護したり、自分とちがう考えや行動様式に対しても寛容であったり、それを尊重するといった価値・態度や、コミュニケーション技能、批判的な思考技能などのような技能は、ことばで教えることができるものではなく、児童生徒が自らの経験を通してはじめて学習できるものである。つまり、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえる。民主的な価値、尊敬及び寛容の精神などは、それらの価値自体を尊重し、その促進を図ろうとする学習環境の中で、またその学習過程を通じて、はじめて有効に学習されるのである。したがって、このような能力や資質を育成するためには、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠なのである。

このように見たとき、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことの意義が理解される。「協力」、「参加」、「体験」を中核と

する学習形態には、それぞれ次のような特徴があると一般に考えられている。

- ①「協力的な学習」：児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習である。こうした協力的な学習は、生産的・建設的に活動する能力を促進させ、結果として学力の向上にも影響を与える。さらに、配慮的、支持的で責任感に満ちた人間関係を助長し、精神面・心理面での成長を促し、社会的技能や自尊感情を培う。
- ②「参加的な学習」：学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする。児童生徒は参加を通して、他者の意見を傾聴し、他者の痛みや苦しみを共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができる。
- ③「体験的な学習」：具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習である。自らの心と頭脳と体とを働かせて、試行錯誤しつつ、身をもって学ぶことで、生きた知識や技能を身に付けることができる。

なお、「体験的な学習」に関しては、我が国の人権教育や人権啓発においても、「参加体験型学習」の名で、従来より普及してきたところであるが、特に人権感覚の育成の観点からも、体験的学習の本質に関する理解の深化が特に求められているといえよう。つまり、「体験すること」はそれ自体が目的ではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置付くものである。個々の学習者における自己体験等から、他の学習者との協同作業としての「話し合い」、「反省」、「現実生活と関連させた思考」の段階を経て、それぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくべきものである。こうした基本的視点を踏まえた活用が是非とも必要である。



上図における第1段階の「体験」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではない。むしろ、明確な目的意識の下に考案された学習活動（アクティビティ）に取り組むことによる擬似体験や間接体験をすることも含まれる。そこでは、ロールプレイング、シミュレーション、ドラマなど、多種多様な手法が用いられる。「体験的学習」のねらいは、「体験」を単なる「体験」に終わらせるのではなく、「話し合い」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的、実践的な段階を丁寧に踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結びつけさせることにある。

指導方法に関わる上のような基本原理を踏まえ、以下に、児童生徒の「自主性」、「体験」、「発達段階等」という3点に焦点を置いた指導方法の考え方とその事例を提示しておきたい。

（2）児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫

人権教育は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決を目指す主体的な態度、技能及び行動力を育てることを目的としている。このような指導を効果的に行うためには、児童生徒の自主性を尊重し、指導が一方的なものにならないよう留意することが必要であり、課題意識を持って自ら考え、主体的に判断するような力や、実践的に行動するような力を育成することが目指される。指導に際しては、児童生徒が受け身で終わるのではなく、自らの関心や意欲を高めつつ、能動的に活動を重ねながら学習を深めていけるようにすることが不可欠である。

例えば、学級・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動等における主体的な取組を通じ、それぞれが異なる意見を持っていることに気付く経験や、自分達でルールをつくる経験などを積み重ねていくようにするなど、児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫によって、多面的・多角的に考える力や合理的なものの見方・考え方を育てていくことが求められるよう。

（3）「体験」を取り入れた指導方法の工夫

豊かな人間性や社会性を育むため、体験的な活動を多様に取り入れるなどの指導方法の工夫を行う必要がある。しかし、体験的な活動を取り入れ、実施するだけで、人権教育の目標が自ずと達成されるわけではない。児童生徒が自らの行動を変容させる要因や、児童生徒の内面における人権課題への自覚の深まりを意識した指導の構成が不可欠である。

例えば、様々な人々との交流活動や擬似体験活動などにより、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らして取り組むことが望ましい。なお、体験的な活動等については、その取組を系統的に展開する、事前・事後指導を工夫するなどにより、単発的なものに終わらせることなく、学校における人権教育全体の中での意義を明確にししながら、その成果を効果的に活かしていくことが肝要である。また、児童生徒一人一人が活躍できるように配慮し、達成感を味わわせ、自立心を養うような工夫に努めることが求められる。

(4) 児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫

学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。

【参考】 発達段階に即した人権教育の指導方法

1：幼児期

幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではないが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心にして友達との関わり合いの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していく。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感を持つ傾向が認められる。幼児は、特定の友人の存在を拠り所にして人との関わりを広げていく。さらに、表情から他者の情緒を理解し、生活の繰り返しの中で、物や出来事に関連させて友人を認知するため、表面的な理解に止まる傾向がある。幼児にとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもある。

こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

2：小学校1～3学年

想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ってくる。抽象的な思考もできるようになる。また、生活の場を離れて、いわば時空を越えて、他者や歴史的な事象にも思いを馳せることができるようになってくる。ただし、まだ幼児期の特性も残っている。

このような特性を踏まえて、人権教育においても、生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

なお、情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。

3：小学校4～6学年

言葉の数も増え、概念を理解し、抽象的な思考が深まっていく時期である。認識力、分析力、批判力等も身に付くようになり、自意識も次第に強くなる。

この段階の児童は、そうした諸能力の発達の結果、人権の意義や重要性を知的に理解することができるようになる。しかし、その知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められる。

また、書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となる。

4：青年初期（中学校段階）

内省的傾向が顕著になって自意識も一層強まる。自立した主体的な個であるという自意識と、実際に置かれている状況や生徒自らの実態との乖離に悩む時期でもある。他者との関わり方、

生き方についての悩みも深まる。他者との関係では、特定の仲間集団の中に安息を見出し、仲間特有の言語環境で充足感を覚え、排他的であることをよしとし、広く他者と意思疎通を図ることに意識が向かわない傾向もある。

こうした青年初期の特色を理解した上で、生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習が求められる。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

5：青年中期（高等学校段階）

生活空間が飛躍的に広がり、それに伴って情報も生活体験も格段に拡充する。個人差はあるが、抽象的な概念操作もできるようになり、複雑な思考も可能になる。知的にも情緒的にも人間や社会に対する認識が深化する可能性のある時期である。

また、社会の一員として、主体的に自立した存在として生きるための方策を真剣に模索し始める。他者の存在を寛容に受容し、多様な価値観をお互いに認め合って生きていかなければ成立しない一般社会の在り方を、知的にも体験的にも認識できるようになる。また、法教育の観点からも、社会的規範の相対性と「人権」の持つ普遍性を理解できるようにもなってくる。

この時期には、様々な人権教育が可能である。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければならない。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきである。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

なお、青年中期より後の段階の者を対象とした学習指導においても人権教育の推進は必要であり、そのための学習指導方法の工夫改善が求められる。

また、児童生徒の学習は、発達段階だけではなく、その生活の実態にも大きく左右されることもある。例えば、児童生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等による人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場合には、そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要がある。人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要となる。

4. 指導内容・方法に関する配慮事項

(1) 教育の中立性の確保

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められる。

学校は、公教育を担う者として、特定の主義主張に偏ることなく、主体性を持って人権教育に取り組む必要があり、学校教育としての教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別されなければならない。

各学校においては、これらを踏まえ、学習プログラムや具体的な授業計画を組むに当たり、中立性の確保に十分な注意を払わなければならない。

(2) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

学校において多様な学習活動を進めていく際には、様々な個人情報等と否応なく接する機会が多くなる。特に、人権教育の活動の中には、自分について語るなどの活動も含め、児童生徒のプライバシーに関わる内容を扱うこととなるものが少なくない。また、人権学習の一環として、例えば地域社会における体験活動などに積極的に取り組もうとすればするほど、個人情報に接する度合いも増すことになる。

個人情報等にも関わるこうした学習活動は、人権教育の効果的な実施を図る上で大きな意味を持つものであり、それだけに、各学校は個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を適切に推進していく必要がある。

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）をはじめとした関連法律や各地方公共団体の条例に具体的なルールが定められている。また、国際的な原則としては、自分に関する情報は自分でコントロールするとの基本的考え方の下に、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン（1980年 OECD理事会勧告附属文書）」が示されており、我が国の個人情報保護法制もこれをベースとしている。

学校においては、これら関連法令等の精神と内容を踏まえ、その原則を侵すことのないよう、担当者間で十分な確認を行い、校内の共通認識を広げながら、その学習活動を進めていく必要がある。人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上でこれを行わなければならない。

なお、情報化が進展する中であって、他人の個人情報等の保護について学ぶことが強く求められるとともに、自分に関する情報を自分でコントロールするための知識とスキルを身に付けることも、より一層大切となっている。すなわち、個人情報やプライバシーに関する問題は、人権教育を進める学校や教職員における配慮事項としてだけでなく、児童生徒にとっての重要な学習課題ともなるものであり、このことについて併せて指摘しておきたい。

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

学校における人権教育を推進・充実させていくに当たっては、これまで述べてきたように、学校としての組織的な取組や指導内容・方法の工夫等が必要になるが、こうした活動をより実のあるものにしていくためにも、教職員の研修や学校等に対する情報の発信・普及などの取組が重要となる。こうした取組が効果的になされることによって、教職員一人一人の実践や各学校の組織的な取組も、より力強いものになる。

教育委員会・学校・教職員は、これらの研修等の取組が、ひとえに児童生徒のためであることを強く意識する必要がある。教職員においては、教育委員会や学校が実施する研修を積極的な態度で受講するとともに、教育委員会においては、学校におけるこれらの活動を支援するため、教育の実情を常に考慮した研修等の施策の実施に、総合的・計画的に取り組んでいく必要がある。

1. 教育委員会における取組

各教育委員会は、人権教育・啓発推進法第5条に定める地方公共団体の責務を受け、学校等における人権教育を充実させていく上での重要な役割を担うこととなる。

各教育委員会においては、この法律や、この法律に基づき定められた国の基本計画等を踏まえつつ、人権教育の施策に関する基本的な方針や推進計画の策定、効果的な研修の実施、地域の実態に応じた優れた実践事例の紹介、人権教育の充実を通じ学校全体の改善につながった事例等についての情報提供、カリキュラムの作成等に関する実践的な研究とその成果の普及、家庭・地域、関係機関との連携や校種間の連携を推進する体制づくりなどの施策を総合的に推進することが求められる。また、これらの諸施策の実施状況や効果については、十分な検証等を行い、その改善を進めることが大切である。

(1) 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備

ア. 施策の推進方針・計画の策定と推進体制の整備

各教育委員会は、施策推進の基本的な方針を策定し、それに基づき推進計画等を取りまとめることが肝要である。

基本的な方針の策定に当たっては、人権教育・啓発推進法や国の基本計画等を踏まえるとともに、全ての教育活動が、人権尊重の立場から着実に推進されるようにすること、一人一人が自分自身の課題として、人権尊重の理念について理解を深め、行動できるようにすることを、基本的な方向として示す必要がある。

また、推進計画の作成に当たっては、学習プログラムの開発、教材・資料の整備、効果的な教職員研修プログラムの策定等、推進すべき施策の内容・方法等に関する基本的な事項を定め、これを明示することが重要である。

さらに、人権教育の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育委員会内の関係各課及び知事・市町村長部局の関係各課との緊密な連携の下に、年度ごとの施策の重点を定めるとともに、各学校への支援や地域の関係機関等との連携のための仕組みを整備し、その推進体制の確立を図ることが大切である。

【参考】 推進方針の視点

- 1： 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、「世界人権宣言」をはじめ、諸条約等を踏まえた推進の基本理念を示す。
- 2： 一人一人が、人権尊重の理念について理解を深め、これを体得し、実践していくことができるよう、積極的かつ継続的な施策の方向性を示す。
- 3： 「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点と各個別の人権課題の視点から内容等を示す。
- 4： 域内における取組の進捗状況を的確に把握し、実態に応じた推進施策の策定に当たる。
- 5： 家庭・地域社会、関係機関等との連携、校種間の連携を視野に入れる。
- 6： 教育の中立性の確保に配慮する。

【参考】 教育委員会が確立する推進体制の視点

- 1：「地域等との連携」：学校教育機関及び公民館等の社会教育機関、法務局・地方法務局、人権擁護委員等の人権擁護機関と連携を図り、地域社会の実態を踏まえた取組を推進する。
- 2：「校種間の連携」：各校区において、異なる学校種の学校が合同による研究協議会等を実施するなど、取組等の方針について共通理解を図りつつ、域内の人権教育を推進する。
- 3：「各個別の人権課題への対応」：各個別の人権課題に関係する知事・市町村長部局内の関係各課と連携を密にし、各人権課題の解決に向け、具体的施策の推進を図る。

イ. 推進状況調査等の実施

各教育委員会が人権教育の推進に当たっての課題を明らかにし、適切な施策を講じていくため、また、各学校において人権教育の組織的・計画的な推進を図っていくためにも、各学校等における取組の進捗状況や効果について、的確に把握することが必要である。教育委員会においては、地域の実態に応じつつ、例えば、各学校等を対象にした推進状況調査などを実施することが望ましい。

推進状況調査等については、その取組を通じ、調査対象等となる各学校においても自らの活動の検証がなされ、次年度の計画立案へとつなげていけるようにすることが重要である。調査等の実施に当たっては、年度途中や年度末などの適切な時期を選んで行うとともに、全体結果がとりまとめられた後には、速やかにこれを周知し、各学校等における人権教育の充実に役立てることが求められる。

(2) 人権教育に関する情報発信・普及

人権教育の活動を広め、充実させていく上で、教育委員会による情報の発信は大きな意味を持つ。その際、教育委員会からの一方的な発信ではなく、双方向の情報交流を進めていくことが重要である。教育委員会においては、学校や家庭、地域の意見等を幅広く聴き、その内容等を適切に評価した上で施策に反映させ、十分な説明を行っていくことが求められる。

なお、情報提供に当たり、個人情報やプライバシーの取扱いには細心の注意が必要である。

ア. 学校への発信・普及

児童生徒への人権教育に直接携わる各学校に対し、教育委員会から積極的に情報を発信していくことは特に重要である。

学校等における優れた取組等を集め、事例集や指導資料として編集し、紙媒体やインターネットを通じて提供したり、教育センター等において人権をテーマとした研究やプログラムの開発等に取り組み、それらの成果を各学校に普及していくことなどが考えられる。また、文部科学省の指定による人権教育研究指定校及び人権教育総合推進地域等のほかに、各教育委員会においても地域の実態により即した形で研究指定を行い、それらの成果を研修等に活かしていくことも有効である。

なお、財団法人人権教育啓発推進センターでは、現在、人権教育・啓発のナショナルセンターとして、各地方公共団体等で作成した各種人権教育資料などを集積し、関係者において有効活用できるよう整備を進めている。各教育委員会において、フィールドワーク等の研修を実施したり、新たな人権教育資料を作成したりする際には、これらの情報を積極的に活用していくことも有効である。

【参考】 学校への発信・普及の例

- 1 : 例えば個別的な人権課題や地域の特色を踏まえた学習課題等について、具体的な研究テーマを設定し、先進的な取組を推進している学校に委嘱して、カリキュラムや教材等の開発を行うとともに、その成果を域内の他校に普及する。
- 2 : 教員等によるグループ研究等を推奨し、特色ある実践等を進めている教員等のグループに研究（プロジェクト）を委嘱して、その成果を域内の学校に普及する
- 3 : 優れた実践例や指導案等を集め、実践事例集や学習プログラム集として編集・発刊し、各学校に配布して、その有効な活用を求める。
- 4 : 教育委員会が主催した研修会の内容や、視察訪問した先進的な学校の取組等に関する情報が広く教職員の間で共有されるよう、域内の各学校に情報提供する。

イ. 家庭・地域への発信・普及

人権教育の取組を広めていくためには、各学校や教職員に向けた発信に止まらず、家庭

・地域への情報発信を進めていくことも大切である。

特に、家庭や地域との双方向的な情報交流を進めつつ、効果的な発信を行っていきけるよう、家庭や地域との多様な関わりに配慮することが必要であり、保護者や地域住民、関係機関等と連携した取組を継続的に維持していくことが、まず重要な鍵となる。

その上で、広報誌やパンフレットへの記事の掲載、各種イベント等における取組の紹介などを通じ、広く家庭・地域に向けた発信を行っていくことが望まれる。

また、家庭教育の担い手となる保護者等に対しては、様々な子育て支援策の中で、人権啓発の視点を含めつつ、積極的な発信を行っていくことも大切であり、例えば、幼児教育段階の子どもを持つ保護者向けには、命の大切さ、豊かな心情、道徳性の芽生え等、人権尊重の精神の芽生えを大切に育んでいくことをねらいとした資料などを、義務教育段階の保護者向けには、親子で共に人権について学ぶ内容を盛り込んだ資料などを作成・配布することも考えられる。

【参考】 家庭・地域への発信・普及の例

- 1： 広報誌等を発行するとともに、地域・家庭と情報の交換が行えるよう工夫する。例えば、広報誌に「人権コーナー」を設けたり、「人権教育通信」等の刊行物を定期的に発行し、各学校や地域の取組を紹介する。また、人権教育カレンダーの作成も考えられる。
- 2： 例えば発達段階に即した「家庭教育の手引き」などの子育て支援に関する資料に人権に関わる内容を盛り込むなど、保護者向け資料を作成するとともに、その活用に当たっての留意点を示す。保護者会や市民講座等の機会においても、その資料の活用を図る。

(3) 教職員を対象とした研修の実施

人権教育の推進のためには、効果的な研修が不可欠である。教育委員会においては、各学校における研修の充実に資するよう、学校訪問等を通じ日常的な支援を行うとともに、各種研修会を自ら主催するなどにより、教職員の人権意識と指導力の向上に努めていくことが求められる。

ア. 研修における教育委員会の役割

現在、管理職研修、年次研修、人権教育担当者の研修、指導者の養成研修などの様々な研修の場において、人権教育に関わる研修が実施されている。

とりわけ、都道府県教育委員会においては、都道府県内全域において人権教育の一層の改善・充実が図られるようにする観点から、教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権意識の高揚を図れるような研修を企画・立案、運営することが大切である。

また、市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会が主催する研修等の内容を踏まえ、市町村単位で人権教育担当者等を召集し、人権教育に視点を当てた授業研究を行うなど、地域の実態や特色により即した研修会を企画・立案、運営することが大切である。

さらに、管理職研修をはじめとした職種別の研修や、初任者研修をはじめとした年次研修など教育委員会が主催する各種研修の中にも、人権教育の視点が明確に位置付けられる必要がある。

こうした様々な研修の場を通じて、人権教育の基本的な考え方を学ぶための講座や、人権感覚を高めるためのワークショップなど、教職員の多様なニーズに応える研修機会が提供されることが望まれる。また、各学校や市町村・都道府県レベルの連携・分担も図りつつ、必要な研修機会を整備していく上では、教育委員会が、ライフステージに応じた教職員研修の総合的な計画を立て、主催の研修会等を実施していくことも有効である。

なお、人権教育に携わる教職員による自主的な研修・研究が行われている場合には、その趣旨や内容等について十分考慮し、人権教育の推進のために有意義であると判断できる場合には、これらの活動への支援を検討することも考えられる。

イ. 人権尊重の理念の理解と研修を通じて身に付けたい資質や能力

学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。

もとより、教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っている。「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持つ。

また、とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。

だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然である。

同時に、教職員同士の間でも、互いを尊重する態度は大切である。例えば、指導上の課題について相互に話し合い、共通理解を図ることができるような環境づくりに努めることが求められる。

これらを踏まえ、教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積み重ねなければならない。教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要がある。また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係能力、コミュニケーション能力などを高めること、児童生徒理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できるよう、カウンセリングの技法など子どもへの働きかけを有効に行うための技法を身に付けることも期待される。

このほか、情報化の進展に伴う新たな人権課題の実態について知ること、IT関連の知識・技能を習得することなど、時代の変化への対応等のために必要となる能力を兼ね備えることも重要である。

ウ. 効果的な研修の取組

以上を踏まえ、各教育委員は、人権教育に関する研修の機会の整備と内容の充実に努めていく必要がある。教育委員会における研修をより効果的に進めていくためには、次のような観点から取組の充実を図ることが望まれる。

①内容別・目的別の研修

i) 人権尊重の理念の基礎・基本の理解を図る研修

人権教育の視点から原点に立ち返り、子ども達の最も近くにいる大人の一人として、「教師」に求められる基本的な知識や態度、技能について、全ての教職員が繰り返し確認を行い、確実にこれを身に付けることが必要である。

例えば、子どもと接する態度、子どもへの共感的な理解や背景理解、集団づくりへの支援、学校での組織的な課題解決の手法、保護者や地域の人々と接する姿勢等については、人権尊重の理念を学校教育の中で実現するための基礎・基本として、習得を図ることが必要である。

教育委員会においては、このような観点から研修の充実を図るよう、例えば、各地方公共団体が作成した教職員向けの指導資料等を活用し、必要な研修機会を設けること等が考えられる。基本的な知識や態度、技能の理解・確認等が中心となるこれらの研修については、2～3時間をひとまとまりの講座ととらえる研修方法のほか、1回の内容を15分程度にまとめ、複数回にわたって行う連続講座として設定するなど、受講者の研修意欲を高めるための工夫を図ることも大切である。

ii) 人権尊重の理念の知的理解のための研修

知識的側面に焦点を当てた研修を実施する際には、人権に関する知識を増すことのみを目的とするのではなく、教職員の実際の指導において活かすことができ、また、児童生徒の実生活にも役立つような、実践的な知識を提供することに主眼を置く必要がある。

例えば、法教育や人権関連の法規等について学ぶ場合においても、その知識が、現実の社会の中でどのような意味を持つのかを深く学ばせ、生きた知識となるよう、内容の工夫が求められる。

また、知識として得た内容が、実際の教育活動の中で積極的に活用されるようにするためには、当該内容に関する研修の方法についても、講演を聴く・受けるという「受動的」な研修から、自分で調べる、聞き取る、まとめるという「能動的」な研修へと発展させていくことが大切である。その際、受講者に具体的な人権課題の中から興味のあるものを選択させ、自分の担当する人権課題について研究を進めさせるといった方法等も考えられる。

iii) 人権尊重の理念の体得のための研修

人権尊重の理念をさらに確実に身に付けるためには、「参加体験型の実技研修会」等が有効である。

人権尊重の理念を、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]として、単に理解するだけに止まらず、そのことが態度や行動に現れるようにする研修を、教職員自

らが体験することが重要である。また、その際には、教職員が意欲的、主体的に指導に当たれるようになるよう、研修内容・方法の工夫が必要である。

そのような研修の一例として、ファシリテータ（学習促進者）としての指導の技術を体験的に学ぶファシリテーション実技の研修が挙げられる。この実技研修は、まず、体験的な学習における指導力・実践力の向上を目的とした講義（「人権教育と参加体験型学習について」など）等を実施した後に、いくつかのグループに分かれ、参加者一人一人がファシリテーションの実技を行い、これを見ていたグループのメンバーとともに、振り返り、評価を行う等の手順で進められる。

【参考】 グループ研修の内容例(ファシリテーション研修の進め方)

1 話し合い・学び合いの場づくり

- ・ 自己紹介、アイスブレイキング、アクティビティ体験

2 ファシリテーション実技の準備

- ・ グループごとにアクティビティを選択、グループ別準備・検討（ねらいの理解、役割分担、道具や資料の準備）

3 ファシリテーション実技

- ・ 各グループでの実演、振り返り、評価

4 まとめ

- ・ ファシリテータのスキルや役割・一般化や応用を引き出すための手法や問い、対象に応じたアクティビティのアレンジの視点等について確認

②対象者に視点を当てた研修

i) ライフステージに応じた研修

各教育委員会では、初任者研修、10年経験者研修のほか、例えば5年次研修や20年次研修など、年次別の研修機会を設けている。また、管理職となった教員に対しては、新任教頭研修、新任校長研修などの研修も行われている。

上記①i)に見たような人権教育の基礎・基本に関する研修内容については、人格の完成を目指す教育の目的そのものの実現にも関わるものとして、教職経験の各々の節目に位置付け、繰り返し確認していくことが必要である。

特に、初任者や2・3年次の経験の浅い教員に対しては、具体的で身近な実践事例をもとに研修を進めることが大切である。例えば、「人権感覚を高めるワークショップ」でのアクティビティ等、参加体験型の研修を企画し、活動そのものの楽しさを体感させるとともに、具体的な経験の中から、人権尊重の理念の重要性を体感させ、人権教育に対する意欲を高める等の方法も有効と考えられる。

また、管理職については、各学校で、教職員一丸となって人権教育に取り組むよう、リーダーシップの発揮を求められるところであり、こうした役割を踏まえ、管理職の人権及び人権教育への識見が高められるよう、研修の機会の確保とその充実が求められる。

ii) 人権教育担当者(指導者)研修

人権教育担当者(指導者)は、各学校の人権教育を牽引し、研究の推進体制の確立を図る役割を担う重要な存在である。人権教育担当者の研修内容としては、例えば、「人権教育行政の重点事項」、「学年・学級経営の視点に立った人権教育の充実」、「個別の人権課題に関する理解と対応」などのテーマが考えられる。

教育委員会においては、人権教育担当者に対し、教育センター等が主催する人権教育の指導者養成研修などに参加するよう促すとともに、これにより得られた成果をもとに、各学校や地域で伝達研修会を開催するなど、人権教育担当者が、各校区における人権教育の質的向上のためにも能力を発揮するよう、働きかけることも重要である。

その際、各学校、地域、児童生徒の実態に合わせて活用できるよう、研修内容を工夫することが大切である。

【参考】 人権教育担当者向けの研修例

	内 容	ねらい・留意点
前期	* 児童生徒の現状と学校の役割について * 集団づくりについて * 人権教育の課題と具体的取組について * 個別人権課題等について * 各種研究発表会の参観と意見交換 * 人権フィールドワーク	→ 本年度の取組に活かせるようにする → 各学校・地域の実態に合わせて内容を決定する → 他の多数の取組に学ぶ → 体験、聞き取りを大切にする
中期	* 各学校における人権教育の課題と取組の交流 * 公開授業・報告会の参観	→ 自校の課題を整理する → 課題を明確にして参観する
後期	* 集団づくりの実際の取組についての研究協議 * 各学校における人権教育の総括についての情報交換	→ 来年度の計画に活かせるようにする

iii) 学校と地域等が一体となった研修

人権教育は、学校、家庭、地域社会の連携があつてこそ、大きな成果を挙げることができる。人権教育の推進に当たり、保護者や地域の人々の参加や協力を促すよう、教育委員会において、協力体制づくりや広報活動（保護者用の資料配布、講演会、啓発だより等）などの具体的な取組を進めていくことも大切である。

その際、社会教育機関（公民館等）、公的機関（児童相談所、人権擁護委員、民生・児童委員等）や福祉施設、ボランティア団体、NPO等との柔軟かつ幅広いネットワークの構築を考慮する必要がある。

例えば、教職員がファシリテータとなって地域における研修を実施したり、人権週間に

連動して学校と地域が一体となった研修会を開催したりすることも有効である。また、年次に応じて、学校、家庭、地域のそれぞれの関係者の参加を求めながら、研修内容を深めていくような、継続的・発展的な研修を企画するなど、研修体制の工夫を行うことも考えられる。

【参考】 学校と地域等が一体となった研修の例

3年間で1つの計画期間とし、保護者や地域関係者を対象に、総合的な研修計画を立てて研修を行う。

- ・ 1年次は、PTAと協力し、児童生徒の生活の場である家庭での教育の担い手たる保護者を対象とした研修会を実施する。
- ・ 2年次は、1年次の成果をもとに、研修会の対象を青少年対策協議会や民生・児童委員へと広げる。
- ・ さらに、3年次は、学校が主体となった研修会・発表会を行い、積極的に情報を発信する。

2. 学校における研修の取組

人権教育は、全ての教育の基本となるものであり、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて創意工夫してこれに取り組まなければならない。

各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが肝要である。その上で、人権に関する知的理解を深めさせ、人権感覚を身に付けさせる指導を組織的・計画的に進めることにより、児童生徒が、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになることを目指していくこととなる。

各学校において、このような観点から、人権教育に関わる研修の位置付けを明確化し、これに取り組むことは大変重要である。

(1) 年間教職員研修プログラムの作成

各学校においては、人権教育の年間指導計画に基づき当該年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について、必要な研修プログラムを作成し、これに沿った研修の取組を進めることが重要である。研修プログラムの作成に当たっては、教育委員会が示す指針や指導の重点などを踏まえるとともに、児童生徒の実態や取組の進捗状況を的確に把握することが重要である。なお、前年度の評価結果を踏まえた評価項目表を作成するなどにより、各年度末等には、実施状況について、適宜、点検・評価を行うとともに、さらなる改善・充実のための方策を明らかにし、次年度の計画につなげていくことが大切である。

(2) 研修内容

学校において人権教育に関する研修を進めていく際には、その内容について定期的に評価を行い、見直しを図るとともに、その評価結果を各年度の研修プログラムに反映させ、

これを組織的に実施していくことが重要である。このようなプロセスを通じ、学校全体として、研修内容の改善を図っていくことが可能となるのである。

さらに、教育を取り巻く状況や、教育活動の現状を人権教育の視点で捉え直し、次の点に留意しつつ、各学校の実態に応じて研修内容の充実に取り組むことが重要である。

ア. 児童生徒の理解等に関すること

人権教育がその効果を上げるためには、まずは、学校全体の場の在り方として、自分の大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が感じ取れるような場としていくことが必要である。

さらに、人権教育においては、自他の人権を大切にする人権感覚を育てるとともに、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し、義務や責任を果たす態度、身近な人権問題を解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒に身に付けさせることを目標としており、人権教育の指導の出発点として、児童生徒の理解が重要となる。

人権教育のこのような特性や目標にかんがみれば、学校における日常の教育活動等についての実態調査や、人権に関する児童生徒の意識調査の結果について、教職員が情報を共有し、討議・分析を行う機会を設けるなどの取組も有効と考えられる。

【参考】 児童生徒の理解のための取組

1 児童生徒の現状と課題の共通理解（校種間連携の充実）

- ・ 各学年・学級の全体的な現状と課題の交流
 - ・ 配慮を要する児童生徒の理解のための情報交流
- ※ 年間を通して適時実施する。

2 年間計画等の交流

- ・ 学校全体における年間計画の調整と共通理解
- ・ 各学年・学級の取組に関する具体的な計画の交流と意見交換
- ・ 学校全体における年間計画の見直しと再構築

3 集団づくりのための取組

- ・ 集団の実態把握と分析
 - ・ 具体的実践例をもとに集団づくりの方針立て
 - ・ 集団づくりの課題整理と取組の構築
 - ・ 継続した集団分析(児童生徒理解)の交流
- ※ 集団づくりは、学校全体の課題である。

4 総括

- ・ 児童生徒の理解・集団づくりの成果と課題の整理
- ※ 次年度の取組につなぐ。

イ. 指導に関すること

各学校で人権学習の活動を進めるに当たり、教職員には、学習教材の理解、授業研究等による効果的な教授方法の開発、事前・事後学習の実施、保護者等への説明と協力関係の構築、効果の検証など、多面的な取組が求められることになる。このような取組を適切に実施し、人権学習の効果を高めていくためにも、校内の研究部会、学年会、職員会議等において必要な研究・研修の機会が設けられることが重要である。

また、教職員が教科等の授業を行うに当たっても、児童生徒に対する人権上の配慮事項については、十分な理解と適切な対応を求められることになる。各学校においては、これらのことを踏まえ、人権問題に関する基本的な知識と感覚、意識・態度等を養う研修を繰り返し実施していく必要がある。

【参考】 人権教育に視点を当てた授業研究の例

- ① 総合的な学習の時間に、福祉・ボランティア教育、交流体験、国際理解教育、キャリア教育などとの関連を図りつつ、「人権」をテーマにした学習活動を進める授業の研究
- ② 「人権週間」の期間に、人権問題についての作文、「人権の花運動」の取組を通じた発表会、人権標語づくり、人権擁護委員をゲストティーチャーとした授業など、人権についての授業を集中的・多面的に展開する取組についての実践的な調査研究

ウ. 家庭・地域との相互理解に関すること

人権教育においては、家庭や地域社会との連携・協力が不可欠であり、相互の共通理解の下に指導に当たることが大切である。保護者のものの見方・考え方は、直接、児童生徒に影響を与えることから、保護者自身も人権意識や人間性を高め、日常生活を通じて自らの姿勢を通して、子どもに示していくことが望まれる。

そこで、学校は保護者に対し、学校・学年だよりによる身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供をはじめ、人権学習に係る授業の公開、参観後の評価アンケートの実施、人権をテーマとした講演会の開催、参加体験型のワークショップの実施など、家庭に向けた啓発活動の工夫を図ることが大切である。

また、地域の人々の参加や協力等を得て具体的な連携の取組を進めることも大切であり、その際、関係機関等との柔軟かつ幅広いネットワークの構築を考慮する必要がある。

これらの取組事例や実施上の留意点について、教職員が情報を収集し、共有するために、適切な研修機会が設定されることも必要である。

【参考】 保護者や地域住民に対する人権研修の例

- 視聴覚教材等の使用、参加体験型研修の実施等、研修手法の工夫が大切である。

[テーマ例]

- ・「子育てと人権」
- ・「子どもと親の関係・親と親の関係」
- ・「子どもを被害者にも加害者にもしないために」
- ・「あたたかい街をつくるために」
- ・「ちがいを認め合って、共に生きる社会を」
- ・「豊かな人権感覚を育むために」

(3) 研修方法

学校における研修活動については、研修目的に応じた適切な研修方法により実施するとともに、多様な研修方法による様々な研修機会の提供を通じ、これらが相互に補完し合いながら、教職員の資質向上を総合的に進めていけるようにすることが望ましい。

研修方法については、例えば、対象となる教職員の範囲によって、全体研修、グループ別課題研修、個別課題研修などの区別がある。全体研修は、全教職員の参加によって行う研修方法であり、学校全体の共通理解を図る際に有効である。グループ別課題研修は、学年、分掌、教科などの少人数のグループを編成することで、全体研修との関連を踏まえ計画的に行う研修であり、組織内の横や縦の連携を図る際に有効である。個別課題研修は、教職員一人一人が、学級や教科などで課題を設定することにより、全体研修及びグループ別課題研修との関連を踏まえ計画的に行う研修であり、個々の実態に応じた取組を図る際に有効である。

学校においては、これらの研修を組み合わせ、効果的な研修プログラムを作成していく必要がある。

また、座学による研修方法だけでなく、参加体験型の手法（討論会、ロールプレイング、フィールドワーク等）などを取り入れる工夫も望まれる。

実 践 編

※ 別 冊

おわりに

本調査研究会議は、平成15年6月に第1回の会議を開催し、以来、人権教育の指導方法等の改善・充実に向けた検討を続けてきた。その成果については、これまでも第一次及び第二次のとりまとめとして、一定の成果を得られた段階ごとに、逐次公表してきた。

今回の〔第三次とりまとめ〕では、さらに、これまで示してきた指導等の在り方に関する基本的な考え方を基に、各学校・教育委員会において具体的な実践を進めていくために役立てる資料を、新たに提供することとした。

今後は、これらの成果が、現場でどのように活かされ、人権教育の充実にどのように貢献しているのかについて、検証を行っていくことが、本調査研究会議の重要な課題となるものと考えている。

子どもたちに人権尊重の精神と実践力を育んでいくためには、何よりもまず、各学校・教職員による積極的な取組が重要となる。各学校においては、本調査研究会議の成果を大いに参考にしつつ、さらに児童生徒の実態等に応じた創意工夫を加え、人権教育の指導方法等の改善・充実に努めていただきたい。

同時に、学校における人権教育の推進を図る上では、教育委員会による条件整備が不可欠である。各教育委員会においては、地域の実情等を踏まえつつ、各学校に対し適切な指導・助言を行うとともに、研修の実施や、優れた実践事例等に関する情報の提供、効果的なカリキュラム等の研究・開発やその成果の普及、家庭・地域との連携や校種間連携等の体制づくりなどを通じ、各学校・教職員への支援の充実を図られるよう、お願いしたい。

国においても、人権教育の充実に関し、教育委員会や学校に対する支援の充実を図ることが望まれる。とりわけ、本とりまとめに関しては、全国の教育委員会・学校等に向け積極的な情報提供を行うとともに、国レベルの研修や、モデル事業の実施に際しても本とりまとめの成果を反映させていくなど、その普及に努められたい。

今回のとりまとめが、広く関係者において有効に活用されるとともに、各関係者の努力により、学校における人権教育のさらなる進展が図られ、子どもたちが、人権に関する理解を深め、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]のできる人権感覚を育み、ひいては人権尊重社会の実現をもたらす原動力となることを、切に願うものである。

参 考 資 料

目 次

1	人権をめぐる国際的な動向について・・・・・・・・・・	1
	（1）世界人権宣言・・・・・・・・・・	2
	（2）「人権教育のための世界計画」決議（仮訳）・・・・・・・・	5
	（3）「人権教育のための世界計画」行動計画（仮約）・・・・	6
2	人権教育・啓発の推進に関する国の動向について・・・・・・・・	19
	（1）人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）・・・・・・・・	20
	（2）「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 （平成9年7月4日人権教育のための国連10年推進本部 決定）・・・・・・・・・・	21
	（3）「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるた めの教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する 基本的事項について」 （平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）・・・・・・・・	28
	（4）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 （平成12年法律第147号）・・・・・・・・・・	42
	（5）人権教育・啓発に関する基本計画 （平成14年3月15日閣議決定）・・・・・・・・・・	43
3	学習指導要領における人権教育に関連した内容等の例・・・・	63

1 人権をめぐる国際的な動向について

- 1948 年(昭和 23 年) 国連において「世界人権宣言」を採択 【参考資料 1 (1) 参照】
- 1959 年(昭和 34 年) 国連において「児童の権利に関する宣言」を採択
- 1965 年(昭和 40 年) 国連において「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択
→ 日本は 1995 年(平成 7 年)に締結
- 1966 年(昭和 41 年) 国連において「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を採択
→ 日本は 1979 年(昭和 54 年)に締結
- 1979 年(昭和 54 年) 国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択
→ 日本は 1985 年(昭和 60 年)に締結
【「実践編 個別的な人権課題に対する取組」参照】
- 1989 年(平成元年) 国連において「児童の権利に関する条約」を採択
→ 日本は 1994 年(平成 6 年)に締結
【「実践編 個別的な人権課題に対する取組」参照】
- 1994 年(平成 6 年) 国連において 1995 年からの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議を採択
→ 日本は 1997 年(平成 9 年)に国内行動計画を策定
【参考資料 2 (2) 参照】
- 2004 年(平成 16 年) 国連において「人権教育のための世界計画」決議を採択
【参考資料 1 (2) 参照】
- 2005 年(平成 17 年) 国連において「人権教育のための世界計画」行動計画を採択
【参考資料 1 (3) 参照】

(1) 世界人権宣言（仮訳文）（1948年12月10日国連総会採択）

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを

問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報

及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利

を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていないなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(2) 「人権教育のための世界計画」決議（仮訳）

（2004年12月10日無投票採択）

※我が国は共同提案国

国連総会は、

「人権教育のための国連 10 年」（1995 年～ 2004 年）
に関して、国連総会及び人権委員会によって採択さ
れた関連する決議を想起し、

第 59 回国連総会中の人権デー（2004 年 12 月 10 日）
に本会議をあてて、「人権教育のための国連 10 年」の
成果を検討し、また、人権教育を強化するためのあ
り得べき将来の活動を討論することを決定した、2003
年 12 月 22 日の国連総会決議 58 / 181 を想起し、

第 59 回国連総会が 2005 年 1 月 1 日から開始される人
権教育のための世界計画を宣言するよう勧告した
2004 年 4 月 21 日の人権委員会決議 2004 / 71 に留意
し、

特に初等教育への普遍的なアクセスを始めとして、
国連ミレニアム宣言に含まれるものを含む、国際的
に合意された開発目標を 2015 年までに達成するた
めの国内的な努力を支援する国際的なレベルでの継続
した行動の必要性を再確認し、

人権教育は、すべての者が他者の尊厳に対する寛容
及び尊重並びに、すべての社会においてその尊重を
確保する手段及び方法を学ぶ、長期的かつ生涯にわ
たるプロセスであることを確信し、

人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の
意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は
他の地位等によるいかなる差別又は区別もなしに、
すべての者が評価され及び尊重される社会を発展さ
せるとの観点から、人権教育は、人権及び基本的自
由の実現のために重要であり、また、平等の促進、
紛争及び人権侵害の予防並びに参加及び民主主義的
なプロセスの強化に著しく貢献するものであること
を確信し、

1. 国際的なアジェンダの中で人権教育に優先的に焦
点を当てることを確保するため、「10 年」を超えて
世界的な枠組みを継続する必要性に関して、国連人
権高等弁務官による報告において、「人権教育のた
めの国連 10 年」の成果及び不十分な点並びに人権
教育の分野における将来の国連の活動について表明
された見解に留意する。

2. すべてのセクターにおける人権教育プログラムの
実施を促進するため、連続したフェーズからなり、
2005 年 1 月 1 日から開始される「人権教育のための
世界計画」を宣言する。

3. 事務総長報告に含まれているとおり、国連人権高
等弁務官事務所及び国連教育科学文化機関が共同で
準備した、「人権教育のための世界計画」の第 1 フ
ェーズ（2005 年～ 2007 年）行動計画草案に評価を
もって留意するとともに、草案の早期採択のために、
同草案に対するコメントを国連人権高等弁務官事務
所に提出するよう各国に招請する。

(3) 人権教育のための世界計画

第1フェーズ(2005-2007)行動計画(仮約)

※ 第1フェーズの期間については、その後、
2年間延長され、2009年までとされた。

I. イントロダクション

「世界人権会議は、人権に関する教育、訓練及び広報が、コミュニティ間の安定的かつ調和的な関係を促進及び達成し、相互理解、寛容及び平和を促進するために不可欠であると考えている。」(ウィーン宣言及び行動計画第2部第78段落)

A. 人権教育の背景と定義

1. 国際社会は、人権教育は人権の実現への本質的な貢献をなすものであるというコンセンサスを益々表明してきている。人権教育は、すべてのコミュニティ及び社会全般において、人権を実現するという、われわれの共通責任についての理解を発展させることを目的としている。この意味において、人権教育は、人権委員会決議 2004/71 で述べられているように、人権侵害及び暴力的紛争の長期的防止、平等かつ持続可能な開発の促進、並びに民主制度における意思決定プロセスへの人々の参加の増進に寄与するものである。

2. 人権教育に関する規定は、世界人権宣言(26条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(13条)、児童の権利に関する条約(29条)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(10条)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(7条)、ウィーン宣言及び行動計画(第1部第33-34段落、第2部第78-82段落)並びに2001年に南アフリカ共和国ダーバンで開催された人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に対する世界会議の宣言及び行動計画(宣言第95-97段落、行動計画第129-139段落)を含む、多くの国際文書に盛り込まれている。

3. 国際社会によって合意された、人権教育の定義の諸要素を提供するこれらの文書に従い、人権教育とは、知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報であると定義され、以下を目指す。

- (a) 人権及び基本的自由の尊重の強化。
- (b) 人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達。
- (c) すべての国民、先住民並びに人種的、民族的、種族的、宗教的並びに言語的集団の間の、理解、寛容、ジェンダー平等及び友好の促進。
- (d) すべての個人の、法の支配に統治された、自由で民主的な社会への効率的な参加の実現。

(e) 平和の構築及び維持。

(f) 人間中心の持続可能な開発と社会正義の促進。

4. 人権教育は以下の事項を含む。

- (a) 知識及び技術—人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身につける。
- (b) 価値、姿勢及び行動—価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化する。
- (c) 行動—人権を保護し促進する行動をとる。

5. 人権教育のイニシアチブを奨励する観点から、人権に関する参考資料の開発及び普及に焦点を当てた「人権に関する世界広報キャンペーン」、国家レベルでの包括的、効果的及び持続的な人権教育のための戦略の作成及び実施を奨励した「人権教育のための国連10年」(1995-2004)及び行動計画、並びに「世界の児童のための平和の文化及び非暴力のための国際10年」(2001-2010)など、加盟国は様々な、明確かつ国際的な行動枠組を採択した。

6. 2004年、経済社会理事会は、人権委員会決議 2004/71 を歓迎し、人権委員会が定期的に特定する分野又は問題に関する国家レベルでの人権教育の取組みに更なる焦点を当てるため、総会に対して、人権教育のための世界計画を2005年1月1日から開始し、連続したフェーズとすることを、第59回会合で宣言するよう要請した。

B. 人権教育のための世界計画の目的

7. 人権教育のための世界計画の目的は以下のものとする。

- (a) 人権文化の発展を促進する。
- (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
- (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通な集合的枠組を提供する。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を増進する。
- (f) 成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させるために既存の人権教育計画を評価及び支援する。

C. 人権教育活動の理念(*1)

8. 世界計画における教育活動は、以下のものである。

- (a) 市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利並びに開発の権利を含む、人権の相互

依存性、不可分性及び普遍性を促進する。

- (b) 差異の尊重及び認識、人種、性別、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的及び社会的出自、身体的及び精神的状態、並びにその他に基づく差別への反対を促進する。
- (c) 人権の基準に一致した、慢性的及び新種の人権問題（貧困、暴力紛争、差別を含む）の、解決を導く分析を奨励する。
- (d) 人権のニーズを特定し、履行を確保するため、コミュニティと個人を強化する。
- (e) 異なる文化的背景に根付いた人権の理念を構築し、各国の歴史的及び社会的発展に留意する。
- (f) 地方、国家、地域及び国際的な人権文書及び人権保護の仕組みを用いる知識及び技術を促進する。
- (g) 人権推進行動のために、知識、批判的分析及び技術を含む参加型の教育法を活用する。
- (h) 参加、人権の享受、及び人格の十分な発展を奨励する、欠乏及び不安のない指導及び学習環境を促進する。
- (i) 人権を、抽象的な規範の表現から、社会的、経済的、文化的、及び政治的状況の現実へと変容させる方法及び手段についての対話に参加させることで、人権を学習者の日常生活と関連させる。

II. 第一フェーズ（2005－2007）：初等中等教育における人権教育行動計画

「世界人権会議は、教育が人権及び基本的自由の尊重を強化することを目的とするよう国が確保する義務を負うことを再確認し、これは国家の、また、国際的な教育政策に組み入れられるべきである。（ウィーン宣言及び行動計画第1部第33段落）」

9. 人権委員会決議 2004／71 に従い、人権教育のための世界計画の第一フェーズ（2005－2007年）は初等中等教育に焦点を当てる。

A. 背景

10. この行動計画は、世界人権宣言、児童の権利条約及び児童の権利委員会により採択された関連ガイドライン（とりわけ2001年の、教育の目的に関する一般意見）、1993年ウィーン宣言及び行動計画、並びに平和、人権、民主主義のための教育に関する宣言及び総合的行動要綱といった、国際的な人権文書によって定められた原則及び枠組を基にしている。また、教育に関する国際的な諸宣言と諸プログラムも基にしている。

11. 2000年の世界教育フォーラムで採択された「万

人のための教育に関するダカール行動枠組(*2)」は、「万人のための教育（EFA）」の目標及び目的の達成における主要な国際的な基盤かつ共同コミットメントであるが、世界人権宣言及び児童の権利条約によって支持される教育ビジョンを再確認しており、共生することの学習を目指している。ダカール枠組では、教育は、社会的団結を促進し、人々を社会的変革への活発な参加者とさせるため個人を強化するゆえに「持続可能な開発、平和及び安定」（第6段落）における鍵であると考えられている。ダカール枠組の第6目標は、特に読み書き能力、計算能力及び基本的な生活技術において、認められ、かつ測定可能な学習成果が全ての人に達成されるような卓越性を確保することで、教育の質の全ての側面を改善させることにある(*3)。この目標は、読み書き計算を超え、かつ、必然的にダイナミックであるとはいえ、強固に人権に基づいた重要な成果として、民主的な市民権、価値及び連帯を課す、良質な教育の概念の根拠を提供している。

12. 人権に基づいた良質な教育は、持続可能な開発のためのサミットの実施計画にも含まれる、持続可能な開発のための教育の概念を含んでいる。教育は、農村開発、ヘルスケア、コミュニティ参加、HIV／AIDS、環境、伝統的かつ固有の知識、及び人間の価値と人権のような、より広範な倫理的課題といった重要な問題に対処するプロセスとして捉えられている。さらには、持続可能な開発に対する闘いにおける成功のために「他の価値—とりわけ正義及び公正—を擁護するわれわれの取組及びわれわれが他者と運命共同体であることに気づくこと(*4)」の強化という教育へのアプローチが必要だと述べられている。人権教育のための世界計画は、共通する懸念に対し、双方の努力を連結することで「持続可能な開発のための教育10年」（2005－2014）と相乗効果を生み出す。

13. 2000年の国連ミレニアムサミットの際に国際社会により採択されたミレニアム開発目標の一つは、初等教育への普遍的なアクセスの促進であり、それは依然として大きな課題である。複数の地域では就学率は増加しているものの、多くの地域では教育の質は低いままである。例えば、ジェンダーについての偏見、女兒の身体的情緒的安全への脅威、及びジェンダーに無神経なカリキュラムは全て、教育の権利の実現を阻むものである（A/56/326、第94段落）。この行動計画は、人権に基づいた良質な教育を促進することにより、このミレニアム開発目標の達成に寄与することを目的としている。

14. 読み書き能力は教育の権利の達成における主

要な学習ツールであり、行動計画はまた、とりわけ国連識字の10年（2003－2012）の枠組において、識字に関する普遍的な権利を促進するという締約国又はその他の主体の行動の文脈にも位置づけられるものである。

B. 学校システムにおける人権教育

15. 人権教育は、教育の権利における欠くことのできない一部分として広く考えられている。児童の権利委員会が一般意見第1号で述べているように、「全ての児童が権利を保持する教育とは、児童に生活の技術を与え、全ての範囲の人権を享受する児童の能力を強化し、適切な人権の価値が注ぎ込まれた文化を促進することを意図するものである（第2段落）。」このような教育は、「全ての児童にとって、人生の過程において、グローバリゼーション、新しいテクノロジー、及び関係する現象がもたらす根本的な変化の時代に付随する挑戦に対して、バランスのとれた、人権と親和的な反応を達成する努力のための不可欠なツールである（第3段落）」。

16. 児童の権利条約は、教育が促進されるプロセスにとりわけ重点を置いており、一般意見でも「他の権利の享受を促進する努力は、教育のプロセスにより与えられた価値によって損なわれてはならず、強められるべきである。これはカリキュラムの内容だけでなく、教育のプロセス、教育方法及び教育が行われる環境も含む(*5)」と強調されている。従って、人権は、内容の伝達及び経験の双方を通じて学ばなければならない、また、学校システムのあらゆるレベルで実践されなければならない。

17. この意味において、人権教育は、権利に基づいた教育へのアプローチを促進し、また以下の事項を含んだプロセスとして理解されなければならない。

(a) 「教育を通じた人権」：カリキュラム、教材、方法及び研修を含む学習の全ての要素及びプロセスが、人権の学習につながることを確保する。

(b) 「教育における人権」：教育システムにおいて、全ての主体による人権の尊重及び権利の実践を確保する。

18. 従って、初等中等教育における人権教育は以下の事項を含む。

(a) 政策—参加型の方法で開発し、カリキュラムの向上並びに教員及びその他の教育関係者に対する研修政策を含む、人権に基づいた一貫した教育政策、法律及び戦略を採用する。

(b) 政策の実施—適切な組織の手段を採り、全

ての関係者の関与を促進することで、上記の教育政策の実施を計画する。

(c) 学習環境—学校環境それ自体が、人権教育と基本的自由を尊重し促進する。学校環境は、全ての学校関係者（生徒、教員、職員、経営者及び保護者）に、実際の生活行動において人権の実践機会を提供する。学校環境は、児童が自由に意見を述べ、学校生活に参加することを可能にする(*6)。

(d) 指導及び学習—すべての指導及び学習のプロセス及びツールは、人権に基づいたものとする（例えば、カリキュラムの内容及び目的、参加型かつ民主的な実践及び方法論、並びに既存の教科書の見直し及び改訂を含む適切な教材等）。

(e) 教員及びその他関係者の教育及び専門能力の開発—着任前及び着任中の研修を通じ、教職者及び学校の指導部に、学校における人権の学習及び実践を促進するために必要な知識、理解、技術及び技能を、適切な労働環境及び地位と共に提供する。5つの要素及び関連行動方針についての詳細な記述は、参照ツールとして別添で提示されている。

19. 人権に基づく教育アプローチを促進することで、人権教育は、教育システムがすべての個人に質の高い教育を保証するために本質的な使命を果たすことを可能にする。従って、人権教育は、国内の教育システム全体の有効性を向上させるのに貢献し、ひいては各国の経済的、社会的及び政治的發展において本質的な役割を果たす。人権教育は、何よりも、以下の利益をもたらす。

(a) 教職の新たな役割と共に、子どもを中心にした参加型の指導を行い、学習実践及びプロセスを促進することで、学習到達の質を向上する。

(b) 包括的かつ歓迎され、普遍的価値、機会均等、多様性及び非差別を促進する、人権に基づいた学習環境を創造することで、学校へのアクセス及び参加を増進する。

(c) 児童の社会性及び情緒性の発達を支援し、民主的な市民権及び価値を取り入れることで、社会的一体性及び紛争予防に貢献する。

20. 平和教育、市民意識及び価値の教育、多文化教育、国際教育若しくは持続可能な開発に関する教育に向けて、学校システムで行われている全ての努力は、その内容及び方法論において人権の理念を含んでいる。そのすべての努力が、この行動計画を参照しながら、指導及び学習の範囲を超えて、国内の教育改革の文脈で学校分野の組織的改善の基盤を提供することを目的とし、人権に基づいた教育へのアプローチを促進することが重要である。

C. 行動計画の個別目標

2 1. 人権教育のための世界計画の全体的な目的を考慮し（上記第 1 章参照）、この計画は以下の個別目標の達成を目的とする。

- （a）初等中等教育において、人権の包含及び実践を促進する。
- （b）学校システムにおける包括的、効果的及び持続可能な国家人権教育戦略の開発、採用及び実施を支援すること及び／又は既存のイニシアチブの見直し及び改善を支援する。
- （c）学校システムにおける人権教育の主要な要素に関する指針を提供する。
- （d）国際的、地域的、国家的及び地方的な組織による締約国への支援提供を促進する。
- （e）地方的、国家的、地域的、及び国際機関間のネットワーク構築及び協力を支援する。

2 2. この計画は以下の事項を提供する。

- （a）国際的に合意された原則に基づく、学校システムにおける人権教育の定義。
- （b）国家レベルでの具体的な行動の実施の提示による学校システムにおける人権教育の開発及び／又は向上のための利用者志向的な指針。
- （c）異なる背景及び状況並びに異なる種類の教育システムにおいて採用されうる柔軟な指針。

III. 国家レベルでの実施戦略

A. イントロダクション

2 3. この計画は、国家レベルでの初等中等教育における人権教育を開発及び強化するためのインセンティブ及び手段である。この計画の前提は、変化及び向上のプロセスとは、異なる分野で複数の同時行動をとることによって発生するという点である（別添参照）。効果的であるためには、このようなプロセスは、発展サイクルの広く認められた段階に沿って組織されるべきである。行動のための現実的な目標及び手段は、国の背景、優先順位及び能力に従い、また、（人権教育のための国連 10 年（1995 – 2004）の枠組で実行されたような）国の従来の取組に基づく必要がある。

2 4. この計画及び実施戦略は、学校システムにおける人権教育の状況は国によって異なることを認識している。例えば、人権教育は、いくつかの国ではほとんど存在しないかもしれないし、他の国では国家政策と行動計画は存在するものの殆ど実施されていないかもしれない。また、他のケースでは、しばしば国際組織の支援により、学校において草の根のイニシアチブ及びプロジェクトが存在するが、必ずしも国家政策の一部をなしていな

いかかもしれないし、他の国では十分に開発された国家政策及び行動により人権教育に対し非常に積極的かもしれない。状況及び教育システムの種類がいかなるものであれ、人権教育の発展又は向上は、各国の教育アジェンダに載せるべきである。

2 5. 実施戦略は、国家レベルで初等中等教育に主たる責任を負っている教育省に、一義的に向けられている。従って教育省は、主たるリーダーであり主体である。実施戦略はまた、計画及び実施のすべての段階に関与すべきその他の関係機関（第 28 – 30 段落参照）にも向けられている。

B. 実施戦略の段階

2 6. 本章は、学校システムにおける人権教育の計画、実施及び評価のプロセスを促進する 4 つの段階を提案している。これらは、この行動計画の実施に際して、締約国を支援する指針である。

第 1 段階：学校システムにおける人権教育の現状の分析

行 動

- ・「我々はどこにいるのか？」と問う。
- ・以下の項目について情報収集及び分析を行う。
 - －学校における人権状況を含む初等中等教育の現状。
 - －学校システムの中の人権教育に影響を与える歴史的及び文化的背景。
 - －初等中等教育における、もしあれば、人権教育へのイニシアチブ。
 - －人権教育のための国連 10 年（1995 – 2004）において採られたイニシアチブの達成、不十分な点及び障害。
 - －学校システムにおける政府機関、国内の人権機関、大学、研究機関及び NGO といった様々な関係者の人権教育への関与。
 - －国家及び地域レベルに存在する人権教育の良い実践例。
 - －国内に存在する同種の教育（持続可能な開発のための教育、平和教育、国際教育、多文化教育及び市民意識及び価値の教育）の役割。
- ・別添の参照ツールに基づき、いずれの人権教育の手段及び要素が既に存在しているか決定する。分析のためのその他の要素は、国連条約体への政府報告書並びに国家及び国際レベルにおける人権教育のための「10 年」の枠組において作成された報告書となるだろう。
- ・学校システムにおける人権教育の利点、不利な点並びに機会及び制約を分析し決定することで、主要な特徴及び分野を特定する。
- ・人権教育の在り方及び実施状況について結論を導く。

- ・判明した利点及び教訓に基づいていかに構築するか並びに機会をいかに用いるか熟考する。
- ・不利な点及び制約に対処するために必要な変化及び手段について熟考する。

アウトプット

- ・初等中等教育における人権教育に関する国の研究。
- ・学校システムにおける人権教育のための国内実施戦略の方向性を推敲するため、出版、会議又は公開討論等を通じた、国家レベルでの研究成果の広範な普及。

第2段階：優先順位の設定と国内実施戦略の作成

行 動

- ・「我々はどこに、どのように行こうとしているのか？」と問う。
- ・任務についてのステートメント、すなわち学校システムにおける人権教育実施のための基本的な目標を定める。
- ・別添を参照しつつ目標を定める。
- ・国の研究成果を基に優先順位を設定する。これらの優先順位は、最も危急なニーズ及び／又は、利用機会を考慮に入れたものになるだろう。
- ・効果をもたらす可能性のある課題に焦点を合わせる：我々は実際に何ができるか？
- ・アド・ホックな活動よりも、持続可能な変化を保証する手段を優先する。
- ・以下のものを特定することで、国内実施戦略の方向を設定し、利用可能な資源及び目標を結びつける。
 - －インプット：利用可能な資源の分担（人的、財政的、時間的）
 - －活動（任務、責任、時間軸、指標）
 - －アウトプット：具体的な成果（新法、研究、能力開発セミナー、教材、教科書改訂等）
 - －成果：達成された結果

アウトプット

2005年から2007年までの期間における目的及び優先順位を特定し、少なくともいくつかの実施行動を見越した、初等中等教育における人権教育のための国内実施戦略。

第3段階：実施とモニタリング

行 動

- ・指針となる理念は「そこへ到達する」ことであるべきである。
- ・国内実施戦略を普及させる。
- ・国内実施戦略で計画された活動の実施に着手する。

- ・設定した指標を用いて実施についてモニタリングする。

アウトプット

国内実施戦略の優先順位によって、アウトプットは、例えば、立法、国内実施戦略の調整のためのメカニズム、新規又は改訂された教科書及び教材、トレーニングコース、参加型の指導並びに／若しくは学習の方法論又は学校地域のすべてのメンバーを保護する非差別政策となろう。

第4段階：評価行動

行 動

- ・「我々はそこへ、いかなる成果とともに到達したか？」と問う。
- ・説明責任の方法、及び学習し、次期フェーズの実施可能な活動を改善させる手段として、評価を採用する。
- ・実施について再検討するため、独立した外部評価と共に自己評価を用いる。
- ・設定目標の達成をチェックし、実施プロセスを検証する。
- ・結果の達成を、認め、普及し、祝う。

アウトプット

- ・初等中等教育における人権教育のための国内実施戦略の成果に関する政府報告書。
- ・実施プロセスを通じて学んだ課題に基づく、今後の行動についての勧告。

C. 最低限の行動

27. 締約国は、世界計画の第1フェーズ（2005－2007）の期間中、最低限の行動として、以下の事項を行うよう奨励される。
- （a）学校システムにおける人権教育の現状の分析（第1段階）。
 - （b）優先順位の設定及び国内実施戦略の作成（第2段階）。
 - （c）計画された活動の最初の実施。

D. 主体

28. この行動計画の実施について、主たる責任は教育省にあり、関係機関を通じて、以下のものを扱う。
- （a）教育政策。
 - （b）計画立案。
 - （c）カリキュラムの策定。
 - （d）指導及び学習教材の開発。
 - （e）着任前及び着任中の、教員及びその他の教育関係者の研修。
 - （f）指導及び学習の方法論。

- (g) 統合教育。
- (h) 地方レベルの行政。
- (i) 研究。
- (j) 情報の普及。

29. この行動計画の実施は、その他の機関との緊密な連携を必要とする。すなわち、

- (a) 教員養成大学及び大学の教育学部。
- (b) 教員団体、専門家団体及び認定機関。
- (c) 教育、開発及び人権についての議会の委員会を含む国家、連邦、地方及び州の立法機関。
- (d) オンブズマンや人権委員会のような国内人権機関。
- (e) ユネスコ国内委員会。
- (f) 例えば、ユニセフ国内委員会及びその他のコミュニティレベルの組織を含む国家／地方の団体／組織。
- (g) 国際NGOの国内支部。
- (h) 保護者会。
- (i) 生徒会。
- (j) 教育研究機関。
- (k) 国家及び地方の人権資料及び研修センター。

30. この国内行動計画の実施はまた、以下のような関係者の支援を必要とする。

- (a) 関係省庁（福祉、労働、司法、女性、青少年）。
- (b) 青少年組織。
- (c) メディア代表者。
- (d) 宗教団体。
- (e) 文化、社会及びコミュニティリーダー。
- (f) 先住民及び少数民族。
- (g) 経済界。

E. 財政援助

31. 上記の第二章で述べられているように、国の教育システムにおける人権教育は、システム自体の有効性の向上に役立つことができる。人権教育は、教育改革を支援するための一連の指針を提供し、教育へのアクセス及び機会の均等、社会的統合及び団結への教育の貢献、教員の役割及び地位、生徒及び社会にとっての教育の関連性、生徒の達成度の向上、並びに教育行政といった、世界中の教育システムが直面する課題に対処するのに役立つ。

32. このことに留意すれば、人権教育への財政援助は、国の教育システムへ一般的に分担される資金の範囲内でも実現可能であるだろうし、とりわけ以下の手段によって可能である。

- (a) この計画を実施するため、質の高い教育のために既に約束された国の財源を最適化する。
- (b) この計画において策定された行動に基づい

て、外部資金との間で資金分担を調整する。
(c) 公共部門と民間部門の間にパートナーシップを構築する。

IV. 行動計画実施の調整

A. 国家レベル

33. 行動計画実施の主たる責任は各国の教育省にある。教育省は、国内実施戦略の策定、実施及びモニタリングの調整に責任を負う関連部局を指定又は強化する。

34. 調整部局は、国内実施戦略の策定、実施及びモニタリングにおいて、教育省の関連部局、他省庁及び国内機関に従事させる。この点において、これらの機関の人権教育連合の設立を促進することもできる。

35. 調整部局は、国連の調整委員会に、この分野の進捗状況について最新かつ詳細な情報を提供するように要請される。

36. さらに、調整部局は、人権教育の進捗状況が政府報告に含まれることを確保するため、条約体へ政府報告を提出する国内関連機関と緊密に協力する。

37. 各国は、国家レベルの人権教育に関するイニシアチブ及び情報（様々な背景並びに国のもとの良い実践例、教材及び行事）を収集及び普及するための資料センターを特定及び支援することが奨励される。

B. 国際レベル

38. 国連人権高等弁務官事務所、国連教育科学文化機関（ユネスコ）、国連児童基金（ユニセフ）、国連開発計画（UNDP）、及び世界銀行を含むその他の関係国際機関から成る国連の調整委員会が設立され、この行動計画における活動の国際的な調整に責任を負う。この委員会の事務局は国連人権高等弁務官事務所が提供する。

39. 委員会は、この行動計画の実施をフォローアップし、資源を動員し、国レベルの行動を支援するために、定期的に会合する。この点につき、委員会は、その他の関係する国際的及び地域的機関並びに国連条約体のメンバー又は教育の権利に関する人権委員会特別報告者等の専門家及び関係者を、臨時にその会合に招くこともある。

40. 委員会は、国家レベルの人権保護体制を支援する調整された国連の行動を提供する事務総長の

改革計画に沿って、行動計画のフォローアップ及び国内実施戦略への国連組織全体の支援を保証するために、国連加盟国チーム又は国際機関の各国での事務所と連携する責任を負う。(A/57/387 及び Corr.1, action2)

4 1. 国連条約体は、締約国の報告書を審査する際に、締約国の学校システムにおける人権教育の実施義務に重点を置き、最終勧告にその点を反映することを要求される。

4 2. さらに、人権委員会のあらゆるテーマ的な又は国別の関連メカニズム（特別報告者又は代表者、とりわけ教育の権利に関する特別報告者、若しくは作業部会を含む）は、それぞれの権限に応じて、学校システムにおける人権教育の進捗状況をその報告書に体系的に含めるよう要求される。

4 3. 委員会は、行動計画実施をより効果的にモニタリングするために、地域的又は準地域的な機関及び組織への援助要請を検討することができる。

V. 国際協力と支援

4 4. 行動計画実施に関する国際協力と支援は、以下の主体により提供される。

- (a) 国連システム。
- (b) その他の国際的政府間組織。
- (c) 地域的政府間組織。
- (d) 教育大臣の地域的組織。
- (e) 教育大臣の国際的及び地域的フォーラム。
- (f) 国際的及び地域的NGO。
- (g) 地域的人権資料及び文書センター。
- (h) 国際的及び地域的金融機関（世界銀行、地域開発銀行等）並びに二国間財政機関。

4 5. 行動計画実施のためには、資源を最大限に活用し、重複を避け、一貫性を確保するため、関係者の緊密な協調が不可欠である。

4 6. 国際協力と支援の目的は、この行動計画の第三章で扱われている国内実施戦略の枠組内で、初等中等教育における人権教育に対する国家及び地方の能力を強化することである。

4 7. 上記の組織及び機関は、特に以下の行動を検討することができる。

- (a) 関連する特定のツールの開発を含む、国内実施戦略の作成、実施及びモニタリングにおいて、教育省を支援する。
- (b) とりわけ全国的及び地方のNGO、専門団体及びその他の市民社会組織といった、その他の国内関係者への支援を提供する。
- (c) 従来型及び電子型手段を通じて、良い実践

例、利用可能な教材、機関、及びプログラムについての情報を特定、収集及び普及することで、国家、地方及び国際的レベルでの関係者間の情報共有を促進する。

(d) 国家、地方及び国際的レベルで、人権教育における既存の関係者ネットワークを支援し、新たなネットワーク構築を促進する。

(e) 教員、教員指導者、教育行政官及びNGO職員のための、効果的な人権研修（参加型の指導及び学習方法論に関する研修を含む）を支援する。

(f) 人権教育向上のための実用的な手段に関する研究を含む、学校における国内の人権教育の実施に関する研究を支援する。

4 8. 行動計画実施を支援する資源を動員するために、国際的及び地域的金融機関並びに二国間財政機関は、教育に関する資金援助計画を本行動計画及び人権教育一般に関連させる方法を探究することが求められる。

VI. 評価

4 9. 世界計画第1フェーズ（2005 – 2007）の終了にあたり、各国は、この行動計画の下で実施された行動の評価を行う。評価は、法的枠組及び政策、カリキュラム、指導及び学習のプロセス及びツール、教科書の改訂、教員研修、並びに学校環境の改善等、様々な分野における進歩を考慮に入れる。締約国は、最終的な政府評価レポートを国連の調整委員会に提出するよう求められる。

5 0. この目的のために、国際的及び地域的組織は、評価についての国の能力を構築又は強化するための支援を提供する。

5 1. 調整委員会は、関係する国際的及び地域的機関並びにNGOと協力し、政府評価レポートに基づいて最終評価レポートを作成する。当レポートは、第63回国連総会（2008年）に提出される。

*1 人権教育活動の理念についての節は、1994年から2004年までの「人権教育のための国連10年」で作成された、人権教育のための国内行動計画指針に基づいている。

*2 ユネスコ「2000年4月26 – 28日世界教育フォーラム（セネガル、ダカール）についての最終報告書」、パリ、2000年、参照。

*3 児童の権利委員会的一般意見第1号（2001年）によると、生きる力とは「バランスのとれた決定を下し、非暴力的方法で問題を解決し、健康な生活スタイル、優良な社会的関係

及び責任、批判的施行、創造的才能、並びに人生において選択肢を追求するのに必要なツールを子どもたちに与える能力」である。(第57回国連総会公式議事録、補足書第41号)

*4 ユネスコ「持続可能性のための教育：リオからヨハネスブルグへー10年の経験から学んだこと」、パリ、2002年。

*5 一般意見第1号において、児童の権利委員会はまた「競争を刺激し、子どもに過大な作業をもたらす、知識の蓄積に一義的に偏った指導方法は、子どもの能力や才能の潜在性の最大限の調和的な発達を深刻に妨げる点を強調しなくてはならない」とも述べている。(第57回国連総会公式議事録、補足書第41号)

*6 一般意見第1号はまた「子どもの学校生活への参加、学校コミュニティ及び生徒会の創設、同級生同士の教育やカウンセリング、並びに学校の規則処分への子どもたちの参画は、権利の実現の学習及び経験の過程の一部として促進されなければならない」とも述べている。(第57回国連総会公式議事録、補足書第41号)

別 添

初等中等教育における人権教育の構成要素

1. 各国の事情は、学校システムにおける人権教育の導入及び実践を促進する可能性及び戦略に著しい影響を及ぼす。しかしながら、その結果である多様性を超えて、人権教育を発展させるための共通の傾向とアプローチは特定されることができる。この別添で包括的な形で定められている5つの要素は、既存の世界的な成功の経験と共に、本行動計画の準備段階における協議と、1995－2004年の「人権教育のための国連10年」の中間(2002年)及び最終(2004年)評価を含む、研究及び調査に基づいている。これらの要素には良い実践例が集められており、行動計画の主要な主体はそこに向けて漸次邁進することが求められている。この要素は示唆的なものであって、規定的なものではない。選択肢を提案し、行動の可能な方向を推奨し、参照手段として用いられるべきものである。これらの要素は、行動計画の国内実施戦略に沿って、各国の文脈及び国家の教育制度に適合される必要がある。

A. 政策

2. 教育政策は、コミットメントについての明確かつ一貫した声明として理解される。主に国家レベルではあるが、地域や市町村レベルも関係する政府レベルで準備され、すべての関係者との協力の下で、教育政策は、原則、定義及び目的を含み、また学校組織を通じ、すべての教育関係者のために、規準となる参照として役立つものである。

3. 人権教育は、人権に基づいた教育へのアプローチを促進するものであり、教育政策の発展及び改革の目的の中に、また教育の質的水準において、明確に述べられるべきものである。

4. 人権に基づいた教育へのアプローチは、学校システムが人権及び基本的自由を意識することを意味する。人権は、学校システム全体及びすべての学習環境に、注ぎ込まれ、実行されるものである。人権は、教育目的にのみならず、憲法、教育政策の枠組、教育関係法規、並びに国のカリキュラム及びプログラム等の重要な関連文書における教育の質の基準としても含まれる。

5. この目的のため、以下の手段は学校システムにおける人権教育の政策決定における重要な特色に対応している。

(a) 教育政策に関する文書の作成において、NGO、教員協会及び団体、専門家団体及び研究団体、市民社会団体、並びにその他の関係者を関係させることにより、政策開発に参加

型のアプローチを採用する。

- (b) 人権教育に関する国際的義務を達成する(*1)。
 - (i) 教育の権利に関する国際文書の批准を促進する。
 - (ii) 児童の権利委員会、経済的、社会的、及び文化的権利に関する国連委員会を含む、関係する国際的なモニタリング機関への国の報告書に、人権教育に関する情報を含める。
 - (iii) 上記報告書の準備において、NGO、その他の市民社会セクター、及び人権教育専門家と協力する。
 - (iv) 国際的なモニタリング機関による勧告を公表し、これに応じる。
- (c) 教育への権利に基づいたアプローチ並びに人権教育に関する政策及び法律を策定する。
 - (i) 教育法に人権教育を含める。
 - (ii) すべての法規が人権教育の原則と足並みを揃えることを確保し、法規の矛盾を監視する。
 - (iii) 人権教育に関する特別法を制定する。
 - (iv) 政策が、人権教育に関連する研究に基づくものであることを確保する。
 - (v) 意思決定及び刷新における自立性を行使できるよう学校及び学校の指導部を強化する。
 - (vi) 教育実施報告（説明責任）の政策と、人権の原則との一致を確保し、人権教育における特別の説明責任政策を確立する。
 - (vii) 地方当局に対し、人権教育を実施及び支援するにあたっての役割及び責任についての指針を提供する。
- (d) 政策策定において一貫性を確保する。
 - (i) 人権教育を、初等中等教育の分野別国内計画、すなわち「万人のための教育（EFA）」の国内計画、及び「国連持続可能な開発のための教育10年」（2005－2014）の国内政策の枠組に含める。
 - (ii) 人権教育を、国内人権計画、人種主義、人種差別、外国人排斥及びそれらに関連する不寛容に対する国内行動計画、並びに国内貧困削減戦略に含める。
 - (iii) 人権教育に関する異なる計画とそれぞれの分野との間の、一貫性、関連性、及び相互作用性を確保する。
 - (iv) 人権教育政策と他分野の政策（司法、社会、青少年、保健等）を関連させる。
- (e) 人権教育をカリキュラムに含める。
 - (i) 政策が、人権教育に関連する研究に基づくよう確保する。
 - (ii) 国家のカリキュラム及び教育基準全般において、人権の価値、知識、及び態度を、読み書き及び計算スキル及び技能を補完する基礎的技術及び技能として認める。
 - (iii) 概念、目標、並びに指導及び学習の目的及びアプローチを設定した、人権教育のための国家カリキュラムを特別に作成する。

- (iv) 必須科目又は選択科目として、教科に基づき、及び／又は、カリキュラム横断の形で、カリキュラムにおける人権教育の位置づけを学校のレベルに応じて定義付ける（これにより、人権は、すべてのカリキュラムの教科に含まれることになる）。
 - (v) 人権の指導及び学習を、とりわけ市民教育、社会科、及び歴史科の正式かつ明確な要素とする。
 - (vi) 人権の指導及び学習を、学校におけるカリキュラム（学校によって決定される指導及び学習プログラム）の、正式かつ明確な要素とする。
 - (vii) 人権教育を職業教育及び研修に含む。
 - (viii) 人権教育のための特別な教科書を作成すると共に、人権の原則と一致するよう教科書を改訂するための指針を策定する。
 - (ix) 学校の統治、運営、懲戒処分手続き、統合方針、並びにその他の学校文化及び教育へのアクセスに影響を及ぼす規制や実践への、人権に基づいたアプローチを促進する。
 - (x) 人権の価値、知識、及び姿勢についての生徒の達成に関する評価及びフィードバックの適切な手法を開発する。
- (f) 以下の事項を含む、人権教育に関する包括的な研修政策を採用する。
 - (i) 指導者に対する研修、並びに校長、着任前及び着任中の教員への研修及びその他の教育関係者への研修。
 - (ii) すべての着任前及び着任中の教員研修方針及び計画における、生徒及び教員の権利、責任、並びに参加に関する情報。
 - (iii) 人権教育の研修活動を行っているNGO及びその他の市民社会セクターを認識、認定、及び支援する。
 - (iv) 人権教育を、教育関係者の資格、認可、及びキャリア向上、並びにNGOの研修活動の認可の基準とみなす。

B. 政策実施計画

6. 効果的な教育政策の開発及び改革には、明確に規定された手段、メカニズム、責任、及び資源を含む、明白な政策声明及び一貫した実施戦略の双方が求められる。このような実施戦略は、政策の一貫性、モニタリング、及び責任を確保する手段である。これは、政策と実施及びレトリックと現実のギャップ、並びに分散的又は矛盾した方法、場当たりの、若しくは自発的に、実践がなされる状況を回避するのに役立つ。

7. 人権教育は、教育システム全体における変化を意味する。しかし、政策声明やコミットメントそれ自体は、このような教育における変化を確実に

するには不十分である。政策実施計画の立案が、効果的な人権教育における重要な特色である。

8. 人権教育政策の実施は、分権、民主的な統治、学校の自立性、及び教育システムにおける権利及び責任の共有といった、教育行政における現在の傾向と一致している必要がある。地方自治体や学区；校長、教員及びその他の教育関係職員並びに教員の組織又は団体；生徒及び保護者；調査団体及び研修機関；NGO、その他の市民社会セクター、及びコミュニティというように、関係者が多様にわたることから、教育システムについての責任は教育省のみにあるとすることはできず、そうするべきでもない。

9. 国の当局と地方／学校レベルの双方が教育の行政、向上、及び革新について責任を負っているという事実は、それぞれのレベルが特定の役割をもつことを意味する。中央政府の役割は、共通の政策枠組並びに実施及び責任のメカニズムを定めることである。地方／学校レベルの役割は、地域の多様性及びニーズを考慮に入れ取り組む道を探すとともに、人権面を含む学校の特色を発達させることにある。さらに、教育上の目標と、教員、その他の教育関係者、並びに保護者及び生徒による指導及び学習の実践の発展のオーナーシップが確保されなければならない。

10. この文脈において、以下の要素が国家当局による政策実施の組織化及び重要な実施手段のための良い実践例を示している。

(a) 政策実施の組織化。

(i) 手段の種類、関連教育機関の間での任務の分担及び責任の特定、機関間の意思疎通及び協力方法、具体的な指標を伴う政策実行の日程等を含む、人権教育の分野における国内実施戦略を準備する（行動計画内の国内実施戦略第2段階を参照）。

(ii) 国内実施戦略の調整の責任を負う教育省内の部局の指定あるいは強化。

(iii) 社会及び法的問題、青少年、ジェンダー等を含む、人権及び人権教育に関する異なるセクターや部門の間の協力を確保する。

(iv) 実施の一貫性を確保するため、この分野に関係するあらゆる関係主体の人権教育における連合の創設を促進する。

(b) 政策実施手段。

(i) 人権教育のため十分な資源（財政的、人的、時間的）を分担する。

(ii) 関係者が十分かつ効果的に政策の開発及び実施に参加できるよう、適切なメカニズムを設立する。

(iii) 上記の国内実施戦略を公表及び普及させ、関係者、受益者及び広く一般に議論及び支

持されることを確保する。

(iv) 上記セクションAの第5段落（d）で示された様々な計画に責任をもつ関係者間の意思疎通及び協力を体系化する。

(v) 人権教育アプローチを、教育システム全体に広げる前に、選択した学校で先行して実施することを考慮する。

(vi) 国家レベルでの人権教育に関するイニシアチブ及び情報（様々な背景及び国々からの良い実践例、教材、行事）を収集及び普及するための資料センターを特定及び支援する。

(vii) 例えば、人権の知識、学校における人権教育の実践、生徒の学習成果、及び人権教育の効果に関する調査を支援及び推進する。

(viii) 学校、研究機関及び大学間での協力と同様に、人権教育に特に力を注いでいる学術機関による人権教育に関する研究を推奨する。

(ix) 国際調査及び比較研究に参加する。

(x) 教育全般に人権に基づいた質を確保するシステム（学校の自己評価、改善計画、及び学校査察等を含む）を創設し、人権教育のための質を確保する特定のメカニズムを作る。

(xi) 学習者及び教育者をモニタリング及び評価のプロセスの実行に直接関与させ、自己啓発及び自己評価を促進させる。

C. 学習環境（*2）

11. 人権教育は、認識学習の範囲を越え、学習及び指導過程に関わるすべての者の社会的及び情緒的発達を含む。人権教育は、学校地域の中で、また、より広範囲な周辺地域との相互作用を通して、人権が実践され、実感されているような、人権文化を発展させることを目的としている。

12. この目的のため、人権の指導及び学習が人権に基づいた学習環境の中で行われることを確保することが不可欠である。教育目標、実践、及び学校組織が、人権の価値及び原則と一致することを確保することが不可欠である。同様に、学校内外における文化及び地域がこれらの原則を受け入れていることが重要である。

13. 人権に基づいた学校は、相互理解、尊重及び責任により特徴づけられる。この学校は、学校地域のすべての構成員に、平等な機会、帰属意識、自立性、尊厳、及び自尊心を促進する。この学校は、子供を中心とし、適切かつ重要な学校であり、そこでは、学習目標及び学校倫理として、すべての者にとって明白かつ区別的に人権が特定される。

14. 人権に基づいた学校は、学校地域のすべての構成員の責任であり、学校の指導部は、これらの

目的への到達を有利かつ可能にする状況を作る等一義的な責任を負っている。

15. 人権に基づいた学校は、以下の要素の存在及び効果を確保する。

(a) 学校における人権の政策声明及び実施規定は、明白かつ共有され、以下の事項を含む。

(i) 役割及び業務の明確な配分に基づく、生徒及び教員の権利及び責任に関する憲章。

(ii) 争いを解決し、暴力やいじめに対処する手続を含む、暴力、性的虐待、ハラスメント、及び体罰から自由な学校のための行動基準。

(iii) 入学、奨学金、進級、昇格、特別プログラム、適性、及び機会についての、学校地域におけるすべての構成員を保護する非差別政策。

(iv) 祭典又は賞を通じた、人権達成の表彰及び称賛。

(b) 人権に基づいた学校における教員は、以下の事項を有する。

(i) 学校の指導部による、人権教育に関する明確な委任。

(ii) 人権教育の内容及び方法論における教育並びに継続的及び専門的な開発。

(iii) 人権教育における、新しく革新的な良い実践例の開発及び実践の機会。

(iv) 地方的、国家的、国際的レベルでの人権教育者のネットワーク構築を含む、良い実践例の共有メカニズム。

(v) 人権の原則を反映した教員の採用、雇用継続、及び昇格の政策。

(c) 人権に基づいた学校における生徒は、以下の事項を有する。

(i) 年齢及び発達能力に応じた、自己表現、責任、及び意思決定への参加機会。

(ii) 関心を表明、仲介、及び主張するための、活動を組織する機会。

(d) 学校、地方政府、及びより広いコミュニティとの間に、以下の事項を含む相互作用が存在する。

(i) 児童の権利及び人権教育の重要な原則についての保護者及び家族の意識向上。

(ii) 人権教育のイニシアチブと事業への保護者の関与。

(iii) 保護者の代表者組織を通じた学校の意思決定への保護者の参加。

(iv) とりわけ人権問題に関し、コミュニティにおける生徒の課外事業及び貢献。

(v) 意識向上及び生徒支援の機会のための青少年グループ、市民社会、及び地方自治体との連携。

(vi) 国際交流。

D. 指導及び学習

16. 学校システムにおいて、指導及び学習は人権教育における重要なプロセスである。

17. これらのプロセスが初等中等教育において、何をもたらし、いかに組織されるかという、法的及び政治的根拠が、人権教育政策並びに教員及びその他の教育関係者の教育及び専門的能力の開発を通じて、提供される必要がある。

18. 学校システムへの人権教育の導入及び改善は、プログラムの目的及び内容、資源、方法論、並びに査定及び評価の統合、教室を越えた視座、及び学校地域の異なる構成員間のパートナーシップの構築により、指導及び学習への全体的視野からのアプローチの採用を要求する。

19. 以下の要素は良質な人権の指導及び学習を達成するために必要である。これらは、国家及び学校レベルにおける政策立案者、教員、及びその他の学校関係者に向けられている。

(a) 指導及び学習の内容及び目的について。

(i) 獲得されるべき基本的な人権の技術及び技能を明確にする。

(ii) 初等教育の出来る限り早い段階で始まるカリキュラムのすべての側面に、人権教育を含ませる。

(iii) 人権教育の学習内容及び目的を、生徒の年齢及び発達能力に適合させる。

(iv) 認知的（知識及び技術）学習成果及び社会的／感情的（価値、態度、及び行動）学習成果を同等に重視する。

(v) 人権の指導及び学習を、生徒の日常生活及び関心に関連させる。

(b) 指導及び学習の実践及び方法論について。

(i) 人権に関して首尾一貫した指導方法を採用し、個々の生徒の尊厳を尊重し、生徒に平等な機会を与える。

(ii) 教室及び学校地域に、子供に優しく、信頼でき、安全かつ民主的な環境を作り出す。

(iii) 生徒の能力を開発し、活発な参加、協力的な学習並びに連帯感、創造力、及び自尊心を促す、学習者を中心にした方法及びアプローチを採用する。

(iv) 生徒の発達段階、能力、及び学習スタイルに適切な方法を採用する。

(v) 生徒が実践を通じて学び、人権を実践できる経験に基づいた学習方法を採用する。

(vi) 世話役、学習指導者、又は助言者として行動する教員により、経験的な指導方法を採用する。

(vii) NGO又はコミュニティで利用できる、関連する非公的かつ私的な学習活動、資料、及び方法の良い実践例にアクセスする。

(c) 指導及び学習の教材について。

- (i) 人権教育の教材が、関連する文化的背景並びに歴史的及び社会的発展に根ざした人権の原則から生じたものであることを確認する。
- (ii) 人権教育教材の収集、共有、翻訳、及び採用を奨励する。
- (iii) 人権の原則に合致するよう、カリキュラム全体の教科書及び教材の見直し及び改訂を行う。
- (iv) 上記の指導及び学習のアプローチにおける活発な参加を奨励する、教員用指針、手引き、教科書、漫画並びに映像及び創造的な芸術的補助教材のような様々な教材や資料が人権に合致するよう開発を支援する。
- (v) 十分な量及び適切な言語で（多言語国家では教材が広く理解される言語で開発されるように、学校における言語多様性の徹底的な調査が行われなければならない）人権教材を普及させ、その使用に関係する職員を研修する。
- (vi) 公表に先立ち特別な国内のチームが吟味することで、これらの資料が人権の原則に合致し、現実生活の状況に関連することを確保する。
- (vii) N G Oが作成する、種々の教育資料の出版、広範な普及及びアクセスを認める。
- (d) 指導及び学習の支援について。
 - (i) 人権教育における指導及び学習の良い実践例を収集及び普及する。
 - (ii) 人権教育における指導及び学習に関する、図書館やデータベースを含む、アクセスしやすい情報センターを確立する。
 - (iii) 教育者及び生徒内のネットワーク構築及び人権教育の実践についての交換を促進する。
 - (iv) 人権教育の指導及び学習への調査を促進する。
- (e) 新たな情報技術の利用について。
 - (i) 人権教育に関係するウェブサイトを立ち上げ、又は活用する。
 - (ii) 学校と連携した遠隔学習プログラムを開発する。
 - (iii) 生徒及び教員に対し、人権教育のための新たな情報技術の利用を可能にする。
 - (iv) 地方、国内、及び国際的に他校の生徒及び教員との間で人権問題に関するオンライン討論グループを奨励する。
- (f) 評価及び査定について。
 - (i) 人権教育のプロセス、成果、及び効果について吟味、評価、及び測定するための指標を開発し、適切な方法を特定し、適切なツールを設計する。
 - (ii) 教員及び生徒同士の観察及び報告、生徒の体験、個人作業並びに得られた技術及び技能（生徒のポートフォリオ）の記録、並びに生徒の自己評価といった、人権教育に適切な評価及び査定の方法を用いる。
 - (iii) 透明性（成績の基準及び理由の説明、生徒及

び保護者の情報）、平等性（すべての教員がすべての生徒へ同一の基準を用いる）、及び公正性（評価の濫用の回避）といった、すべてのカリキュラムにおける生徒の達成度の評価及び査定に人権の原則を適用する。

E. 教員及びその他の教育関係者の教育及び専門的能力の開発

20. 初等中等教育に人権教育を導入することは、学校が、人権の学習及び実践のモデルとなることを意味している。学校地域において、カリキュラムの主たる管理人である教員が、この目的に到達するために重要な役割を担っている。

21. 教員がこの重要な責任を効果的に達成するためには、多くの要因が考慮に入れられる必要がある。第一に、教員自身が権利の保持者である。彼らの専門的地位を認識及び尊重し、彼らの自尊心を支持することは、彼らが人権教育を促進するための必須条件である。一方で学校の運営者及び指導部は、もう一方で教育政策策定者は、教員が指導及び学習の実践において新しいものを導入していくよう支持し、また能力を開発していかなければならない。教員及びその他の教育関係者に対する適切な教育及び専門的な開発が確保されなければならない。

22. 学校地域において、人権についての意識向上及び人権教育の研修の機会は、教員のみでなく、校長、学校経営陣、学校監査人、学校の事務職員、地方及び国家当局の教育関係者及び立案者、並びに保護者のためにもあるべきである。

23. 適切な教育及び専門的な開発の設計及び組織化は、複合的な研修システムや様々な背景のために、教育省、教育学部並びに人権機関及びユネスコの人権教育議長を含むその他の学部を通じた大学、教員研修機関、教員及びその他の関係者の団体及び専門家団体、国内の人権機関、N G O、国際的及び地域的政府間組織といった多様な関係者の間で共有される。

24. 政策及び法的指針が、研修活動実施の枠組を提供し、人権文化を促進及び育成するために、研修カリキュラム、指導及び学習の内容及び実践、並びに教育政策は、一貫していなければならない。

25. 教員は手本という機能を伴うことから、効果的な人権教育は、関係する価値、知識、技能、態度、及び実践を、教員が習得し、伝達することを意味する。教育及び専門的能力の開発は、教員の人権に関する知識、コミットメント及び動機を促進しなければならない。同様に、人権の原則は、

専門的实施及び他の教育関係者の行動の本質的な基準である必要がある。

2 6. 教員及びその他の職員の研修及び専門的能力の開発は、個々の背景に沿ったニーズ及び対象とする集団に合わせて、調整されなければならない。これは、教員及びその他の教育専門家の主張及び意識向上、指導者の研修、初期／着任前研修、着任中の研修を通じた定期的かつ継続的な開発、人権教育専門の教員の研修、並びにすべての初等中等学校の教員の研修カリキュラムへの人権の原則の導入を含む。

2 7. 教員及びその他の職員の教育及び専門的な開発の政策及び実践は、以下の要素とアプローチを考慮したものでなければならない。

(a) 以下の要素を含んだ人権教育に関する研修カリキュラムの開発。

(i) 人権、人権の普遍性、不可分性、及び相互依存性への知識、及びその保護メカニズム。

(ii) 公的教育、非公的教育及び私的教育間の連携を含む、人権教育に基づいた教育理論(* 3)。

(iii) 人権教育と、他の同種の教育(例えば持続可能な開発のための教育、平和教育、国際教育、多文化教育、市民権及び価値の教育)の連携。

(iv) 人権教育の目的、とりわけ、人権に関する技術及び技能の学習。

(v) 人権教育の指導及び学習の方法論並びに人権教育における教員の役割。

(vi) 人権について民主的かつ一貫した教員及びその他の教育職員の社会的スキルとリーダーシップ。

(vii) 教員及び生徒の権利及び責任並びに彼らの学校生活への参加。学校における人権侵害の特定及び対処。

(viii) 人権に基づいたコミュニティとしての学校。

(ix) クラス内及びクラス間、学校及びより広いコミュニティとの関係。

(x) クラス内及び学校内の協力的な方法及びチームワーク。

(xi) 人権教育における評価及び査定。

(xii) 既存の人権教育教材に関する情報並びにそれらを見直し及び選択する又は新教材を開発する能力。

(xiii) 人権の原則に基づいた学校の自己評価及び計画作成。

(b) 適切な研修方法論の開発及び利用。

(i) 成人学習者への適切な研修方法、とりわけ学習者を中心としたアプローチ並びに価値及び行動についての意識向上へと導くモチベーション、自尊心、及び情緒面での発達への取組(* 4)。

(ii) 参加型、双方向的、協力的かつ経験及び実践に基づいた方法、理論と実践の連携、並びに

職場、とりわけ教室における学習した技術の検証といった、人権教育における研修の適切な方法。

(c) 適切な研修の資料及び教材の開発及び普及。

(i) 人権教育研修における良い実践例の収集、普及、及び交換。

(ii) N G O 及び他の市民社会のセクターにより開発された研修の方法論の評価及び普及。

(iii) 着任中研修の一環としての教材開発。

(iv) オンライン教材及び資料の開発。

(d) 様々な教育及び指導の提供者間のネットワーク構築及び協力。

(e) 国際的な教育、並びに研修活動及び意見交換の促進及び参加。

(f) 研修活動の妥当性、実用性、及び効果に関する研修生の自己評価及び認識を含む研修活動の評価。

*1 経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、教育における差別待遇の防止に関する条約に由来する諸義務。

*2 本章は「学習環境」という語を用いているのは、学校のガバナンスとマネジメントに関する論点に取り組むためである。学校の必需品や衛生、健康、衛生的な水、食料といった、他の学習環境の側面を含んでいない。

*3 一般的に、「公的教育」とは学校教育、職業教育、及び大学教育を、「非公的教育」とは、成人教育や、地域的あるいは課外活動といった、「公的教育」を補完する教育のかたちを、そして「私的教育」とはN G O の実施によるものなど、教育システムの外部で展開される活動を意味する。

*4 成人教育についての基本的な方法論については、国連人権高等弁務官事務所出版の「人権トレーニング」を参照すること。

2 人権教育・啓発の推進に関する国の動向について

平成 7 年(1995 年) 人権教育のための国連 10 年推進本部を設置

平成 8 年(1996 年) 「人権擁護施策推進法」(5 年間の限時法) が成立
【 参考資料 2 (1) 参照 】

平成 9 年(1997 年) 人権擁護推進審議会を設置

人権教育のため国連 10 年推進本部が「『人権教育のため
の国連 10 年』に関する国内行動計画」を決定
【 参考資料 2 (2) 参照 】

平成 11 年(1999 年) 人権擁護推進審議会が「人権尊重の理念に関する国民相
互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総
合的な推進に関する基本的事項について」答申
【 参考資料 2 (3) 参照 】

平成 12 年(2000 年) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立
【 参考資料 2 (4) 参照 】

平成 14 年(2002 年) 「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定
【 参考資料 2 (5) 参照 】

(1)人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)
(失効:平成14年3月25日)

(目的)

第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(国の責務)

第2条

国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する。

(人権擁護推進審議会の設置)

第3条

法務省に、人権擁護推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(人権擁護推進審議会の組織等)

第4条

審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、前項の政令で定める日から起算して5年を経過した日にその効力を失う。

(2)「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年7月4日人権教育のための国連10年推進本部）

平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年（1996年）3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年（1996年）12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

（注）「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

1. 基本的考え方

（1） 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年（1993年）には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年（1994年）には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49

回国連総会（平成6年（1994）年12月）では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

（2） 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年（1996年）5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（人種差別撤廃条約）にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

（3） 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在してる。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育の

ための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

(4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

(5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。

また、本10年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

(6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識

を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- ② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- ③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申（平成4年（1992年）7月）等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。
- ② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
- ③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。
- ④ 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。

(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

- ① 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
- ② 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。
- ③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書

の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。

- ④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
- ⑤ 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
- ⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
- ⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
- ⑧ 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。

（４） 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実努める。

① 検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。

② 矯正施設・更生保護関係職員等

ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。

イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。

③ 入国管理関係職員

出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。

④ 教員・社会教育関係職員

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑤ 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や

養成所における人権教育を拡充する。

⑥ 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

⑦ 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

⑧ 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑨ 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

⑩ 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

⑪ 自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

⑫ 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

⑬ マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年（1993年）6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女兒」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年（1996年）7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- ① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
- ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
- ⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決

定への参画促進のための啓発等を実施する。⑧

- ⑥ 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
- ⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
- ⑧ 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
- ⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
- ⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
- ⑪ 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- ② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にしたい個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③ いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推

進する。

- ④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- ⑤ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。
- ⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦ 保育所保育指針における「人権を大切にすることを育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- ① 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- ② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- ③ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- ④ 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- ⑥ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- ⑦ 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

(4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、

障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。

- ② 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- ③ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- ④ 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤ 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- ① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年（1996年）7月26日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。

ア 人権問題啓発推進事業

イ 小規模事業者等啓発事業

ウ 雇用主に対する指導・啓発事業

エ 教育総合推進地域事業

オ 人権教育研究指定校事業

カ 人権教育総合推進事業

キ 人権思想の普及高揚事業

- ② 隣保館において、地域改善対策協議会意見具

申（平成8年（1996年）5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。

- ③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

（６）アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- ① 平成8年（1996年）4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

（７）外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- ① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ② 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- ③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

（８）H I V感染者等

① H I V感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくするため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者やH I V感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

② ハンセン病

ハンセン病については、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

（９）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

（10）その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

４．国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。

② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。

③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。

④ 我が国において国際的な人権シンポジウムを

開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には同宣言をテーマとすることを検討する。

- ⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

5. 計画の推進

(1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連10年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。

(2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。

(3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。

(4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

(3)「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」(平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)

はじめに

1 本審議会の人権に関する基本的認識

「激動の世紀」と言われた20世紀も後一年数か月で幕を閉じ、新しく21世紀を迎えようとしている。

人類の歴史の中で、20世紀ほど科学技術が急速に発達し、人類の未来の夢をはぐくんだ世紀はなかった。しかし、20世紀は、人々の生活に快適さと豊かさをもたらした面がある一方で、人類に多くの災いをもたらした世紀でもあった。二度の世界大戦のみならず、冷戦後も度重なる各地の局地紛争は、かつてないほどの規模で人々の生活を破壊し、その生命を奪い、さらに核戦争の恐怖を生み出している。経済開発の優先は、地球規模で深刻な環境破壊・環境汚染をもたらし、人類だけでなく、地球上に生きとし生けるものすべての生存さえも脅かしかねない。

迎える21世紀は、「人権の世紀」と言われている。それには、20世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められている。20世紀においても1948年(昭和23年)の世界人権宣言以来、国際連合を中心に全人類の人権の実現を目指して、様々な努力が続けられてきたが、それが一斉に開花する世紀にしたいという熱望である。

人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利—それが人権である。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されている。つまり、政府のみならず人々の相互の間において人権の意義が正しく認識され、その根底にある「人間の尊厳」が守られることが期待されているのである。

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。しかし、地球の狭さと限られた資源の中で、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことがなければ、人権の尊重もまたあり得ない時代に差し掛かっている。人権の尊重ということは、今日、そのような広がりの中でとらえられなければならない。

世界の大きな動向から、ひるがえって我が国の人権状況を見ると、人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、様々な経緯を踏まえながらも、人権尊重主義は次第に定着しつつあると言える。しかし、公的制度や諸施策そのものの在り方にかかわって、様々な課題がある。さらに、国民相互の間にも課題が残されている。とりわけ同和問題など不当な差別は、憲法施行後50年以上を経過した今日の時点でも解消されていない。我が国が、世界の人権擁護推進に寄与し、国際社会で名誉ある地位を得るために

も、これらの課題を早急に解決していく必要がある。一人一人の人間が尊厳を持つかけがえない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

「人権の世紀」への始動は、既に至るところに、様々な形で見られるが、国際連合の提唱による「人権教育のための国連10年」もその一つである。そのような中で、人権擁護推進審議会(以下、「本審議会」と言う。)は、人権擁護施策推進法に基づき、まず、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策」の検討を行ってきた。

人権は、「人間の尊厳」に基づく権利であって、尊重されるべきものである。しかし、現実には、人々の生存、自由、幸福追求の権利、すなわち人権が、公権力と国民との間のみならず国民相互の間でも侵害される場合があり、その一つの典型が不当な差別であることは、広く認識されるに至っている。このような人権侵害とされるものの中には、人権と人権が衝突し、その衝突状況を慎重に見極めて人権侵害の有無を決すべきものもあるが、多く見られるのは、不当な差別のような一方的な人権侵害である。こうした人権侵害は、いずれにしても、決して許されるものではない。本審議会は、国民相互間の人権問題について、このような認識に立って、人権教育・啓発の施策の基本的在り方について検討してきた。

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めることは、まさに、国民一人一人の人間の尊厳に関する意識の問題に帰着する。これは、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが本来望ましいものであり、国民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが肝要である。しかし、同和問題など様々な人権課題がある我が国の現状にかんがみれば、人権教育・啓発に関する施策の推進について責務を負う国は、自らその積極的推進を図り、地方公共団体その他の関係機関など人権教育・啓発の実施主体としてそれぞれ重要な役割を担っていくべき主体とも連携しつつ、国民の努力を促すことが重要である。さらに、これらの実施主体の活動のほかに、国民のボランティア活動にも期待するところが大きい。他方、人権教育・啓発は国民一人一人の心の在り方に密接にかかわるものであることから、それが押し付けになるようなことがあってはならないことは言うまでもない。

本審議会は、人権教育・啓発に以上のような困難な問題があることを十分踏まえた上で、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を提言するものである。

2 本審議会の設置の経緯と審議の経過

(1) 我が国の人権に関する現状を見ると、同和問題など社会的身分や門地による不当な差別、人種・信条又は性別による不当な差別その他の人権侵

害が今なお存在し、また、我が国社会の国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。

このような中、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的在り方について検討した地域改善対策協議会は、平成8年5月の意見具申において、依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進及び人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化を求め、差別意識の解消を図るための教育・啓発については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきであると提言した。これを受けて、平成8年7月の閣議決定において、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業は、一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進することとされた。

このような情勢の下に、平成8年12月、人権擁護施策推進法が制定され、同法に基づいて、本審議会が法務省に設置され、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項及び人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について調査審議することとされた。

(2) 本審議会は、平成9年5月の第1回会議において、法務大臣、文部大臣、総務庁長官から「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」(諮問第1号)、法務大臣から「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」(諮問第2号)それぞれ諮問を受けた。

本審議会は、第1回会議以降、「人権尊重の理念に関する教育及び啓発の基本的事項については二年を目途に」基本的考え方を取りまとめる旨の衆議院及び参議院の各法務委員会の附帯決議等を踏まえ、諮問第1号を中心に審議を行い、これまで、29回の会議を開催した。その間、各委員等からの様々なプレゼンテーションや各種の人権課題に関する民間団体等からの意見聴取を行うなど、幅広く調査審議を行い、さらに、本年6月18日に答申案を公表し、各方面から寄せられた意見などを踏まえて最終的な審議を行った。

本審議会は、このような調査審議を経て、ここに諮問第1号に関する答申を取りまとめた。

第1 人権及び人権教育・啓発に関する現状について

1 人権に関する現状

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。平成10年12月には、衆議院及び参議院において、世界人権宣言採択50周年を契機として、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に一層努めることを決意する旨の決議も行われている。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国内外から、国の諸制度や諸施策そのものの在り方に対する人権の視点からの批判的意見(注1)も含めて、公権力と国民(注2)との関係や国民相互の関係において様々な人権問題が存在すると指摘されている。

本審議会は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について諮問を受けている。したがって、人権に関する現状を考察する上で検討の対象となるものは、様々な人権問題のうち、人権に関する教育・啓発を推進し、人権尊重の理念に関する国民相互の理解が深まることによって、解消に向かうと考えられるものである。

そこで、主な人権課題(注3)の現状を見ると、以下のとおりである。

- ① 女性に関する課題として、人々の意識の中に形成された固定的役割分担意識等からくる、就職の際や職場における昇進の際の男女差別の問題のほか、セクシュアルハラスメント、家庭内における暴力などの問題がある。
- ② 子どもに関する課題として、子どもたちの間のいじめは依然として憂慮すべき状況にあるほか、教師による児童生徒への体罰も後を絶たない。また、親による子どもへの虐待なども深刻化しつつある。
- ③ 高齢者に関する課題として、我が国における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として社会の高齢化が急速に進む中、就職に際しての差別の問題のほか、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待や高齢者の財産を本人に無断でその家族等が処分するなどの問題がある。
- ④ 障害者に関する課題として、就職に際しての差別の問題のほか、障害者への入居・入店拒否などの問題が依然として存在しており、さらに、施設内における知的障害者等に対する身体的虐待事件の多発などが近時目を引く。
- ⑤ 同和問題に関する課題として、同和問題に関する国民の差別意識は、特に昭和40年の同和対策審議会答申(注4)以降の同和教育及び啓発活動の推進等により着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、差別落書などの問題もある。

- ⑥ アイヌの人々に関する課題として、結婚や就職に際しての差別の問題のほか、差別発言などの問題がある。
- ⑦ 外国人に関する課題として、諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、我が国に在留する外国人が増えつつある中、就労に際しての差別の問題のほか、外国人への入居・入店拒否など様々な問題がある。また、在日朝鮮人児童生徒への暴力や嫌がらせなどの事件や差別発言などの問題もある。
- ⑧ HIV感染者やハンセン病の患者及び元患者に関する課題として、日常生活や職場・医療現場における差別の問題のほか、マスメディアの報道によるプライバシーの侵害などの問題がある。
- ⑨ 刑を終えて出所した人に関する課題として、就職に際しての差別の問題のほか、悪意のある噂の流布などの問題がある。

以上のほか、犯罪の被害者やその家族について、時には少年事件などの加害者本人についても、マスメディアの興味本位の、又は行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害の問題があるなど、様々な人権課題がある。近時、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示も問題となっている。

このように我が国には今なお様々な人権課題が存在するが、その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化の傾向等が挙げられる。国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども人権問題を複雑化させる要因となっている。また、国民一人一人において、個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えが十分に備わっているとは言えないことが、それぞれの課題で問題となっている差別や偏見につながっているという側面もある。

このような様々な人権課題が存在する要因の基には、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解がまだまだ十分に定着したとは言えない状況があることが指摘できる。

現に、総理府が平成9年7月に実施した「人権擁護に関する世論調査」において、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることそれ自体を知らないと答えた者の割合が、回答者全体の20.1パーセントを占めており、その結果から見ても、基本的人権についての周知度がまだまだ十分とは言えない状況にある。同世論調査では、権利のみを主張して他人の迷惑を考えない人が増えてきたと思うと答えた者の割合が、回答者全体の82.9パーセントにも上っており、この結果からも、自分の権利を主張する上で他人の権利にも十分に配慮する必要があるという認識がまだまだ国民の間に十分に浸透していないことがうかがわれる。

他方、上記の周知度との関連で、自分の有する権利についての理解が十分でないことから、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が十分なされていないことがあると指摘されている。

このように人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着していないのは、国民に、人権の意義やその重要性についての正しい知識が十分に身に付いておらず、また、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚も十分に身に付いていないからであると考ええる。

2 人権教育・啓発の現状

本審議会の審議対象は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項とされている。ここに言う人権教育、人権啓発は、いずれも、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるためのものであって、かつ、それにより、国民の人権感覚が培われ、前記のような感性がはぐくまれるなどして、人権問題を生じさせている諸要因を解消し、人権問題が解決されることを期待するものである。また、一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は明確に区分されるものではない(注5)。

そこで、本審議会においては、今後の人権教育・啓発の基本的在り方及びこれを踏まえた人権教育・啓発の推進のための効果的な方策を各実施主体に提案するという実践的な観点から、本答申で用いる人権教育及び人権啓発を以下のように整理することとする。

人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動とする。人権啓発とは、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものとする。

(1) 人権教育

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情にも留意しながら、学校教育及び社会教育を通じ様々な取組が行われている。

しかしながら、ともすると知識を一方向的に教えるにとどまっている、人権尊重の理念について必ずしも十分認識していない指導者が見られる、などの問題が指摘されている。また、人権教育を実施するに当たっては、外部の不当な介入を受けることなく、教育の中立性を確保することが引き続き重要な課題となっている。

人権教育の現状は、以下のとおりである。

ア 学校教育

学校教育では、人権に関する様々な課題について、児童生徒が授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われている。

幼稚園においては、例えば、友達と一緒にものづくりをするなどの様々な遊びや生活を通して、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちで行動できるようにするなど、人権尊重の精神の芽生えをはぐくむような取組が行われている。

小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、だれに対しても差別することや偏見を持つことなく、人間尊重の精神をはぐくむよう指導することとされている。

また、人権教育を推進するための施策として、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資するため研究指定校等による実践的な取組が行われている。

さらに、いじめ、障害者などの人権に係る諸課題について、種々の施策が実施されている。例えば、いじめの問題については、いじめは人権にかかわる重大な問題であり、「弱い者をいじめめることは人間として絶対に許されることではない」という認識に立って各種の取組が行われている。また、障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われている。

大学等における人権教育については、例えば、法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

このように学校教育において人権教育が推進されているが、児童生徒の実態からすると、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないなどの問題等が指摘されている。

イ 社会教育

社会教育においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、生涯学習の視点に立って、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。また、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。さらに、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

このように、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることや指導者が固定しがちであることなどから、ともすると学習参加者の意欲が減退しているなどの問題が指摘されている。

ウ 家庭教育

家庭教育は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などをはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っている。本来、家庭教育は、各家庭において責任を持って行われるべきものであるが、今日、家庭の教育力の低下が指摘されている。このため、家庭教育に関する親の学習機会の提供や子育てに関する相談体制の整備、家庭教育手帳等の作成・配布など家庭教育を支援する取組が行われている。一方、親の差別的な意識が、言動を通じて、子どもに再生産されてしまう場合が少なくない指摘されている。このため、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて身をもって子どもに示していくことが求められている。

(2) 人権啓発

人権啓発活動は、広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、これにより、国民一人一人が人権を尊重することの重要性を認識するとともに、その認識が日常生活の中で態度面、行動面等において根付くことを目指して、様々な実施主体により行われている。

しかしながら、一方で、啓発活動のマンネリ化傾向、啓発実施主体間相互の連携不足、活動の周知度の低さなど種々の問題が指摘されている。

様々な実施主体により行われている啓発活動の現状は、以下のとおりである。

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国においては、その所掌事務との関連で、府省庁等において人権にかかわる啓発活動（注6）が行われている。人権擁護事務として人権啓発

を担当する機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局と人権擁護委員が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関（注7）が一体となって人権啓発活動を行っている。

その活動は、一般的には、毎年、年度を通じて特に重点的に啓発活動を行うテーマを定めた上で、シンポジウム・講演会・座談会・討論会・映画会などの開催、各種イベントへの参加、テレビ・ラジオ・有線放送等のマスメディアの利用など、様々な方法で展開されている。毎年12月4日から12月10日までの1週間は「人権週間」と定められ、その期間中は、各種イベント等の啓発活動が全国規模で集中的に展開されており、また、総務庁、文部省、地方公共団体等との共催により、人権啓発フェスティバルが毎年3か所で開催されている。そのほか、国家公務員や都道府県及び市町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にした研修会などが開催されている。

子どもを対象とした啓発活動としては、主に小学生を対象とした人権の花運動、中学生を対象とした人権作文コンテストのほか、人権擁護委員による学校等における座談会、ビデオ上映会などが実施されている。

平成10年度からは、人権啓発活動を実施する主体の連携協力を強化するため、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会の三者で人権啓発活動ネットワーク（注8）の整備を図る事業が実施されている。

同和問題の早期解決を妨げる要因となっているえせ同和行為（注9）の排除を目指して、関係省庁やその出先機関、地方公共団体との協力の下、情報交換のための会議や講演会等が開催されている。

以上のほか、法務省が外部に委託している人権啓発事業があり、（財）人権教育啓発推進センターや都道府県・政令指定都市が委託を受けて啓発活動を実施している（注10）。

このように、様々な態様で人権啓発活動が実施されているが、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていないという指摘がある。特に、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない現状にある。啓発実施主体間の連携については、人権啓発活動ネットワークの整備等を通して、ある程度進んでいるものの、市町村や公益法人等の民間団体等との連携や中央の府省庁レベルの連絡協議体制は十分なものとは言えない。さらに、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容が国民に十分知られていないという指摘や、法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者には、人権啓発技法等についての専門性が十分でないとの指摘があり、今後、

啓発活動を積極的に推進していく上では、現在の法務省の人権擁護部門の実施体制自体も十分であるという問題もある。

人権擁護委員の行う人権啓発活動については、その企画立案を含めて、取組がまだまだ十分とは言えない現状にある。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体においては、都道府県、市町村のそれぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動が行われており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。

都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では実施が困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。

市町村においては、住民に最も身近にあつて住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

地方公共団体においても、人権啓発の手法の更なる創意工夫、啓発実施主体間相互の連携強化、活動の周知度を高める工夫などの必要性が指摘されている。行政主導による啓発活動が中心であるため、知識の習得に偏りがちとなり、住民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるようなものになっていないとの指摘もある。さらに、人権啓発に関して、一部には、主体性を欠いた行政運営が行われている傾向が見られることが指摘されており、その適正化が求められている。

ウ 企業及び民間団体の啓発活動

企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。具体的な取組としては、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加などの人権啓発活動が展開されている。

(3) (財) 人権教育啓発推進センター

(財) 人権教育啓発推進センター(注11)は、国からの委託事業を含めて様々な人権教育・啓発活動を実施している公益法人であり、人権教育・啓発の実施主体としての民間団体の中にあつて、国、地方公共団体、民間非営利法人等の各実施主体の連携協力を側面から支援し、企業、研究機関等の民間レベルや国際機関の英知を活用するなどして、中立性・公正性を確保しつつ、積極的に人権教育・啓発活動を推進していくことが期待されている。

(財) 人権教育啓発推進センターにおいては、現在、啓発映画の作成、国内外の人権教育・啓発に関しての調査・研究や情報収集、人権フォーラムの開催、人権啓発フェスティバルの国、地方公共団体との共催、人権関係情報データベースによる各種情報提供、人権教育・啓発担当者用のテキストの作成、企業内研修用の啓発資料の作成、国家公務員や都道府県及び市町村の人権啓発行政に携わる職員を対象とした研修の支援・協力等の事業が行われている。

しかしながら、上記のような役割を果たすためには、施設や専従職員の確保などの実施体制において不十分な点が見られるとともに、人権情報収集システム、調査研究機能、人権啓発指導者養成機能などの整備もいまだ不十分である。

(4) 人権教育のための国連10年

1993年(平成5年)の世界人権会議において、人権教育(本答申における人権教育・啓発の両者を含む。)の重要性が強調され、1994年(平成6年)の第49回国際連合総会において、「人権教育のための国連10年」(1995年(平成7年)～2004年(平成16年))を宣言する決議とその行動計画が採択された。

これを受けて、我が国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に人権教育のための国連10年推進本部が設置され、同本部において、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定・公表された。その後、関係行政機関において、この国内行動計画に掲げられた諸施策の実施等を通じ、人権教育の推進が図られている。

この国内行動計画は、その実施に当たって本審議会における検討結果を反映させることとされている。

第2 人権教育・啓発の基本的在り方について

1 人権尊重の理念

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利である。人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であるが、それは人間固有の尊厳に由来する。

日本国憲法において、人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている(97条、11条)。また、昨年、第3回国際連合総会で採択されてから50周年を迎えた世界人権宣言においては、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるとされている(前文)。人権は何よりも大切なものであり、人権の尊重が政府及び人々の行動基準とされなければならないことは、1993年(平成5年)のウィーンにおける世界人権会議(注12)などにおいても確認されている。

このように普遍的な意義を持つ人権の内容は、日本国憲法においても、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重(13条)と法の下での平等及び差別の禁止(14条)という二つの包括的な規定と、様々な人権の個別・具体的な保障規定の中に明文で示されている。

これらの人権が不可侵であるということは、歴史的には、主として、公権力によって侵されないという意味で理解されてきたが、人間はどのような関係においても人間として尊重されるべきものであるということにかんがみれば、人権は、国や地方公共団体といった公権力の主体との関係においてだけでなく、国民相互の関係においても尊重されるべきものであることは言うまでもない。

我が国においては、一方で、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が必ずしも十分に行われていないという問題があり、他方で、自分の権利を主張する上で、他人の権利にも十分配慮することができない者も少なくないという問題があるが、これは、詰まるところ、人権についての正しい理解がいまだ不十分であるからにほかならない。今日、人権の尊重が世界共通の行動基準とされるすう勢にあることからしても、今後の我が国社会においては、一人一人が自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。日本国憲法12条も、この趣旨をうたっている。

すべての人は、人間として皆同じように大切な人権を有しているのであり、すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会は、国民相互の人権が共に尊重されてこそ初めて実現されるものである。

このような認識に立ち、本審議会は、人権尊重の

理念を、自己的人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方ととらえるものである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、国民一人一人が人権尊重の理念について正しく理解することが重要である。このため、人権尊重の理念について国民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発に当たっては、国民一人一人に、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くよう、対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるよう配慮する必要がある。また、人権教育・啓発は、国民一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

人権教育・啓発は、国民一人一人の生涯の中で、様々な機会を通して実施されることにより効果を上げるものと言える。そのため、人権教育・啓発の実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが必要である。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の理念についての理解が深まっていくものと考えられる（注13①）。この両者に十分配慮しながら、人権教育・啓発を進めていく必要があるが、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けることができるように働きかける必要がある。その際、同和問題など様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた教育・啓発活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある（注13②）。

さらに、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するには、その内容はもとより、実施の方法等においても国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。

この観点からすると、人権教育・啓発は、その内容・方法等において、国民からあまねく受け入れられるものであることが望まれ、また、これを担当する行政は、主体性を確保することが重要である。一

方、人権教育・啓発にかかわるすべての人は、国民の間には人権問題や人権教育・啓発の内容・手法等に関し多様な意見が存在していることにも十分配慮し、異なった意見に対する寛容の精神に立って、人権問題等に関して自由な意見の交換を行うことができる環境づくりに努めることが求められる。これに関連して言えば、人権上問題のある行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為は、国民に人権問題に関する自由な意見交換を差し控えさせることになるなど、上記環境づくりの上で好ましくないものと言える。人権上問題のあるような行為をした者に対しては、人権擁護に当たる公的機関が迅速かつ適正に対応することが重要である。

なお、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為の横行も、人権問題に対する国民の理解を妨げ、ひいては人権教育・啓発の効果をくつがえすものであるから、その排除に努める必要がある（注13③）。

（1） 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれが互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図ってこれを実施する必要がある。人権教育をより効果的に推進するためには、今後とも、学習機会の一層の充実、指導方法や学習教材の開発・提供、指導者の養成・確保等を図っていく必要がある。

人権教育を進めるに当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったようなことがないよう、教育の中立性が守られるように留意しなければならない。

ア 学校教育

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であるため、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように努める必要がある。

小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促し、一人一人を大切にする教育を推進していく必要がある。

このために、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みが分かる、他人の気持ちが理解でき、行動できるなどの他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成することが重要である。そのためには、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害

者等との交流などの豊かな体験の機会の充実が大切である。

これとともに、人間尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くようにする必要がある。その際、他人の自由や権利を大切にすること、自分の行動には責任を持たなければならないことなどについて指導していくことが必要である。また、人間尊重の考え方を指導するに当たっては、児童生徒が発達途上にあることに十分配慮することが望まれる。

大学等においては、人権尊重の理念についての理解を更に深め、それまでの教育の成果を確かなものとするのが重要である。なお、大学等は、社会の様々な分野での人材養成を担っているという観点からも人権教育の一層の充実が望まれる。

イ 社会教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて人権に関する学習を一層推進していくことが必要である。

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクルにおける学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の一層の充実を図る必要がある。学習意欲を喚起する学習プログラムを開発・提供していくことも重要である。具体的な展開においては、参加型学習などの体験活動や身近な課題等を取り上げるなど日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くように創意工夫していくことが考えられる。また、人権に関し幅広い識見のある人材を活用するなど、指導者層の充実を図る必要がある。

ウ 家庭教育

家庭教育は、本来、各家庭における価値観等に基づき行われるものであるが、教育の原点と言われるように、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で家庭の果たす役割は極めて重要である。このため、家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが必要である。このため、今後とも親に対する学習機会の提供など家庭教育に対する支援の一層の充実を図っていくことが重要である。

(2) 人権啓発

人権啓発は、これまで様々な実施主体により様々な態様で行われてきたが、国民一人一人が人権

尊重の理念を真に自分のものとして身に付けるには、各実施主体は、今後とも地道にねばり強く啓発を続けていくことが重要である。その際には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権の尊重の理念を訴えることも重要であるが、真に国民の理解ないし共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。

対象者の発達段階に応じた啓発手法の選択も重要である。例えば、子どもに対する啓発としては、他人の痛みが分かる、他人の気持ちが理解でき、行動できるなどの他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子ども自らが人権に関する作文を書いたり、人権に関する標語を考えたり、草花を栽培するよう働きかける活動などは非常に有用である。一方で、今後の人権啓発においては、マスメディアの積極的な活用も極めて重要になってくる。これまでの講演会などのイベントを中心とした広報活動も一定の効果はあったが、より多くの国民に効率的に人権尊重の理念の重要性を伝えるには、マスメディアの積極的な活用が不可欠と言える。

大きな社会問題となった人権上の問題に対して、人権擁護に当たる機関が、適時に、人権擁護の観点から具体的な呼び掛け等を行うことも、広く国民が人権尊重についての正しい認識を持つようになるためには、大きな効果が期待できる。

地域の住民が人権尊重の理念について、身近に感じ、その理解を深めることができるよう、地域の実情を踏まえ、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことも重要である。

人権啓発の創意工夫に当たっては、広報のノウハウを有する民間の機関（あるいは企業）の斬新なアイデアを活用することも有効である。

人権啓発は、これまで様々な実施主体によって行われてきたが、人権問題が今後ますます複雑化・国際化する傾向にある中で、これを一層効果的かつ総合的に推進しなければならない。そのためには、各実施主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互の有機的な連携協力関係を強化して啓発を実施することが必要である。

国民が、啓発の実施主体の存在及びその活動内容を十分認識し、その活動の意義を承知していればいるほど、啓発効果はより大きいものを期待することができる。したがって、国の人権擁護機関を始めとする啓発実施主体は、その周知度を高めるため、ホームページの活用、マスメディアの活用等も含めて積極的に広報活動を展開しなければならない。

第3 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための方策について

第1で述べたように、我が国においては、なお様々な人権課題が存在する。そして、これは、国民一人一人において、人権に関する正しい知識、日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が十分身に付いていないため、人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着していないからであると言える。また、人権教育・啓発の現状においても、なお様々な課題がある。

このような状況に照らすと、今後、第2で述べたような人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえて、人権教育・啓発をより一層推進し、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解が十分定着するよう努めることが極めて重要である。「人権の世紀」と言われる21世紀を目前に控える今日、我が国においてすべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会が実現することを目指し、人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進するための方策を策定の上、人権教育・啓発に関する施策を推進する責務を負う国や、その他の実施主体が相互に連携しつつ、これを速やかに実施していくことが重要である。

1 人権教育・啓発の実施主体の役割

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会が実現されるためには、まず、国民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが求められる。人権教育・啓発の各実施主体は、国民のそのような努力を促すという面からも、人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえた上、それぞれの役割を明確にし、その役割に応じて相互に連携協力して総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していく必要がある。なお、各実施主体の枢要な立場にある人はもとより、人権教育・啓発を担当する人も、上記のような自己啓発に努めるべきであることは言うまでもない。

(1) 行政

国、都道府県、市町村は、それぞれの行政対象区域と機能に応じて全体として整合性のとれた役割分担により効果的な教育・啓発を推進する必要があるが、それぞれの具体的な役割は、おおむね次のように考えられる。

ア 国

国は、全国的な視点に立って進めるべき施策を実施するとともに、国際的動向を含めた人権教育・啓発に関する正確かつ多様な情報の収集・提供、助言等の各実施主体に対する支援を行

うという役割が求められる。具体的には次のとおりである。

人権教育においては、教育委員会等が主体的かつ特色のある取組ができるよう、例えば、指導方法等に関する研究や開発、指導者の養成・確保、学習機会を提供する取組に対する支援等を図っていく必要がある。

人権啓発においては、法務省の人権擁護部門は、例えば、全国規模の啓発活動、全国的な啓発関連情報の収集・提供、啓発手法の開発等のほか、啓発推進のための指針の策定、地方公共団体の啓発担当職員の養成の支援等を図っていく必要がある。さらに、法務省の人権擁護部門は、その所掌事務との関連で人権にかかわる啓発活動を行っている他の府省庁等との連携を図る上で中心的役割を果たすべきである。

法務局・地方法務局や支局においては、地域の実情を踏まえた啓発活動や地方公共団体との連携・協力による啓発活動を推進していくことが求められる。これらの啓発活動の推進に当たっては、公益法人や特定非営利活動促進法（注14）に基づく特定非営利活動法人等との適正な連携協力関係の構築にも努めていくことが重要である。

これらの役割を果たすためには、法務省の人権擁護部門の職員について、その研修を充実させるなど、専門性の一層の向上に努める必要がある。

イ 地方公共団体

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえた啓発についての企画・立案とその実施や市町村を先導する事業、市町村では実施が困難な事業、市町村に対する助言や情報提供等を行い、市町村の取組を支援する事業などを積極的に推進するという役割が求められる。市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域に密着したきめ細かい啓発活動をより一層推進する役割が求められる。

都道府県・市町村教育委員会は、例えば、指導者の研修の実施や教材等の作成、学習機会の提供など、学校や社会教育施設等での主体的かつ特色ある取組を支援していく積極的な役割が求められる。その際、教育の中立性を確保しつつ、学校等で適正な教育が行われるようにしていくことが必要である。さらに、家庭教育の重要性にかんがみ、家庭教育に対する支援の充実が求められる。

これらの人権教育・啓発を推進するに当たっては、都道府県や市町村との間や知事部局・市町村長部局と教育委員会との間に一層の連携協力関係が保たれることが望まれる。

このように地方公共団体においては、地域に密着し、地域の実情を踏まえた人権教育・啓発活動が大切であるが、人権教育・啓発の効果的推進には、真に地域住民の理解と共感が得られ、地域住民に信頼されることが何よりも重要であることから、行政の主体性の確立に向けた取組が求められる。

(2) 人権擁護委員

人権擁護委員は、現在、約14,000人が全国の市町村まであまねく配置されており、地域において国民の日常生活に接しつつ広く人権尊重思想を普及する機関として、その担うべき役割は非常に大きい。

今後とも法務省の人権擁護部門と一体となって、全国的な視野に立ちつつ、それぞれの職務執行区域において地域に密着した啓発活動を積極的に展開することが期待される。その際には、市町村や教育関係機関等と緊密に連携協力しながら、効果的な啓発活動を行っていくことが求められる。特に、今後は、人権擁護委員やその組織体(注15)が、上記のような啓発活動の企画・立案にも積極的に取り組むことが望まれる。これらの役割を十分果たすためには、人権擁護委員に対する研修を一層充実することも必要である。

(3) 学校

子どもたちの人間形成に当たって、学校の果たす役割は重要である。

幼稚園においては、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように指導していくことが求められる。義務教育段階である小学校及び中学校においては、他人を思いやる心、お互いの個性を認め合う心、自分や他人の生命を重んじる心などの豊かな人間性を体験活動等を生かした取組の工夫などにより育成するように努めるとともに、高等学校においては、義務教育の基礎の上に立って人権課題等について正しく理解し、これを広い見地から考えることのできる力が身に付くように指導していくことが求められる。

このため、学校の運営に当たっては、児童生徒がそれぞれ人格を持った一人の人間として尊重されるよう、一人一人を大切にするという教育方針の下でこれにふさわしい学習環境を作っていくことが大切である。また、教員一人一人について指導方法の改善・充実が図られるよう、校内研修の充実等に取り組む必要がある。さらに、日々の学校生活の場面で人権にかかわる問題が実際起こった場合、すべての教員が人権尊重の理念に立って、児童生徒が発達途上にあることに十分配慮しながら適時適切に指導することが大切である。このような問題の解決に当たっては、学校が主体的に取

り組むとともに、日頃から学校の指導方針や課題等を積極的に家庭、地域、関係機関などに情報提供するなど、開かれた学校運営に努めていく必要がある。この場合、学校の主体性を失い、外部からの教育に対する不当な介入であるとの批判を招くことのないように留意するなど、教育の中立性が確保されなければならない。

大学等は、個々の大学等の実情、方針等に応じて学内における自主的な取組により人権に関する教育の一層の充実に配慮することが求められる。

(4) 社会教育施設

学習者のニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供する上で、地域住民にとって身近な公民館等社会教育施設の果たす役割は重要である。公民館等社会教育施設においては、学級・講座の開設等を通じて人権に関する学習機会の一層の充実を図る必要がある。また、学習ニーズに対応し、学習意欲を高めるような魅力ある手法を用いるとともに、学級・講座等の指導においては、教育関係者だけでなく、人権に関し幅広い識見のある人材を活用していく必要がある。このほか、ボランティア団体をはじめとするNPOを含めた関係機関との連携の下で、人権教育に関する指導者や学習機会等についての様々な情報を収集し、地域住民に提供していくなど、地域における人権教育を推進するための中核的役割を担っていくことが望まれる。なお、学校同様に教育の中立性が確保される必要がある。

(5) 各種施設

隣保館、女性センターなど各種施設においては、各施設の設置目的に沿った主たる活動のほかに、人権教育・啓発に係る取組なども行われている。特に、隣保館においては、地域社会全体の中で人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての取組などが行われている。これらの取組は、人権尊重意識の普及高揚を図る上で効果を上げており、今後とも、各地域における各種の自治組織、文化・福祉等の活動に関する組織との連携を図るなどして、その取組を一層充実させることが望まれる。また、幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、保育所における取組の充実も望まれる。

(6) 企業等の事業所

企業等の事業所は、その社会的責任を自覚し、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進などの事業所内における人権の尊重を確保するよう一層努めることが望まれる。人権が企業活動を

含めてあらゆる活動の国際基準として尊重される
すう勢にあることにかんがみると、企業等の事業
所は、個々の実情、方針等に応じて、自主的、計
画的、継続的に事業所内における啓発活動を展開
することが大切である。また、事業所の規模等に
応じて人権啓発のための運営体制を構築すること
も重要である。

なお、これらの啓発を進める上では、(財)人権
教育啓発推進センターの活用も有効である。

(7) 民間団体

人権擁護の分野においては、公益法人やボラン
ティア団体などが多種多様な活動を行っており、
今後とも様々な分野で人権教育・啓発の実施主体
として重要な一翼を担っていくことが期待される。
このように重要な役割を担うことからすれば、各
民間団体は、自己研鑽を積むとともに、国民から
理解され共感されるような取組を心掛けることが
求められる。

なお、(財)人権教育啓発推進センターは、前記
のような活動の位置付けから見て、今後、中立公
正な立場で、民間団体としての特質を生かした人
権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセン
ターとしての役割を果たすことが求められる。

(8) マスメディア

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発
の媒体としてのマスメディアの果たす役割は大き
い。

一方、マスメディアは人々の人間形成や社会の
風潮にも大きな影響力を持っているので、番組や
雑誌等を製作・提供する側にも適切な配慮が求め
られる。また、子どもの豊かな人間性を育成する
という観点からの取組や広く人権意識の高揚が図
られるような取組など、自主的かつ積極的な役割
を担っていくことが期待される。

人権問題についての報道は、国民の人権問題に
対する関心を引き起こし、人権尊重の理念につい
ての理解を深めることに寄与するので、マスメデ
ィアにはどのような人権問題についても積極的に
取り組む報道姿勢が望まれる。

2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進の ための施策

(1) 各実施主体間の連携・協力の推進

各実施主体がそれぞれの役割を踏まえながら人
権教育・啓発を総合的に推進していくためには、
実施主体間の横断的なネットワークを充実するな
どして、連携・協力を一層推進していく必要があ

る。

平成10年度から、各都道府県単位で法務局、
都道府県、人権擁護委員連合会が中心となって人
権啓発活動ネットワーク事業を実施しているが、
法務省としては、できるだけ速やかに、この事業
を市町村レベルにも拡充することが必要である。
このような連携・協力を効果的に推進するため
には、地方公共団体における適切な組織的対応も望
まれる。

一方、国レベルにおいても、法務省、文部省及
びその所掌事務との関連で人権にかかわる啓発活
動を行っている府省庁等がそれぞれの教育・啓発
活動についての情報を交換し連携するための方策
を協議し、人権教育・啓発の総合的な推進を図る
連絡協議体制を整備することが肝要である。

(2) (財)人権教育啓発推進センターの充実

(財)人権教育啓発推進センターは、民間団体
としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総
合的に行うナショナルセンターとしての役割が期
待されることから、自らが行う啓発活動のより一
層の充実と他の実施主体が行う啓発活動への支援
の強化を図っていく必要がある。

そのためには、同センターにおける人権情報収
集・提供システムの充実整備とともに、調査研究
機能や人権啓発指導者養成機能等の充実が必要で
ある。

人権情報収集・提供システムについては、人権
に関する書籍、図画、ビデオ等を豊富に備えた人
権ライブラリーの設置、定期刊行物やスマイルネ
ット(注16)の整備等を図り、広く国民に人権
に関する情報を提供することが求められる。

調査研究機能については、人権教育・啓発の在
り方・手法に対する国民のニーズや国内外の先進
的な教育・啓発手法についての調査の充実等が求
められる。また、企業等の人権啓発活動を支援す
るため、例えば、企業等の参考に資するような人
権啓発指針を策定して、これを配布することなど
も考えられる。

人権啓発指導者養成機能については、各種研修
に対する支援の充実のほか、指導者養成のための
プログラムの開発、人権教育・啓発に関する講師
の情報の充実整備等が求められる。

このような機能の充実を図り、同センターが担
うべき重要な役割に照らせば、施設や実施体制面
の充実も図る必要がある。このため、国による財
政的支援の拡充も必要であり、さらには、企業等
関係各方面からの支援も望まれる。

(3) 人権教育・啓発の効果的な推進のための施策

ア 人権教育

(ア) 学校教育においては、国は、各学校等での人権教育に係る取組に資するため、①適切かつ効果的な指導方法や学習教材等について資料の収集、調査・研究をし、その成果を学校等に対して提供すること、②ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者等との交流などの豊かな体験の機会の充実等を図っていくこと、③教員が人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるように研修等の一層の充実を図っていくとともに、現行のいわゆる同和加配教員制度を人権教育を推進するための教職員配置等に発展的に見直していくなど指導体制の充実について検討していくことが必要である。

(イ) 社会教育においては、国は、①地域の実情や学習者のニーズに応じた多様な学習機会の一層の充実を図ること、②学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムを開発するとともに、広く関係機関に、その成果を提供すること、③社会教育指導者に対する研修の一層の充実を図るとともに、指導者として、人権に関して幅広い識見のある人材を多方面から活用するなど指導体制の一層の充実を図ること、④公民館等の社会教育施設を中心に、人権教育に関する指導者や学習機会等、様々な情報を地域住民に提供できるよう、関係機関等との連携を図ることが必要である。

(ウ) 家庭教育に関しては、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむことができるよう家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて身をもって子どもに示していく必要がある。このため、国は、家庭教育に関する親に対する学習機会の充実を図るとともに、これらの学習機会、相談窓口、関係機関などについての情報の提供や子育てに関する相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る必要がある。

イ 人権啓発

(ア) 人権啓発においては、国の機関等が人権啓発の基本的な在り方を踏まえた効果的な啓発を推進できるよう、人権啓発事務を所掌する法務省がその指針等を策定し、その周知を図る必要がある。

(イ) 総務庁が地域改善対策事業として実施してきた地方委託事業は、法務省がこれを引き継ぎ、すべての人権課題を対象とした人権啓発事業に再構成して実施している(注10参照)が、地方公共団体の啓発活動の取組状況には地域差が少なくないことにかんがみると、国が全国的に一定水準の啓発活動を確保する観点から地方公共団体に委託して行う啓発活動は非常に意義がある。そこで、これまでの同和問題に関する啓発活動の成果を踏まえながら、この事業を一層拡充していく必要がある。その際には、法務局・地方法務局レベルにおいても、委託先に対する援助・助言が行われることが望まれる。

(ウ) より多くの国民に人権尊重の理念の重要性を効率的に伝え、効果的に人権啓発を進めるためには、テレビ・ラジオ等による特別番組、スポット広告等の企画・実施など、マスメディアを積極的に活用した施策を推進する必要がある。

なお、上記の各施策のほか、前記(1)「各実施主体間の連携・協力の推進」の項で述べた人権啓発活動ネットワーク事業の拡充や国レベルにおける連絡協議体制の整備等の施策を推進するには、法務省の人権擁護部門の実施体制の整備も重要である。

ウ 研修の充実

(ア) 法務省では、国家公務員や地方公共団体の啓発担当者に人権に関する研修を実施しているが、その一層の充実が必要である。

(イ) 検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員、警察職員等人権にかかわりの深い特定の職務に従事する公務員に対する研修の充実も必要である。

(ウ) 公務員以外においても、医療関係者、福祉関係職員、マスメディア関係者等人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修の充実も求められる。

なお、それぞれの研修の実施者は、その研修を効果的に実施するため、それぞれが行う研修についての資料や教材等について、(財)人権教育啓発推進センターを活用することも期待される。

おわりに

本答申は、本審議会に付託された事項のうち、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるため

の教育及び啓発に関する施策の総合的推進に関するものである。

本審議会は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解については、まさに、国民一人一人が主体的に取り組むべき課題であるとの認識の上に立ち、国民一人一人が人権尊重の理念を深めるための施策について、様々な観点から検討し、国を始めとするそれぞれの実施主体が人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策について、提言を行ったものであり、これを踏まえて、政府が速やかに所要の行財政措置を講ずることを望む。また、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の実施に当たって、本答申を踏まえた一層効果的な取組が行われることを期待するものである。

本答申の趣旨が実現するためには、行政のみならず、学校、社会教育施設、企業、民間団体、マスメディアなどにおける積極的な取組とともに、国民一人一人の理解と協力が必要不可欠である。本答申の趣旨が広く国民に浸透するように、政府が様々な機会をとらえてその周知を図っていくことを切望する。

我々は、本答申が、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に貢献することを切望するものであるが、このような社会の実現には、さらに、人権が侵害された場合における被害者の救済を欠かすことができない。我々は、このような視点に立って、今後、諮問第2号である「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」調査審議を行うこととする。

(注1) 人権に関する現状についての意見

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(いわゆるB規約)第28条に定める人権委員会の最終見解(1998年(平成10年)11月)、「児童の権利に関する条約」第43条に定める児童の権利に関する委員会の最終見解(1998年(平成10年)6月)等がある。

(注2) 国民

本答申において、「国民」とは、狭義の「日本国籍を持つ者」だけでなく、我が国に在留する外国人・無国籍者も含む。

(注3) 主な人権課題

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画においても、「本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。」とされている。

(注4) 同和対策審議会答申(昭和40年8月11日)

同和対策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行い、答申を行った。同答申は、戦後の同和行政の大きな指針となったものであり、その中で、同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると述べている。

(注5) 人権教育・啓発

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画においては、人権教育について、国連における定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されており、そこでは、本答申で用いる人権教育と人権啓発の両者を含む意味で用いられている。

(注6) 府省庁等における人権にかかわる啓発活動

法務省以外の府省庁等においても、その所掌事務との関連で、女性、高齢者、障害者、雇用等の問題に関して、人権にかかわる啓発活動を行っている。

(注7) 法務省の人権擁護機関

法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及びその支局並びに法務大臣が委嘱する人権擁護委員を総称して法務省の人権擁護機関と呼ぶ。なお、上記から人権擁護委員を除いたものを総称する場合は、法務省の人権擁護部門と呼ぶ。

(注8) 人権啓発活動ネットワーク

ネットワーク協議会を組織し、データベースを共同利用するとともに、啓発計画の共同策定・情報交換を行い、協議会のホームページの開設などを行っている。

(注9) えせ同和行為

えせ同和行為とは、同和問題はこわい問題であるという人々の誤った意識に乗り、同和問題を口実にして企業などに不当な利益や義務のないことを求める行為をいう。

えせ同和行為は、同和問題に関する差別意識の解消に向けた人権教育・啓発活動の効果を一挙にくつがえし、同和問題に関する誤った認識を国民に植え付けるなど、同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっており、これを排除することが現下の緊急な課題である。

(注10) 委託事業

法務省が外部に委託して行う人権啓発活動は、中央委託と地方委託に分かれる。

中央委託は、(財)人権教育啓発推進センターを委託先とし、啓発映画の作成、人権啓発フェスティバルの実施、人権関係情報データベースによる各種情報提供、人権教育・啓発担当者用のテキストの作成、企業内研修用の啓発資料の作成等の事業等を委託している。

地方委託は、都道府県及び政令指定都市を委託先とし、講演会の開催、啓発資料の作成・配布、放送番組の提供や新聞広告の掲載、地域行政関係者研修会等の開催のほか、人権モデル地区事業などの人権啓発事業を委託している。

なお、委託先に対する援助・助言の事務は、法務省人権擁護局が行っている。

(注11) (財)人権教育啓発推進センター

昭和62年に地域改善啓発活動を行うことを目的に総務庁所管の公益法人(財)地域改善啓発センターとして設立されたが、その後、平成8年7月26日の閣議決定(「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」)を受けて、平成9年4月、人権全般の教育・啓発活動を行うことを目的とし、法務省、文部省及び総務庁の三省庁共管として再編された公益法人。

(注12) ウィーンにおける世界人権会議

1993年(平成5年)、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的として開催された国際会議。

(注13) 地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月17日)

① 平成8年の地域改善対策協議会意見具申は、「教育及び啓発の手法には、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。」と指摘している。

② 同意見具申は、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてき

た成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」としている。

③ 同意見具申は、同和問題に関して、「これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。」とし、「引き続き、これらを達成するための息の長い取組みが必要である。」と指摘している。

(注14) 特定非営利活動促進法

平成10年12月に特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)が施行された。同法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするものである。

(注15) 人権擁護委員の組織体

人権擁護委員法上の組織体として、①全国に338の人権擁護委員協議会、②各都道府県の単位ごとに50の都道府県人権擁護委員連合会(ただし、北海道においては4連合会)、③都道府県人権擁護委員連合会で組織されている全国人権擁護委員連合会が、それぞれ設置されている。そのほか、任意的に組織されているものとして、④各法務局管内を単位として、全国に8のブロック人権擁護委員連合会が設置されている。

これらの組織は、委員の職務に関する連絡及び調整、必要な資料及び情報の収集、人権問題に関する講演会や一般研修会の開催等を行っている。

(注16) スマイルネット

国や地方公共団体などを中心に行われている人権教育・啓発活動を支援するため、人権に関する各種情報を収集・整理し、パソコン通信により提供する人権関係情報データベース。

(4) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成12年法律第147号)

(目的)

第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(5)人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることではない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の

諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立

性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原則の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画にお

いても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高

める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に係る機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児

童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成 14 年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成 13 年 7 月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけ

の在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、

都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なも

のとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民

の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連 10 年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに

に、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子ども

への愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した

際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭を立てて推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改

めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げることができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タ

イミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながる。その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第 14 条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第 24 条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストー

カー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定め、これに続く 1976 年から 1985 年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979 年に女子差別撤廃条約が採択（1981 年発効、我が国の批准 1985 年）され、1993 年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成 11 年 6 月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）が制定され、平成 12 年 12 月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性 2000 年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固

定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人

権相談に積極的に取り組むとともに、平成 12 年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金 (UNIFEM) 内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第 4 の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪也多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成 11 年法律第 52 号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 12 年法律第 82 号)の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に係るの深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、

以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にしたい教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。(文部科学省)
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成13年7月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)
- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。

(外務省)

- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切にす

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年(平成11

年)を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和 61 年 6 月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成 7 年 12 月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱(平成 8 年 7 月閣議決定)を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成 13 年 12 月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。(厚生労働省)
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による 65 歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための

啓発活動に取り組む。(厚生労働省)

- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待(財産侵害)等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(4) 障害者

障害者基本法第 3 条第 2 項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971 年に「知的障害者の権利宣言」、1975 年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976 年の第 31 回総会においては、1981 年(昭和 56 年)を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が 1979 年に承認されている。また、1983 年から 1992 年までの 10 年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会(E S C A P)において、1993 年から 2002 年までの 10 年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、

昭和 57 年 3 月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年 4 月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成 8 年 1 月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成 5 年 3 月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成 7 年 12 月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成 8 年度から平成 14 年度までの 7 カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）

⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。（外務省）

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成 11 年 7 月 29 日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成 14 年 3 月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成 8 年 5 月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏ま

え、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省、法務省）
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。（法務省ほか関係省庁）
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るた

め、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省、国土交通省）
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社

会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)

- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人

の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が

国においても昭和 60 年 3 月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えとともに、エイズ患者やH I V感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① H I V感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、H I V感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識を解消し、H I V感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ③ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やH I V感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やH I V感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓

発活動を実施する。(法務省)

- ⑤ エイズ患者やH I V感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やH I V感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和 28 年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和 30 年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成 8 年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成 13 年 5 月 11 日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理

解を深めるための啓発活動を推進する。
学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)

- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こ

うした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

(12) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、

同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連 10 年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の 13 の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約 14,000 名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝ら

されているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」(平成 12 年 9 月 25 日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置)及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」(人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成 10 年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている)は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住

民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。

② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

（財）人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、（財）人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的な活用が望まれる。また、民間の活用にあたっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様な人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進にあたっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施にあたっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

3 学習指導要領における人権教育に関連した内容等の例

※ 人権教育は学校の教育活動全体を通じて推進されるものである。以下は、学習指導要領の中から、人権教育とかかわりのある主な内容等を抜粋したものであり、あくまで例示である。

幼稚園教育要領〔平成20年3月告示〕

ねらい及び内容

〔人間関係〕

○ ねらい

- ・ 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。

○ 内 容

- ・ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- ・ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- ・ 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- ・ 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。

学習指導要領〔小・中学校；平成20年3月告示〕 〔高等学校；平成11年3月告示〕

総 則

○ 教育課程編成の一般方針

【小学校】

- ・ 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、…、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。
- ・ 道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

【中学校】

- ・ 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、…、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。
- ・ 道德教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成を図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

【高等学校】

- ・ 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、…、民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。
- ・ 道德教育を進めるに当たっては、特に、道德的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

○ 指導計画の作成等／教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

【小学校】

- ・ 日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。
- ・ …、小学校間、幼稚園や保育所、中学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

【中学校】

- ・ 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

- ・ …，中学校間や小学校，高等学校，特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

【高等学校】

- ・ 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め，生徒が主体的に判断，行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう，生徒指導の充実を図ること。
- ・ …，高等学校間や中学校，盲学校，聾^{ろう}学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。

各教科

〔国語〕

○ 指導計画の作成と内容の取扱い

【小学校】

- ・ 教材は，次のような観点に配慮して取り上げること。
～ 生命を尊重し，他人を思いやる心を育てるのに役立つこと。

〔社会，地理歴史・公民〕

○ 内 容

【小学校（社会）】

- ・ 我が国の政治の働きについて，次のことを調査したり資料を活用したりして調べ，…，現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。
～ 日本国憲法は，…，国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。（第6学年）
- ・ 世界の中の日本の役割について，次のことを調査したり地図や地球儀，資料などを活用したりして調べ，…，外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること…を考えるようにする。
～ 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い人々の生活の様子（第6学年）

【中学校（社会〔公民的分野〕）】

- ・ 人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。
- ・ 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせるとともに、法の意義を理解させ、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、…。

【高等学校（地理歴史〔日本史A・B〕）】

- ・ 第二次世界大戦後の国際関係の推移に着目して、…、新憲法の成立、…など我が国の再出発…について考察させる。

【高等学校（公民〔現代社会〕）】

- ・ 基本的人権の保障…について理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに…。また、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等、法と規範などについて考えさせ、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。
- ・ …人権…に関する国際法の意義…について理解させ、…。

【高等学校（公民〔倫理〕）】

- ・ 人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。

【高等学校（政治・経済）】

- ・ 現代の日本の政治及び国際政治の動向について関心を高め、基本的人権…を尊重し擁護することの意義を理解させるとともに、…。
 - ～ …人権保障と法の支配、権利と義務の関係…について理解させ、…。
 - ～ …人権…などに関する国際法の意義…について理解させ、…。

道 徳

○ 内 容

【小学校】

- ・ 生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。(第1・2学年)
- ・ 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。(第3・4学年)
- ・ 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。(第5・6学年)
- ・ 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。(第1・2学年)
- ・ 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。(第3・4学年)
- ・ 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。(第5・6学年)
- ・ だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。(第5・6学年)
- ・ 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に役割を果たす。(第5・6学年)

【中学校】

- ・ 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
- ・ 法やきまりの意義を理解し、^{じゆん}遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
- ・ 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
- ・ 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。

特 別 活 動

[学級活動・ホームルーム活動]

【小学校（学級活動）】

○ 目 標

- ・ 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や、健全な生活態度を育てる。

○ 内 容

- ・ 学級や学校における生活上の諸問題の解決（共通事項）
- ・ 希望や目標をもって生きる態度の形成（共通事項）
- ・ 望ましい人間関係の育成（共通事項）

【中学校（学級活動）】

○ 目 標

- ・ 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や、健全な生活態度を育てる。

○ 内 容

- ・ 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- ・ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ・ 社会の一員としての自覚と責任
- ・ 男女相互の理解と協力
- ・ 望ましい人間関係の確立

【高等学校（ホームルーム活動）】

○ 内 容

- ・ ホームルーム活動においては、学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。
 - ～ ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決，ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動，学校における多様な集団の生活の向上など
 - ～ …，自己及び他者の個性の理解と尊重，社会生活における役割の自覚と自己責任，男女相互の理解と協力，コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立…など
 - ～ …，生命の尊重…など

資 料

目 次

- 1 人権教育の指導方法等に関する調査研究実施要項・・・・・・・・ 1
- 2 平成18・19年度人権教育の指導方法等に関する調査研究会議
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議における審議
の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

人権教育の指導方法等に関する調査研究実施要項

〔平成 18 年度〕平成 18 年 4 月 3 日 初等中等教育局長決定
〔平成 19 年度〕平成 19 年 4 月 2 日 初等中等教育局長決定

1 趣 旨

人権尊重社会の実現に向け、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づき、学校における人権教育を推進するため、学習指導要領等を踏まえた指導方法の望ましい在り方等について調査研究を行う。

2 調査研究事項

人権を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、以下の事項について調査研究を行う。

- （１）学校における人権教育の指導方法の在り方について
- （２）学校における人権教育に関する学習教材の在り方について
- （３）その他学校における人権教育に関する事項について

3 実施方法

- （１）別紙の協力者により、調査研究を行う。
- （２）必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 その他

- （１）この調査研究にかかる庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。
- （２）児童生徒課は、調査研究の実施に当たって、教育課程課、幼児教育課等の関係課との連携協力を行うものとする。

（別紙省略）

平成18・19年度人権教育の指導方法等に関する調査研究会議委員名簿

座長	福田 弘	筑波大学大学院教授
座長代理	菅原 寛	大阪府教育委員会市町村教育室児童生徒支援課長
	有村 久春	岐阜大学教育学部教授
	伊藤 伸子	神奈川県立海老名高等学校長
	梅野 正信	鹿児島大学教育学部教授
	神野 ちどり	大阪府東大阪市教育委員会人権教育室長
	神山 直子	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事
	小島 勝	財団法人人権教育啓発推進センター専務理事
	志水 宏吉	大阪大学大学院人間科学研究科教授（～平成19年3月）
	谷口 研二	福岡県福津市立上西郷小学校校長
	林 尚示	東京学芸大学総合教育科学系助教授
	増田 利之	埼玉県加須市立礼羽小学校校長
	森 実	大阪教育大学教職教育研究開発センター教授
	若井 彌一	上越教育大学学校教育学部教授

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議における審議の経過

平成15年6月5日（木）

【第1回会議】 ○ 人権教育に関する国の動向について

平成15年7月14日（月）

【第2回会議】 ○ 人権教育に関する現状と課題について

平成15年8月26日（火）

【第3回会議】 ○ 人権教育の基本的な在り方について
○ 人権教育に関する都道府県教育委員会の取組について

平成15年9月22日（月）

【第4回会議】 ○ 高等学校における人権教育の取組について

平成15年10月7日（火）

【第5回会議】 ○ 中学校における人権教育の取組について

平成15年11月17日（月）

人権教育研究指定校の視察（東京都小金井市立小金井第二小学校）

平成15年11月25日（火）

【第6回会議】 ○ 市町村教育委員会、小学校における人権教育の取組について

平成15年12月4日（木）

人権教育総合推進地域の視察（大阪府茨木市立三島中学校区）

平成15年12月18日（木）

【第7回会議】 ○ 幼児教育における取組について
○ 学校教育と子どもの権利をめぐって

平成16年1月22日（木）

【第8回会議】 ○ 論点整理について

平成16年2月23日（月）

【第9回会議】 ○ 骨子案について

平成16年3月15日（月）

【第10回会議】 ○ とりまとめ（たたき台）について

平成16年4月23日（金）

【第11回会議】 ○ とりまとめ案について

平成16年5月1日～21日

「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]（案）」について意見募集

平成16年6月1日（火）

【第12回会議】 ○「第一次とりまとめ」（案）について

平成16年6月 「人権教育の指導方法等の在り方について [第一次とりまとめ]
--

平成16年10月5日（火）

【第13回会議】 ○ 今後の検討の進め方について

平成16年11月16日（火）

【第14回会議】 ○ とりまとめの方向について

平成17年2月21日（月）

人権教育研究指定校の視察（東京都立川市立第七小学校）

平成17年5月16日（月）

【第15回会議】 ○「第二次とりまとめ」の方向性について

平成17年5月23日（月）

人権教育総合推進地域の視察（兵庫県三木市）

平成17年6月29日（水）

【第16回会議】 ○「第二次とりまとめ」の基本方針について

平成17年7月26日（火）

【第17回会議】 ○「第二次とりまとめ」に向けたワーキンググループにおける作業

平成17年8月29日（月）

【第18回会議】 ○「第二次とりまとめ」について

平成17年9月12日（月）

【第19回会議】 ○「第二次とりまとめ」について

平成17年9月27日（火）

【第20回会議】 ○「第二次とりまとめ」について

平成17年10月26日～11月18日

「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]（案）」について意見募集

平成17年12月6日（火）

【第21回会議】 ○「第二次とりまとめ」について

平成18年1月 「人権教育の指導方法等の在り方について [第二次とりまとめ]
--

平成18年2月28日（火）

- 【第22回会議】 ○「第二次とりまとめ」の今後の普及について
○ 人権教育の推進に関する今後の方向性について

平成18年6月14日（水）

- 【第23回会議】 ○「第三次とりまとめ」の方向性について
○ 「第三次とりまとめ」に向けた作業手順等について

平成18年7月25日（火）

- 【第24回会議】 ○「第三次とりまとめ」の方向性について
○ 「第三次とりまとめ」に向けた作業手順等について

平成18年9月25日（月）

- 【第25回会議】 ○「第三次とりまとめ」の方向性について

平成18年11月20日（月）

- 【第26回会議】 ○「第三次とりまとめ」について（ワーキンググループ別協議）

平成18年12月20日（月）

- 【第27回会議】 ○「第三次とりまとめ」について

平成19年2月19日（月）

- 【第28回会議】 ○「第三次とりまとめ」について

平成19年3月20日（月）

- 【第29回会議】 ○「第三次とりまとめ」について

平成19年7月30日（月）

- 【第30回会議】 ○「第三次とりまとめ」について

平成20年2月8日～3月7日

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]（案）」について意見募集

平成20年3月14日（金）

- 【第31回会議】 ○「第三次とりまとめ」について

平成20年3月 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

＊【第一次とりまとめ(平成16年6月)】；「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示

＊【第二次とりまとめ(平成18年1月)】；指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒【第三次とりまとめ】；第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載 【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

指導等の在り方編

第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】

自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動

自分の人権を守り他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する知的理解
(知識的側面)

人権感覚
(価値・態度的側面／技能的側面)

人権が尊重される教育の場としての学校・学級

第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校のエデュケーション全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

実践編

「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

III 教育委員会及び学校における研修等の取組【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

など

人権教育の推進

『教育の目的』

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成

(教育基本法第1条)



『人権教育の目標』

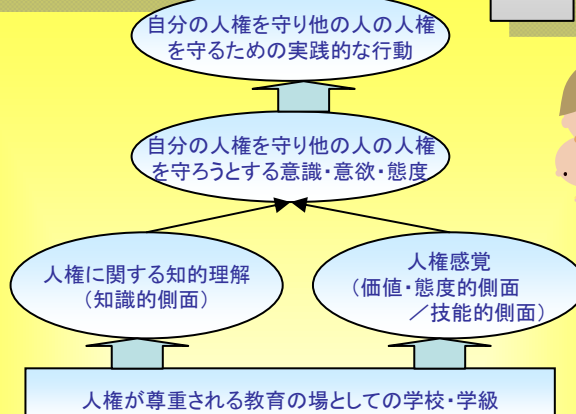
児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現われるようにすること。

学 校

行政の支援

- ①人権教育の理念や方向性等を示した計画の策定
- ②人権教育の優れた実践事例の収集・分析・普及
- ③人権教育に関する教職員用の事例集・指導書・手引書等の作成
- ④人権教育に関する教職員研修の実施
- ⑤実践的研究の実施
- ⑥学校の組織体制の在り方や点検・評価に関する指導

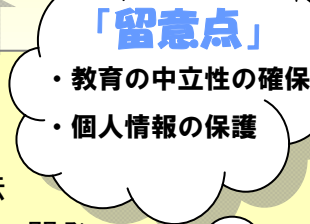
など



連携

指導内容・方法

- ・児童生徒の発達段階や実態に即した内容・方法
- ・効果的な学習教材の選定・開発
- ・児童生徒の自主性の尊重や体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫



教職員における人権尊重の理念の理解・体得

- ・効果的な教職員研修等の実施



学校としての組織的な取組

- ・学校の教育活動全体を通じた人権教育の実施
- ・学校としての組織的な取組とその点検・評価



家庭・地域等との連携

◎家庭や地域における人権感覚の育成

- ・学校の取組みの公表
 - ・子どもと保護者が共同で取り組む活動の実施
 - ・保護者や地域の人達の授業参観
- など

校種間連携

◎幼・保・小・中・高等学校、特別支援学校間の連携の促進

- ・校種を超えた授業研究、発達段階に応じたカリキュラムの共同研究
 - ・系統的人権教育の実施
 - ・交流活動の実施
- など